

関原発第5号  
2021年4月1日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
執行役社長 森本 孝

大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり大飯発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和52年8月31日付 52安(原規)第237号をもって認可を受け、

昭和53年11月13日付 53安(原規)第264号、	昭和54年5月28日付 54資庁第7785号、
昭和54年6月22日付 54資庁第8354号、	昭和54年10月31日付 54資庁第13176号、
昭和55年5月12日付 54資庁第16381号、	昭和56年6月19日付 56資庁第8318号、
昭和56年8月20日付 56資庁第10448号、	昭和57年1月26日付 56資庁第17611号、
昭和57年6月22日付 57資庁第10603号、	昭和58年2月10日付 57資庁第19486号、
昭和59年2月28日付 58資庁第19992号、	昭和59年8月17日付 59資庁第10192号、
昭和60年2月21日付 59資庁第17851号、	昭和60年6月15日付 60資庁第7137号、
昭和60年11月5日付 60資庁第11805号、	昭和61年6月26日付 61資庁第8872号、
昭和63年2月23日付 62資庁第16337号、	昭和63年7月14日付 63資庁第7656号、
平成元年3月31日付 元資庁第3503号、	平成2年3月23日付 2資庁第1878号、
平成3年1月21日付 2資庁第12871号、	平成3年3月26日付 3資庁第2004号、
平成3年5月23日付 3資庁第5072号、	平成3年12月13日付 3資庁第13043号、
平成4年12月2日付 4資庁第12579号、	平成5年5月31日付 5資庁第5098号、
平成5年6月25日付 5資庁第7613号、	平成6年3月31日付 6資庁第1950号、
平成6年6月24日付 6資庁第7494号、	平成7年1月20日付 6資庁第14300号、
平成7年6月12日付 7資庁第6883号、	平成7年9月13日付 7資庁第10107号、
平成8年8月23日付 8資庁第8448号、	平成9年1月31日付 8資庁第12745号、
平成9年8月27日付 平械09・08・07第9号、	平成10年6月25日付 平械10・06・22第15号、
平成10年9月25日付 平械10・08・11第16号、	平成11年3月29日付 平械11・01・20第16号、
平成11年9月1日付 平械11・07・29第19号、	平成12年6月26日付 平械12・06・12第11号、
平成13年1月5日付 平械12・08・31第10号、	平成13年1月19日付 平械13・01・19第15号、

平成13年 2月23日付 平城13・02・15原第19号、  
平成13年11月 5日付 平城13・09・28原第77号、  
平成14年 8月28日付 平城14・07・12原第12号、  
平成15年 6月20日付 平城15・06・09原第19号、  
平成16年 5月13日付 平城15・12・19原第40号、  
平成16年10月 5日付 平城16・08・19原第 2号、  
平成17年 7月20日付 平城17・07・04原第23号、  
平成18年 2月22日付 平城18・01・31原第16号、  
平成18年 9月 8日付 平城18・08・24原第12号、  
平成19年 3月15日付 平城19・02・16原第17号、  
平成19年 6月26日付 平城19・06・08原第137号、  
平成19年12月13日付 平城19・11・30原第25号、  
平成20年 8月22日付 平城20・07・11原第14号、  
平成20年12月12日付 平城20・10・31原第 3号、  
平成21年11月 4日付 平城21・09・18原第11号、  
平成22年 6月25日付 平城22・06・10原第 3号、  
平成22年12月13日付 平城22・11・09原第30号、  
平成23年 5月11日付 平城23・04・20原第 3号、  
平成23年 9月20日付 平城23・07・25原第14号、  
平成25年 3月25日付 原管収第121221003号、  
平成27年 6月12日付 原規規発第1506127号、  
平成28年 1月20日付 原規規発第1601201号、  
平成28年10月26日付 原規規発第1610267号、  
平成29年 9月 1日付 原規規発第1709014号、  
平成30年12月17日付 原規規発第1812177号、  
令和元年 6月25日付 原規規発第1906255号、  
令和元年12月11日付 原規規発第1912116号、  
令和 2年 5月26日付 原規規発第2005263号、  
令和 2年 6月11日付 原規規発第2006113号、  
令和 3年 2月19日付 原規規発第2102194号

平成13年 3月30日付 平城13・03・23原第13号、  
平成14年 3月 8日付 平城14・02・07原第12号、  
平成14年10月22日付 平城14・09・20原第 8号、  
平成15年 9月11日付 平城15・08・28原第10号、  
平成16年 6月16日付 平城16・06・07原第12号、  
平成17年 4月11日付 平城17・03・17原第10号、  
平成17年10月24日付 平城17・10・03原第12号、  
平成18年 4月21日付 平城18・04・14原第 4号、  
平成18年10月23日付 平城18・10・02原第21号、  
平成19年 5月30日付 平城19・05・15原第34号、  
平成19年12月13日付 平城19・09・28原第33号、  
平成20年 6月18日付 平城20・05・20原第11号、  
平成20年10月 7日付 平城20・09・16原第19号、  
平成21年 3月25日付 平城21・03・03原第24号、  
平成22年 2月10日付 平城22・01・06原第16号、  
平成22年 9月13日付 平城22・08・04原第 5号、  
平成23年 5月 6日付 平城23・04・04原第35号、  
平成23年 5月31日付 平城23・05・13原第21号、  
平成24年 9月 6日付 20120815原第22号、  
平成26年 6月 9日付 原規規発第1406095号、  
平成27年 9月18日付 原規規発第1509183号、  
平成28年 3月24日付 原規規発第16032411号、  
平成29年 6月26日付 原規規発第1706266号、  
平成30年 6月26日付 原規規発第1806268号、  
平成31年 2月13日付 原規規発第1902132号、  
令和元年 9月 3日付 原規規発第1909033号、  
令和 2年 2月21日付 原規規発第2002212号、  
令和 2年 6月 3日付 原規規発第2006033号、  
令和 2年 6月19日付 原規規発第2006194号及び

で変更認可を受けた大飯発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

## 2. 変更の理由

### (1) 組織改正に伴う変更

組織改正に伴い、以下の変更を保安規定に反映する。

- ・原子力安全部門と原子力技術部門を統合
- ・原子燃料部門の原子燃料サイクルに関する品質保証業務を原子力発電部門へ移管
- ・発電所の保修関係組織を統合

### (2) コンプライアンス意識の向上のための活動に係る会議名称の変更

第2条の2および第143条（関係法令および本規定の遵守）について、会議名称を変更する。

(3) 記載の適正化

第34条（計測および制御設備）および第90条（重大事故等対処設備）について、記載を適正化する（線種の変更）。

3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、30日を超えない範囲で施行する。
- (2) 本規定施行の際、発電所の保守関係組織の統合に伴い変更する規定については、原子力規制委員会の認可を受けた日、または3号炉の第18回保全サイクルにおける核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日のいずれか遅い日より起算し、30日を超えない範囲で適用する。

以 上

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(関係法令および本規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第3条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令および本規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、コンプライアンス意識の向上のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2. 社長は、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) コンプライアンスを確実にするための方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、原子力部門CSR推進委員会を設置し、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>(1) コンプライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第4条（保安に関する組織）の組織にその活動を実施させる。</p> <p>(2) (1)に定めた計画の実施状況を評価する。</p> <p>(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。</p> <p>(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。</p> <p>4. 第4条(保安に関する組織)の組織は、第3項の計画に基づき、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>(関係法令および本規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第3条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令および本規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、コンプライアンス意識の向上のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2. 社長は、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) コンプライアンスを確実にするための方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、原子力部門コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>(1) コンプライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第4条（保安に関する組織）の組織にその活動を実施させる。</p> <p>(2) (1)に定めた計画の実施状況を評価する。</p> <p>(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。</p> <p>(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。</p> <p>4. 第4条(保安に関する組織)の組織は、第3項の計画に基づき、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>コンプライアンス意識の向上のための活動に係る会議名称の変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第 3 条 保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>図3-1 品質マネジメントシステム体系図</p> <p>この図は、品質マネジメントシステムの構成を、項目ごとに整理した上で PDCA に分類して示している。業務の詳細は各社内標準にて定める。</p> <p>(注 1) 本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関連を、項目ごとに整理した上で PDCA に分類して示している。業務の詳細は各社内標準にて定める。</p> <p>(注 2) 原子力事業本部各部門統括とは、原子力企画部門統括、原子力安全・技術部門統括、原子力発電部門統括、原子力技術部門統括、原子力燃料部門統括 (原子力技術)、原子力安全・技術部門統括 (土木建築)、原子力発電部門統括、原子力燃料部門統括のいずれかを指す。</p> <p>(中略)</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第 3 条 保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>図3-1 品質マネジメントシステム体系図</p> <p>この図は、品質マネジメントシステムの構成を、項目ごとに整理した上で PDCA に分類して示している。業務の詳細は各社内標準にて定める。</p> <p>(注 1) 本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関連を、項目ごとに整理した上で PDCA に分類して示している。業務の詳細は各社内標準にて定める。</p> <p>(注 2) 原子力事業本部各部門統括とは、原子力企画部門統括、原子力安全・技術部門統括、原子力発電部門統括、原子力燃料部門統括 (原子力技術)、原子力安全・技術部門統括 (土木建築)、原子力発電部門統括、原子力燃料部門統括のいずれかを指す。</p> <p>(中略)</p>	<p>理由</p>
<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第 3 条 保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>図3-1 品質マネジメントシステム体系図</p> <p>この図は、品質マネジメントシステムの構成を、項目ごとに整理した上で PDCA に分類して示している。業務の詳細は各社内標準にて定める。</p> <p>(注 1) 本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関連を、項目ごとに整理した上で PDCA に分類して示している。業務の詳細は各社内標準にて定める。</p> <p>(注 2) 原子力事業本部各部門統括とは、原子力企画部門統括、原子力安全・技術部門統括、原子力発電部門統括、原子力燃料部門統括 (原子力技術)、原子力安全・技術部門統括 (土木建築)、原子力発電部門統括、原子力燃料部門統括のいずれかを指す。</p> <p>(中略)</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第 3 条 保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>図3-1 品質マネジメントシステム体系図</p> <p>この図は、品質マネジメントシステムの構成を、項目ごとに整理した上で PDCA に分類して示している。業務の詳細は各社内標準にて定める。</p> <p>(注 1) 本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関連を、項目ごとに整理した上で PDCA に分類して示している。業務の詳細は各社内標準にて定める。</p> <p>(注 2) 原子力事業本部各部門統括とは、原子力企画部門統括、原子力安全・技術部門統括、原子力発電部門統括、原子力燃料部門統括 (原子力技術)、原子力安全・技術部門統括 (土木建築)、原子力発電部門統括、原子力燃料部門統括のいずれかを指す。</p> <p>(中略)</p>	<p>理由</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由					
表 3-2 (続き)				表 3-2 (続き)									
本品質 マネジメント システム 計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項	本品質 マネジメント システム 計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項	理由	
		1次 文書	2次文書					1次 文書	2次文書				
6. 1 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	運転 管理	運転管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	原子力事業本部 原子力発電部門	第9条の2、第10条の2、第12条の2から第98条、第125条、第125条の4、第125条の5、第139条	6. 1 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6	運転 管理	運転管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	原子力事業本部 原子力発電部門	第9条の2、第10条の2、第12条の2から第98条、第125条、第125条の4、第125条の5、第139条		組織改正に伴う変更(原子力安全部門と原子力技術部門の統合)
	放射 性 廃 棄 物 管理	放射性廃棄物管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第105条から第109条、第139条	7. 1 7. 2 7. 5 7. 6	放射 性 廃 棄 物 管理	放射性廃棄物管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	原子力事業本部 原子力発電部門	第105条から第109条、第139条			
											放射 線 管理	放射線管理通達	
	施設 管 理	施設管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第12条の2、第125条から第125条の5	7. 1 7. 2 7. 5 7. 6	施設 管 理	施設管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	原子力事業本部 原子力発電部門	第12条の2、第125条から第125条の5			
											非常 時 の 措 置	非常時の措置通達	
	その 他	安全管理通達	原子力事業本部 原子力安全部門	第9条、第10条、第12条の2、第125条の6	7. 1 7. 2 7. 5 7. 6	その 他	安全管理通達	原子力事業本部 原子力安全・技 術部門	原子力事業本部 原子力安全・技 術部門	第9条、第10条、第12条の2、第125条の6			
											原子 力 事 業 本 部 燃 料 部 門	原子燃料サイクル通達	
	原子 力 事 業 本 部	火災防護通達	原子力事業本部 火災防護通達	第18条	7. 1 7. 2 7. 5 7. 6	原子 力 事 業 本 部	火災防護通達	原子力事業本部 火災防護通達	原子力事業本部 火災防護通達	第18条			

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
表 3-2 (続き)				表 3-2 (続き)				
本品質 マネジメン システム 計画関連条項	項目	社内標準名		項目	本品質 マネジメン システム 計画関連条項	社内標準名	本規定関連条項	
		1次 文書	2次文書					
6. 1 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	その他	原子力技術業務 要綱	原子力技術業務 要綱	その他	6. 1 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	原子力技術業務 要綱	原子力事業本部 原子力安全・技 術部門	組織改正に伴う変更(原子 力安全部門と原子力技術 部門の統合)
7. 2. 3 8. 2. 1	組織の 外部の 者との 情報の 伝達等 組織の 外部の 者の意 見	外部コミュニケ ーション通達	外部コミュニケ ーション通達	原子力発電の安全に係る品質保証規程	7. 2. 3 8. 2. 1	外部コミュニケ ーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
7. 3	設計開 発	設計・開発通達	設計・開発通達	設計開 発	7. 3	設計・開発通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第125条
7. 4 7. 5. 5	調達 調達物 品の管 理	原子力部門にお ける文書・記録 管理通達	原子力部門にお ける文書・記録 管理通達	調達 調達物 品の管 理	7. 4 7. 5. 5	原子力部門にお ける文書・記録 管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門 調達本部	
7. 6	監視測 定のた めの設 備の管 理	監視機器・測定 機器管理通達	監視機器・測定 機器管理通達	監視測 定のた めの設 備の管 理	7. 6	監視機器・測定 機器管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	

(以下略)

(以下略)



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する組織)</p> <p>第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。</p> <p>図 4</p> <p>【本店】</p> <p>（※1）</p> <p>（※2）</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。</p> <p>図 4</p> <p>【本店】</p> <p>（※1）</p> <p>（※2）</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>図 4（続き）</p> <p>【発電所】</p> <p>(※1) 発電用原子炉主任技術者</p> <p>(※2) 発電所長</p> <p>原子力発電 安全運営委員会 発電所レビュー</p> <p>電気主任技術者 ボイラー・タービン 主任技術者</p> <p>品質保証室長 安全・防災室長 所長室長</p> <p>技術課長 原子燃料課長 放射線管理課 発電室長 — 当直課長<sup>※3</sup></p> <p>保全計画課長 電気保修課長 計装保修課長 原子炉保修課長 タービン保修課長 土木建築課長</p> <p>電気工事グループ課長 機械工事グループ課長 土木建築工事グループ課長</p> <p>※3：1、2号炉担当および3、4号炉担当</p>	<p>図 4（続き）</p> <p>【発電所】</p> <p>(※1) 発電用原子炉主任技術者</p> <p>(※2) 発電所長</p> <p>原子力発電 安全運営委員会 発電所レビュー</p> <p>電気主任技術者 ボイラー・タービン 主任技術者</p> <p>品質保証室長 安全・防災室長 所長室長</p> <p>技術課長 原子燃料課長 放射線管理課 発電室長 — 当直課長<sup>※3</sup></p> <p>保全計画課長 電気保修課長 機械保修課長 土木建築課長 電気工事グループ課長 機械工事グループ課長 土木建築工事グループ課長</p> <p>※3：1、2号炉担当および3、4号炉担当</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第 1 項(5)から(10)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第 2 条の 2 第 3 項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第 1 項(5)から(10)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全部門統括は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務を統括する（その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、原子力発電の品質保証活動および原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管理、原子力発電施設的设计・保全に関する業務ならびに高経年対策に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、原子力発電施設的设计・保全（原子力技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等を含む）。</p> <p>(9) 原子力技術部門統括（土木建築）は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(10) 原子力発電部門統括は、原子力発電の品質保証活動、原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管理、原子力発電施設的设计・保全に関する業務ならびに高経年対策に関する技術的業務を統括する。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第 1 項(5)から(9)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第 2 条の 2 第 3 項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第 1 項(5)から(9)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設的设计・保全（原子力安全・技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(7) 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(8) 原子力発電部門統括は、原子力発電および原子力燃料サイクルの品質保証活動、原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管理、原子力発電施設的设计・保全に関する業務ならびに高経年対策に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(9) 原子力燃料部門統括は、原子力燃料サイクル（原子力燃料サイクル室長所管業務を除く。）に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子力燃料サイクル室長は、原子力燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(12) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p>	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力燃料部門の原子燃料サイクルに関する品質保証業務を原子力発電部門へ移管）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力燃料部門の原子燃料サイクルに関する品質保証業務を原子力発電部門へ移管）</p> <p>組織改正に伴う変更（番号の繰り上がり）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(15) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(16) 第1項(6)から(10)、(14)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に含まれる業務を含む。</p> <p>(17) 各職位は、第3条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(18) 第1項(5)から(15)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(19) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室課長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括および教育・訓練の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料課長は、原子燃料管理および炉心管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター所長所管業務を除く。）、被ばく管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 発電室長は原子炉施設の運転に関する業務を行う。</p> <p>(13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において「当直課長」とは、特に定めのない限り3号炉および4号炉を担当する当直課長をいう。</p> <p>(14) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、定期事業者検査に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p>	<p>(14) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(15) 第1項(6)から(9)、(13)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に含まれる業務を含む。</p> <p>(16) 各職位は、第3条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(17) 第1項(5)から(14)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室課長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括および教育・訓練の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料課長は、原子燃料管理および炉心管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター所長所管業務を除く。）、被ばく管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 発電室長は原子炉施設の運転に関する業務を行う。</p> <p>(13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において「当直課長」とは、特に定めのない限り3号炉および4号炉を担当する当直課長をいう。</p> <p>(14) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、定期事業者検査に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p>	<p>組織改正に伴う変更（番号の繰り上がり）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(17) 計装係課長は、原子炉施設の計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 原子炉保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備を除く。）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(19) <u>タービン保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</u></p> <p>(20) 土木建築課長は、原子炉施設および建築物に係る保守、修理（機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(21) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(22) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(23) 土木建築工事グループ課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(24) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に關する業務を含む）。</p> <p>(26) 第2項(5)、(6)、(10)から(13)および(15)から(23)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(27) 各職位は、第3条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(28) 各課（室）長は、課（室）員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課（室）員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(29) 発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を兼任することができる品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長または保安計画課長は、兼任した場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務を遂行しないこととし、兼任する職位の職務はその上位職が行う。</p>	<p>(17) 機械保修課長は、原子炉施設の機械設備に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 土木建築課長は、原子炉施設および建築物に係る保守、修理（機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(19) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(20) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(21) 土木建築工事グループ課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに關する業務を行う。</p> <p>(22) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(23) 第2項(3)から(22)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に關する業務を含む）。</p> <p>(24) 第2項(5)、(6)、(10)から(13)および(15)から(21)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(25) 各職位は、第3条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(26) 各課（室）長は、課（室）員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課（室）員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(27) 発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を兼任することができる品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長または保安計画課長は、兼任した場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務を遂行しないこととし、兼任する職位の職務はその上位職が行う。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p> <p>組織改正に伴う変更（番号の繰り上がり）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第 6 条 本店に原子力発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店所管の社内標準の制定および改正</p> <p>(4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3. 原子力安全部門統括を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。</p> <p>4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の原子炉主任技術者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第 6 条 本店に原子力発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店所管の社内標準の制定および改正</p> <p>(4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。</p> <p>4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の原子炉主任技術者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(原子力発電安全運営委員会)</p> <p>第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。                  2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。                  ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正                  (a) 運転員の構成人員に関する事項                  (b) 当直の引継方法に関する事項                  (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項                  (d) 巡視点検に関する事項                  (e) 異常時の措置に関する事項                  (f) 警報発生時の措置に関する事項                  (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項                  (h) 定期的実施するサーベイランスに関する事項                  (i) 誤操作の防止に関する事項                  (j) 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項                  (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正                  (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項                  (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項                  (c) 燃料の検査および取替に関する事項                  (3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正                  (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項                  (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項                  (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項                  (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項                  (4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正                  (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項                  (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項                  (c) 保全区域に関する事項                  (d) 周辺監視区域に関する事項                  (e) 線量の評価に関する事項                  (f) 除染に関する事項                  (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項                  (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項                  (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p>	<p>(原子力発電安全運営委員会)</p> <p>第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。                  2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。                  ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正                  (a) 運転員の構成人員に関する事項                  (b) 当直の引継方法に関する事項                  (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項                  (d) 巡視点検に関する事項                  (e) 異常時の措置に関する事項                  (f) 警報発生時の措置に関する事項                  (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項                  (h) 定期的実施するサーベイランスに関する事項                  (i) 誤操作の防止に関する事項                  (j) 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項                  (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正                  (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項                  (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項                  (c) 燃料の検査および取替に関する事項                  (3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正                  (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項                  (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項                  (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項                  (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項                  (4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正                  (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項                  (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項                  (c) 保全区域に関する事項                  (d) 周辺監視区域に関する事項                  (e) 線量の評価に関する事項                  (f) 除染に関する事項                  (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項                  (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項                  (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p>	<p>変更なし</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正  (6) 改造の実施に関する事項（第2編第160条第2項に関する事項を含む）  (7) 非常事態における運転操作に関する社内標準の制定および改正（第128条）  (8) 保安教育実施計画の策定（第136条）に関する事項  (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項  3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。  4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ポイラー・タービン主任技術者、第5条第2項(3)、(5)、(7)、同項(9)から(12)および(15)から(23)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正  (6) 改造の実施に関する事項（第2編第160条第2項に関する事項を含む）  (7) 非常事態における運転操作に関する社内標準の制定および改正（第128条）  (8) 保安教育実施計画の策定（第136条）に関する事項  (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項  3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。  4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ポイラー・タービン主任技術者、第5条第2項(3)、(5)、(7)、同項(9)から(12)および(15)から(21)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（番号の繰り上がり）</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条の 2 の 2 安全・防災室長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下、「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(2) (1)に掲げるもの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(3) (2)に掲げるもの他、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>3. 各課（室）長は、第 1 項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を実施するとともに、第 1 項(1)の要員に第 2 項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第 3 項の活動の実施結果を取りまとめ、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 各課（室）長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 原子炉技術部門統括（原子炉技術）は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※ 1：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条の 2 の 2 安全・防災室長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下、「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(2) (1)に掲げるもの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(3) (2)に掲げるもの他、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>3. 各課（室）長は、第 1 項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を実施するとともに、第 1 項(1)の要員に第 2 項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第 3 項の活動の実施結果を取りまとめ、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 各課（室）長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 原子炉安全・技術部門統括（原子炉安全・技術）は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※ 1：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子炉安全部門と原子炉技術部門の統合）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第18条の3 安全・防災室長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 原子炉技術部門統括（原子力技術）および原子力技術（土木建築）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 原子力技術部門統括（原子力技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測の抽出を実施する。</p> <p>7. 原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術（土木建築）および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 原子力安全部門統括は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機落下確率評価に用いるデータの變更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第18条の3 安全・防災室長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測の抽出を実施する。</p> <p>7. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機落下確率評価に用いるデータの變更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>理由</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(資機材等の整備) 第18条の4 各課(室)長は、次の各号の資機材等を整備する。 (1) 所長室長および電気保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路ならびに避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。 (2) 所長室長、発電室長、電気保修課長、計装保修課長および放射線管理課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順を定める。 (3) タービン保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いるディーゼル発電機を7日間連続運転させるために、位置的分散を考慮して、タンクローリー4台以上を配備する。また、安全・防災室長および発電室長は、タンクローリーによる燃料の輸送に関する以下の手順を定める。 (a) タンクローリーの燃料輸送に関する手順 (b) タンクローリーの輸送ルート確保に関する手順 (c) 竜巻の襲来が予想される場合にタンクローリー4台を鯨谷トンネルに退避するための手順 (d) タンクローリーの退避ルートの確保に関する手順</p>	<p>(資機材等の整備) 第18条の4 各課(室)長は、次の各号の資機材等を整備する。 (1) 所長室長および電気保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路ならびに避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。 (2) 所長室長、発電室長、電気保修課長および放射線管理課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。 (3) 機械保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いるディーゼル発電機を7日間連続運転させるために、位置的分散を考慮して、タンクローリー4台以上を配備する。また、安全・防災室長および発電室長は、タンクローリーによる燃料の輸送に関する以下の手順を定める。 (a) タンクローリーの燃料輸送に関する手順 (b) タンクローリーの輸送ルート確保に関する手順 (c) 竜巻の襲来が予想される場合にタンクローリー4台を鯨谷トンネルに退避するための手順 (d) タンクローリーの退避ルートの確保に関する手順</p>	<p>理由</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条の 5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 原子力安全部門統括は、添付 3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、第 2 項に定める計画に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>4. 安全・防災室長は、第 1 項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 3 に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>(a) 要員の役割分担および責任者の配置に関すること</p> <p>(b) 3 号炉および 4 号炉の同時被災における要員の配置に関すること</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する*1 こと</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年 1 回以上実施すること</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下、「成立性の確認訓練」という。）を年 1 回以上実施すること</p> <p>(d) 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>(e) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>5. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、第 1 項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付 3 に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第 4 項 (1) (a) の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条の 5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、添付 3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、第 2 項に定める計画に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>4. 安全・防災室長は、第 1 項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 3 に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>(a) 要員の役割分担および責任者の配置に関すること</p> <p>(b) 3 号炉および 4 号炉の同時被災における要員の配置に関すること</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する*1 こと</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年 1 回以上実施すること</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下、「成立性の確認訓練」という。）を年 1 回以上実施すること</p> <p>(d) 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>(e) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>5. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、第 1 項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付 3 に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第 4 項 (1) (a) の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>	<p>理由</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p> <p>6. 各課（室）長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を実施するとともに、第4項（1）の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>7. 各課（室）長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>8. 原子力安全部門統括は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援を行う体制の整備を講じる。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること</p> <p>9. 原子力安全部門統括は、第8項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全部門統括は、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに、または運転員（当直員）、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p>	<p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p> <p>6. 各課（室）長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を実施するとともに、第4項（1）の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>7. 各課（室）長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>8. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること</p> <p>9. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第8項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに、または運転員（当直員）、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p>	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の6 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他テロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する<sup>※1</sup>こと。</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下、「技術的能力の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること。</p> <p>(d) (c)項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(e) (c)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課（室）長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項（1）の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の6 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他テロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する<sup>※1</sup>こと。</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下、「技術的能力の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること。</p> <p>(d) (c)項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(e) (c)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課（室）長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項（1）の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p>	<p>理由</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>6. 原子力安全部門統括は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援助に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全部門統括は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに、大規模損壊対応で用いる化学消防自動車の設置もしくは改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、または運転員（当直員）、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p>	<p>6. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援助に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに、大規模損壊対応で用いる化学消防自動車の設置もしくは改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、または運転員（当直員）、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由								
<p>(制御棒位置指示)</p> <p>第 2 5 条 モード1および2において、制御棒位置指示は、表 2 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 計装保修課長は、定期事業者検査時に、制御棒の移動範囲において、各制御棒位置がステップカウンタの表示値の ±12 ステップ以内であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、制御棒位置指示が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 2 5 - 2 の措置を講じるとともに、制御棒位置指示装置が動作不能である場合は原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。ただし、この措置は、制御棒位置指示装置は制御棒毎およびステップカウンタはバンク毎に、個別に行うことができる。</p> <p>表 2 5 - 1</p> <table border="1" data-bbox="699 1339 805 2141"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒位置指示</td> <td>制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であることは、制御棒位置指示装置の表示器またはプロセス計算機により制御棒の位置が確認できること、およびステップカウンタの表示器またはプロセス計算機により制御棒の位置が確認できることをいう。また、以下の場合は、制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作不能とはみなさない。</p> <p>(1) 電源故障時における予備電源への切替操作および予備電源からの復旧操作に伴う一時的な表示機能の喪失</p> <p>(2) 制御棒位置指示装置の表示部取替作業に伴う一時的な表示機能の喪失</p> <p>(以下略)</p>	項目	運転上の制限	制御棒位置指示	制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1	<p>(制御棒位置指示)</p> <p>第 2 5 条 モード1および2において、制御棒位置指示は、表 2 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 電気保修課長は、定期事業者検査時に、制御棒の移動範囲において、各制御棒位置がステップカウンタの表示値の ±12 ステップ以内であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、制御棒位置指示が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 2 5 - 2 の措置を講じるとともに、制御棒位置指示装置が動作不能である場合は原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。ただし、この措置は、制御棒位置指示装置は制御棒毎およびステップカウンタはバンク毎に、個別に行うことができる。</p> <p>表 2 5 - 1</p> <table border="1" data-bbox="699 443 805 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒位置指示</td> <td>制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であることは、制御棒位置指示装置の表示器またはプロセス計算機により制御棒の位置が確認できること、およびステップカウンタの表示器またはプロセス計算機により制御棒の位置が確認できることをいう。また、以下の場合は、制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作不能とはみなさない。</p> <p>(1) 電源故障時における予備電源への切替操作および予備電源からの復旧操作に伴う一時的な表示機能の喪失</p> <p>(2) 制御棒位置指示装置の表示部取替作業に伴う一時的な表示機能の喪失</p> <p>(以下略)</p>	項目	運転上の制限	制御棒位置指示	制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>
項目	運転上の制限									
制御棒位置指示	制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1									
項目	運転上の制限									
制御棒位置指示	制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1									



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由								
<p>(熱流束熱水路係数 (F<sub>o</sub>(Z)))</p> <p>第 30 条 モード1において、F<sub>o</sub>(Z)は、表30-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. F<sub>o</sub>(Z)が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が 75 % を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、F<sub>o</sub>(Z)を確認し、その結果を当直課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、F<sub>o</sub>(Z)を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、F<sub>o</sub>(Z)が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表30-2の措置を講じるとともに、当直課長および計装保修課長に通知する。通知を受けた当直課長および計装保修課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表30-1</p> <table border="1" data-bbox="558 436 702 757"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F<sub>o</sub>(Z)</td> <td>原子炉熱出力が 50 % を超える場合、<math>2.32/P^{*1} \times K(Z)</math> ※2 以下であること 原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、<math>4.64 \times K(Z)</math> 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合。 ※2：K(Z)は、図30-1に示す炉心高さZに依存するF<sub>o</sub>制限係数（以下、本条において同じ）。</p>	項目	運転上の制限	F <sub>o</sub> (Z)	原子炉熱出力が 50 % を超える場合、 $2.32/P^{*1} \times K(Z)$ ※2 以下であること 原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、 $4.64 \times K(Z)$ 以下であること	<p>(熱流束熱水路係数 (F<sub>o</sub>(Z)))</p> <p>第 30 条 モード1において、F<sub>o</sub>(Z)は、表30-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. F<sub>o</sub>(Z)が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が 75 % を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、F<sub>o</sub>(Z)を確認し、その結果を当直課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、F<sub>o</sub>(Z)を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、F<sub>o</sub>(Z)が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表30-2の措置を講じるとともに、当直課長および電気保修課長に通知する。通知を受けた当直課長および電気保修課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表30-1</p> <table border="1" data-bbox="558 436 702 757"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F<sub>o</sub>(Z)</td> <td>原子炉熱出力が 50 % を超える場合、<math>2.32/P^{*1} \times K(Z)</math> ※2 以下であること 原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、<math>4.64 \times K(Z)</math> 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合。 ※2：K(Z)は、図30-1に示す炉心高さZに依存するF<sub>o</sub>制限係数（以下、本条において同じ）。</p>	項目	運転上の制限	F <sub>o</sub> (Z)	原子炉熱出力が 50 % を超える場合、 $2.32/P^{*1} \times K(Z)$ ※2 以下であること 原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、 $4.64 \times K(Z)$ 以下であること	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>
項目	運転上の制限									
F <sub>o</sub> (Z)	原子炉熱出力が 50 % を超える場合、 $2.32/P^{*1} \times K(Z)$ ※2 以下であること 原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、 $4.64 \times K(Z)$ 以下であること									
項目	運転上の制限									
F <sub>o</sub> (Z)	原子炉熱出力が 50 % を超える場合、 $2.32/P^{*1} \times K(Z)$ ※2 以下であること 原子炉熱出力が 50 % 以下の場合、 $4.64 \times K(Z)$ 以下であること									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由		
表 30-2	表 30-2	表 30-2	表 30-2			
<p>条件</p> <p>A. F<sub>o</sub>(Z)が運転上の制限を満足していない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、F<sub>o</sub>(Z)の運転上の制限の超過分 1% あたり原子炉熱出力を 1% 以上下げる。 および</p> <p>A.2 原子燃料課長は、軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲を F<sub>o</sub>(Z)の運転上の制限の超過分(%)だけ下げ、その結果を当直課長に通知する。 および</p> <p>A.3 計装保修課長は、F<sub>o</sub>(Z)の運転上の制限の超過分 1% あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を 1% 以上下げ、その結果を当直課長に通知する。 および</p> <p>A.4 計装保修課長は、F<sub>o</sub>(Z)の運転上の制限の超過分 1% あたり過大出力ΔT高トリップ設定値を 1% 以上下げ、その結果を当直課長に通知する。 および</p> <p>A.5 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、F<sub>o</sub>(Z) および F<sub>NΔH</sub>が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p>	<p>完了時間</p> <p>15分</p> <p>4時間</p> <p>8時間</p> <p>7.2時間</p> <p>原子炉熱出力が措置 A.1 の制限値を超えて増加する前</p>	<p>条件</p> <p>A. F<sub>o</sub>(Z)が運転上の制限を満足していない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、F<sub>o</sub>(Z)の運転上の制限の超過分 1% あたり原子炉熱出力を 1% 以上下げる。 および</p> <p>A.2 原子燃料課長は、軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲を F<sub>o</sub>(Z)の運転上の制限の超過分(%)だけ下げ、その結果を当直課長に通知する。 および</p> <p>A.3 電気保修課長は、F<sub>o</sub>(Z)の運転上の制限の超過分 1% あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を 1% 以上下げ、その結果を当直課長に通知する。 および</p> <p>A.4 電気保修課長は、F<sub>o</sub>(Z)の運転上の制限の超過分 1% あたり過大出力ΔT高トリップ設定値を 1% 以上下げ、その結果を当直課長に通知する。 および</p> <p>A.5 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、F<sub>o</sub>(Z) および F<sub>NΔH</sub>が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p>	<p>完了時間</p> <p>15分</p> <p>4時間</p> <p>8時間</p> <p>7.2時間</p> <p>原子炉熱出力が措置 A.1 の制限値を超えて増加する前</p>	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)</p>
<p>条件</p> <p>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>B.1 当直課長は、モード 2 にする。</p>	<p>完了時間</p> <p>1.2時間</p>	<p>条件</p> <p>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>B.1 当直課長は、モード 2 にする。</p>	<p>完了時間</p> <p>1.2時間</p>	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由								
<p>(核的エンタルピ上昇熱水路係数 (<math>F_{\Delta H}^N</math>))</p> <p>第 3 1 条 モード1において、<math>F_{\Delta H}^N</math>は、表 3 1 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. <math>F_{\Delta H}^N</math>が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が 75 % を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、<math>F_{\Delta H}^N</math>を確認し、その結果を当直課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、<math>F_{\Delta H}^N</math>を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、<math>F_{\Delta H}^N</math>が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 3 1 - 2 の措置を講じるとともに、当直課長および計装保修課長に通知する。通知を受けた当直課長および計装保修課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表 3 1 - 1</p> <table border="1" data-bbox="560 1473 635 2141"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>F_{\Delta H}^N</math></td> <td><math>1.64(1+0.3(1-P^{*1}))</math> 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合。</p>	項 目	運転上の制限	$F_{\Delta H}^N$	$1.64(1+0.3(1-P^{*1}))$ 以下であること	<p>(核的エンタルピ上昇熱水路係数 (<math>F_{\Delta H}^N</math>))</p> <p>第 3 1 条 モード1において、<math>F_{\Delta H}^N</math>は、表 3 1 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. <math>F_{\Delta H}^N</math>が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が 75 % を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、<math>F_{\Delta H}^N</math>を確認し、その結果を当直課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、<math>F_{\Delta H}^N</math>を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、<math>F_{\Delta H}^N</math>が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 3 1 - 2 の措置を講じるとともに、当直課長および電気保修課長に通知する。通知を受けた当直課長および電気保修課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表 3 1 - 1</p> <table border="1" data-bbox="560 584 635 1249"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>F_{\Delta H}^N</math></td> <td><math>1.64(1+0.3(1-P^{*1}))</math> 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合。</p>	項 目	運転上の制限	$F_{\Delta H}^N$	$1.64(1+0.3(1-P^{*1}))$ 以下であること	<p>組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)</p>
項 目	運転上の制限									
$F_{\Delta H}^N$	$1.64(1+0.3(1-P^{*1}))$ 以下であること									
項 目	運転上の制限									
$F_{\Delta H}^N$	$1.64(1+0.3(1-P^{*1}))$ 以下であること									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更後

変更前

表 3 1 - 2

条 件	要求される措置	完了時間
A. $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限を満足していない場合※2	A.1.1 当直課長は、 $F_{\Delta H}^N$ の運転上の制限を満足させる。 または A.1.2.1 当直課長は、原子炉熱出力を 50 % 以下に下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.1.2.2 電気保修課長は、出力領域中性子束高トリップ設定値を 55 % 以下に下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.2 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}^N$ および $F_{\Delta H}^O$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および A.3 原子燃料課長は、所定の出力以上に上昇する前に炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}^N$ および $F_{\Delta H}^O$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。*	4 時間 4 時間 8 時間 2 4 時間 原子炉熱出力が 50 % を超える前 および 原子炉熱出力が 75 % を超える前 および 原子炉熱出力が 95 % 以上となった後の 2 4 時間以内
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 2 にする。	1 2 時間

表 3 1 - 2

条 件	要求される措置	完了時間
A. $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限を満足していない場合※2	A.1.1 当直課長は、 $F_{\Delta H}^N$ の運転上の制限を満足させる。 または A.1.2.1 当直課長は、原子炉熱出力を 50 % 以下に下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.1.2.2 計装保修課長は、出力領域中性子束高トリップ設定値を 55 % 以下に下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.2 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}^N$ および $F_{\Delta H}^O$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および A.3 原子燃料課長は、所定の出力以上に上昇する前に炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}^N$ および $F_{\Delta H}^O$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。*	4 時間 4 時間 8 時間 2 4 時間 原子炉熱出力が 50 % を超える前 および 原子炉熱出力が 75 % を超える前 および 原子炉熱出力が 95 % 以上となった後の 2 4 時間以内
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 2 にする。	1 2 時間

※ 2 : 条件 A に至った場合は、 $F_{\Delta H}^N$  が制限値内に回復しても、A. 3 の措置を完了しなければならぬ。  
※ 3 : 本措置を実施するために、原子炉熱出力を下げる必要はない。

※ 2 : 条件 A に至った場合は、 $F_{\Delta H}^N$  が制限値内に回復しても、A. 3 の措置を完了しなければならぬ。  
※ 3 : 本措置を実施するために、原子炉熱出力を下げる必要はない。

※ 2 : 条件 A に至った場合は、 $F_{\Delta H}^N$  が制限値内に回復しても、A. 3 の措置を完了しなければならぬ。  
※ 3 : 本措置を実施するために、原子炉熱出力を下げる必要はない。

組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織)の統合

理 由

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由								
<p>(1/4炉心出力偏差)</p> <p>第 3 3 条 モード 1（原子炉熱出力が 50 % を超える）において、1/4 炉心出力偏差は、表 3 3-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1/4 炉心出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード 1（原子炉熱出力が 50 % を超える）において、1 週間に 1 回、1/4 炉心出力偏差を確認する。</p> <p>ただし、出力領域上部中性子束偏差大を検知する警報または出力領域下部中性子束偏差大を検知する警報が動作不能である場合、1 2 時間に 1 回、1/4 炉心出力偏差を確認する。また、出力領域中性子束計装からの 1/4 炉心出力偏差への入力が入力が動作不能な場合、以下により 1/4 炉心出力偏差を確認する。</p> <p>(a) 当直課長は、原子炉熱出力が 75 % 未満で、出力領域中性子束計装 1 チャンネルからの 1/4 炉心出力偏差への入力が入力が動作不能な場合、1 週間に 1 回、残りの 3 チャンネルによる計算結果により確認する。</p> <p>(b) 原子燃料課長は、原子炉熱出力が 75 % 未満で、出力領域中性子束計装 2 チャンネル以上からの 1/4 炉心出力偏差への入力が入力が動作不能な場合、1 週間に 1 回、炉内出力分布測定結果により確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(c) 原子燃料課長は、原子炉熱出力が 75 % 以上で、出力領域中性子束計装 1 チャンネル以上からの 1/4 炉心出力偏差への入力が入力が動作不能な場合、1 2 時間に 1 回、炉内出力分布測定結果により確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、1/4 炉心出力偏差が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 3 3-2 の措置を講じるとともに、原子燃料課長および計装係課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長および計装係課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>(1/4炉心出力偏差)</p> <p>第 3 3 条 モード 1（原子炉熱出力が 50 % を超える）において、1/4 炉心出力偏差は、表 3 3-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1/4 炉心出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード 1（原子炉熱出力が 50 % を超える）において、1 週間に 1 回、1/4 炉心出力偏差を確認する。</p> <p>ただし、出力領域上部中性子束偏差大を検知する警報または出力領域下部中性子束偏差大を検知する警報が動作不能である場合、1 2 時間に 1 回、1/4 炉心出力偏差を確認する。また、出力領域中性子束計装からの 1/4 炉心出力偏差への入力が入力が動作不能な場合、以下により 1/4 炉心出力偏差を確認する。</p> <p>(a) 当直課長は、原子炉熱出力が 75 % 未満で、出力領域中性子束計装 1 チャンネルからの 1/4 炉心出力偏差への入力が入力が動作不能な場合、1 週間に 1 回、残りの 3 チャンネルによる計算結果により確認する。</p> <p>(b) 原子燃料課長は、原子炉熱出力が 75 % 未満で、出力領域中性子束計装 2 チャンネル以上からの 1/4 炉心出力偏差への入力が入力が動作不能な場合、1 週間に 1 回、炉内出力分布測定結果により確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(c) 原子燃料課長は、原子炉熱出力が 75 % 以上で、出力領域中性子束計装 1 チャンネル以上からの 1/4 炉心出力偏差への入力が入力が動作不能な場合、1 2 時間に 1 回、炉内出力分布測定結果により確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、1/4 炉心出力偏差が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 3 3-2 の措置を講じるとともに、原子燃料課長および電気係課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長および電気係課長は、同表の措置を講じる。</p>									
<p>表 3 3-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/4 炉心出力偏差</td> <td>1.02 以下であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1/4 炉心出力偏差	1.02 以下であること	<p>表 3 3-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/4 炉心出力偏差</td> <td>1.02 以下であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1/4 炉心出力偏差	1.02 以下であること	
項目	運転上の制限									
1/4 炉心出力偏差	1.02 以下であること									
項目	運転上の制限									
1/4 炉心出力偏差	1.02 以下であること									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更後

変更前

理由

表 33-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 1/4炉心出力偏差が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、1/4炉心出力偏差の1.00からの超過分1%あたり、原子炉熱出力を100%から3%以上下げます。 および A.2 当直課長は、1/4炉心出力偏差を確認し、A.1措置後の状態からさらに増加する傾向にある場合は、再度A.1の措置を講じます。 および A.3 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}$ および $F_{N_{\Delta H}}$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知します。 および A.4 原子燃料課長は、安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直課長に通知します。 および A.5 電気保修課長は、1/4炉心出力偏差をなくすように出力領域中性子束計装を調整し、その結果を当直課長に通知します。 および A.6 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}$ および $F_{N_{\Delta H}}$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知します。 および A.7 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、100%到達後の24時間以内または原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超えない前	2時間 12時間 その後の12時間間に1回 24時間 その後の1週間に1回 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超えない前 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超えない前 原子炉熱出力が100%到達後の24時間以内または原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超えない前

表 33-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 1/4炉心出力偏差が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、1/4炉心出力偏差の1.00からの超過分1%あたり、原子炉熱出力を100%から3%以上下げます。 および A.2 当直課長は、1/4炉心出力偏差を確認し、A.1措置後の状態からさらに増加する傾向にある場合は、再度A.1の措置を講じます。 および A.3 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}$ および $F_{N_{\Delta H}}$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知します。 および A.4 原子燃料課長は、安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直課長に通知します。 および A.5 計装保修課長は、1/4炉心出力偏差をなくすように出力領域中性子束計装を調整し、その結果を当直課長に通知します。 および A.6 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_{\Delta H}$ および $F_{N_{\Delta H}}$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知します。 および A.7 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、100%到達後の24時間以内または原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超えない前	2時間 12時間 その後の12時間間に1回 24時間 その後の1週間に1回 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超えない前 原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超えない前 原子炉熱出力が100%到達後の24時間以内または原子炉熱出力がA.1の措置で制限される値を超えない前

※1：A.5の措置は、A.4の措置が完了後に実施すること。

※2：条件Aに至った場合は、1/4炉心出力偏差が制限値内に回復しても、A.6の措置を完了しな

組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由												
<p>ければならない。</p> <p>表 3 3 - 2（続き）</p> <table border="1" data-bbox="287 1400 494 2128"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B. 1 当直課長は、原子炉熱出力を 50 % 以下に下げる。</td> <td>4 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、原子炉熱出力を 50 % 以下に下げる。	4 時間	<p>ければならない。</p> <p>表 3 3 - 2（続き）</p> <table border="1" data-bbox="287 504 494 1232"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B. 1 当直課長は、原子炉熱出力を 50 % 以下に下げる。</td> <td>4 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、原子炉熱出力を 50 % 以下に下げる。	4 時間	<p>変更なし</p>
条 件	要求される措置	完了時間												
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、原子炉熱出力を 50 % 以下に下げる。	4 時間												
条 件	要求される措置	完了時間												
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、原子炉熱出力を 50 % 以下に下げる。	4 時間												

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由								
<p>(計測および制御設備)</p> <p>第 3 4 条 次の計測および制御設備は、表 3 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装                  (2) 工学的安全施設等作動計装                  (3) 事故時監視計装                  (4) ディーゼル発電機起動計装                  (5) 中央制御室非常用循環系計装                  (6) 中央制御室外原子炉炉停止装置</p> <p>2. 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長、発電室長、当直課長、電気保修課長および計装保修課長は、表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める確認事項を実施する。また、原子燃料課長、電気保修課長および計装保修課長は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長および計装保修課長は、計測および制御設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 の措置を講じるとともに必要に応じて関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。</p> <p>表 3 4 - 1</p> <table border="1" data-bbox="798 1344 973 2128"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 項で定める計測および制御設備</td> <td>表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能<sup>※1</sup>であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p>	項 目	運転上の制限	第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 <sup>※1</sup> であること	<p>(計測および制御設備)</p> <p>第 3 4 条 次の計測および制御設備は、表 3 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装                  (2) 工学的安全施設等作動計装                  (3) 事故時監視計装                  (4) ディーゼル発電機起動計装                  (5) 中央制御室非常用循環系計装                  (6) 中央制御室外原子炉炉停止装置</p> <p>2. 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長、発電室長、当直課長および電気保修課長は、表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める確認事項を実施する。また、原子燃料課長および電気保修課長は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長および電気保修課長は、計測および制御設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 の措置を講じるとともに必要に応じて関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。</p> <p>表 3 4 - 1</p> <table border="1" data-bbox="798 448 973 1232"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 項で定める計測および制御設備</td> <td>表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能<sup>※1</sup>であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p>	項 目	運転上の制限	第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 <sup>※1</sup> であること	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>
項 目	運転上の制限									
第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 <sup>※1</sup> であること									
項 目	運転上の制限									
第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 <sup>※1</sup> であること									



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表 (第 次改正)

変更前

変更後

表34-2 原子炉保護系計装

【凡 例】

- (a) 原子炉トリップしや断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合
- (b) P-10 (出力領域中性子束) インターロック未満
- (c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上
- (d) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未満
- (e) 原子炉トリップしや断器が開放されている場合
- (f) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上
- (g) P-8 (出力領域中性子束) インターロック以上
- (h) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上
- (i) P-13 (タービン低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上
- (j) 原子炉格納容器内の燃料移動中でない場合
- (k) 原子炉格納容器内での燃料移動中の場合

表34-2 原子炉保護系計装

【凡 例】

- (a) 原子炉トリップしや断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合
- (b) P-10 (出力領域中性子束) インターロック未満
- (c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上
- (d) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未満
- (e) 原子炉トリップしや断器が開放されている場合
- (f) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上
- (g) P-8 (出力領域中性子束) インターロック以上
- (h) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上
- (i) P-13 (タービン低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上
- (j) 原子炉格納容器内の燃料移動中でない場合
- (k) 原子炉格納容器内での燃料移動中の場合

機能	設定値	モード	所定モード	所定モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 原子炉保護系計装 回復 <sup>※1</sup>	-	モード1 および2	モード1 および2	A. 1系統が動作不能である場合 B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合 C. 条件AまたはBの制限を完了時間内に達成できない場合	A. 1系統が動作不能である場合 B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合 C. 条件AまたはBの制限を完了時間内に達成できない場合	1ヶ月以内に1回(交代) 2ヶ月以内に2回(交代) 3ヶ月以内に3回(交代) 4ヶ月以内に4回(交代) 5ヶ月以内に5回(交代)	1ヶ月以内に1回(交代) 2ヶ月以内に2回(交代) 3ヶ月以内に3回(交代) 4ヶ月以内に4回(交代) 5ヶ月以内に5回(交代)	1ヶ月以内に1回(交代) 2ヶ月以内に2回(交代) 3ヶ月以内に3回(交代) 4ヶ月以内に4回(交代) 5ヶ月以内に5回(交代)	1ヶ月以内に1回(交代) 2ヶ月以内に2回(交代) 3ヶ月以内に3回(交代) 4ヶ月以内に4回(交代) 5ヶ月以内に5回(交代)	原子炉保護係長 原子炉保護係長 原子炉保護係長 原子炉保護係長 原子炉保護係長
2. 手動原子炉トリップ <sup>※2</sup>	-	モード1 および2	モード1 および2	A. 1システムが動作不能である場合 B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合 C. 条件AまたはBの制限を完了時間内に達成できない場合	A. 1システムが動作不能である場合 B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合 C. 条件AまたはBの制限を完了時間内に達成できない場合	1ヶ月以内に1回(交代) 2ヶ月以内に2回(交代) 3ヶ月以内に3回(交代) 4ヶ月以内に4回(交代) 5ヶ月以内に5回(交代)	1ヶ月以内に1回(交代) 2ヶ月以内に2回(交代) 3ヶ月以内に3回(交代) 4ヶ月以内に4回(交代) 5ヶ月以内に5回(交代)	1ヶ月以内に1回(交代) 2ヶ月以内に2回(交代) 3ヶ月以内に3回(交代) 4ヶ月以内に4回(交代) 5ヶ月以内に5回(交代)	1ヶ月以内に1回(交代) 2ヶ月以内に2回(交代) 3ヶ月以内に3回(交代) 4ヶ月以内に4回(交代) 5ヶ月以内に5回(交代)	原子炉保護係長 原子炉保護係長 原子炉保護係長 原子炉保護係長 原子炉保護係長

機能	設定値	モード	所定モード	所定モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 原子炉保護系計装 回復 <sup>※1</sup>	-	モード1 および2	モード1 および2	A. 1系統が動作不能である場合 B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合 C. 条件AまたはBの制限を完了時間内に達成できない場合	A. 1系統が動作不能である場合 B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合 C. 条件AまたはBの制限を完了時間内に達成できない場合	1ヶ月以内に1回(交代) 2ヶ月以内に2回(交代) 3ヶ月以内に3回(交代) 4ヶ月以内に4回(交代) 5ヶ月以内に5回(交代)	1ヶ月以内に1回(交代) 2ヶ月以内に2回(交代) 3ヶ月以内に3回(交代) 4ヶ月以内に4回(交代) 5ヶ月以内に5回(交代)	1ヶ月以内に1回(交代) 2ヶ月以内に2回(交代) 3ヶ月以内に3回(交代) 4ヶ月以内に4回(交代) 5ヶ月以内に5回(交代)	1ヶ月以内に1回(交代) 2ヶ月以内に2回(交代) 3ヶ月以内に3回(交代) 4ヶ月以内に4回(交代) 5ヶ月以内に5回(交代)	原子炉保護係長 原子炉保護係長 原子炉保護係長 原子炉保護係長 原子炉保護係長
2. 手動原子炉トリップ <sup>※2</sup>	-	モード1 および2	モード1 および2	A. 1システムが動作不能である場合 B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合 C. 条件AまたはBの制限を完了時間内に達成できない場合	A. 1システムが動作不能である場合 B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合 C. 条件AまたはBの制限を完了時間内に達成できない場合	1ヶ月以内に1回(交代) 2ヶ月以内に2回(交代) 3ヶ月以内に3回(交代) 4ヶ月以内に4回(交代) 5ヶ月以内に5回(交代)	1ヶ月以内に1回(交代) 2ヶ月以内に2回(交代) 3ヶ月以内に3回(交代) 4ヶ月以内に4回(交代) 5ヶ月以内に5回(交代)	1ヶ月以内に1回(交代) 2ヶ月以内に2回(交代) 3ヶ月以内に3回(交代) 4ヶ月以内に4回(交代) 5ヶ月以内に5回(交代)	1ヶ月以内に1回(交代) 2ヶ月以内に2回(交代) 3ヶ月以内に3回(交代) 4ヶ月以内に4回(交代) 5ヶ月以内に5回(交代)	原子炉保護係長 原子炉保護係長 原子炉保護係長 原子炉保護係長 原子炉保護係長

※1: 特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。  
 ※2: 「正常な状態であること」を指し、定期事業者検査時の状態確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うこと(以下、本条において同じ)。  
 ※3: モード1および2における手動原子炉トリップしや断器は、重大事故等対応処置を要する。  
 ※4: モード1および2における手動原子炉トリップしや断器は、重大事故等対応処置を要する。  
 ※5: モード1および2における手動原子炉トリップに必要な設備(原子炉トリップスイッチ)は、重大事故等対応処置を要する。

※1: 特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。  
 ※2: 「正常な状態であること」を指し、定期事業者検査時の状態確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うこと(以下、本条において同じ)。  
 ※3: モード1および2における手動原子炉トリップしや断器は、重大事故等対応処置を要する。  
 ※4: モード1および2における手動原子炉トリップしや断器は、重大事故等対応処置を要する。  
 ※5: モード1および2における手動原子炉トリップに必要な設備(原子炉トリップスイッチ)は、重大事故等対応処置を要する。

組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)  
 記載の適正化(線種の変更)

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

変更後

理由

機能	設定値	適用モード	所屬チャネル系	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
3. 出力制限設定 中性子系	定格出力の111%以下	モード1および2	A	1. チャネルがバイパスしたチャネルを除く 2. が動作不能である場合	A 1. 保安関係管理員は、当該チャネルを動作可能な状態にする* B 1. 当直員は、モード3にする。	6時間	原子炉出力が出力制限値との差が、主として2.4時間以内の出力制限中性子系計の指示値を修正する。	原子炉出力が出力制限値との差が、主として2.4時間以内の出力制限中性子系計の指示値を修正する。	組織改正に伴う変更(原子力発電所の保安関係組織の統合)
4. 出力制限追加率 中性子系 変化率	11% 定格出力以下 減少率 8% 以下 増加倍数 2.0	モード1および2	A	1. チャネルがバイパスしたチャネルを除く 2. が動作不能である場合	A 1. 保安関係管理員は、当該チャネルを動作可能な状態にする* B 1. 当直員は、モード3にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	設定値確認および機能の確認を行う。 1日に1回	記載の適正化(線種の変更)
5. 中間領域中性子系	定格出力の50%以下	モード1および2	A	1. チャネルが動作不能である 2. 中間領域中性子系	A 1. 保安関係管理員は、P-6を確保する。 A 2. 当直員は、P-10以上にする。 B 1. 中間領域中性子系計の指示値を監視する。異常な変動がないことを確認する。また、可能であれば他の同種チャネルによって得られた値と差異がないことを確認する。なお、トリップ状態にあるチャネルについては指示値の確認を行う必要はない(以下、本条において同じ)。 B 2. 中間領域中性子系計の指示値を監視する。異常な変動がないことを確認する。また、可能であれば他の同種チャネルによって得られた値と差異がないことを確認する。なお、トリップ状態にあるチャネルについては指示値の確認を行う必要はない(以下、本条において同じ)。 B 3. 中間領域中性子系計の指示値を監視する。異常な変動がないことを確認する。また、可能であれば他の同種チャネルによって得られた値と差異がないことを確認する。なお、トリップ状態にあるチャネルについては指示値の確認を行う必要はない(以下、本条において同じ)。	2時間	設定値確認および機能の確認を行う。 1日に1回	設定値確認および機能の確認を行う。 1日に1回	

※6: 後述の保安規定改正に伴う措置は、原子炉出力制限値(定格出力)に対しては限り3チャネルの動作可能であることを条件に1チャネルをバイパスする。この場合、バイパスしたチャネルを動作不能とみなさない(以下、本条において同じ)。  
 ※7: 後述の保安規定改正に伴う措置は、原子炉出力制限値(定格出力)に対しては限り3チャネルの動作可能であることを条件に1チャネルをバイパスする。この場合、バイパスしたチャネルを動作不能とみなさない(以下、本条において同じ)。  
 ※8: 「動作不能でないことを指す」とは、当該チャネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また、可能であれば他の同種チャネルによって得られた値と差異がないことを確認すること、および、トリップ状態にあるチャネルについては指示値の確認を行う必要はない(以下、本条において同じ)。  
 ※9: 動作不能でないことを指すとは、当該チャネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また、可能であれば他の同種チャネルによって得られた値と差異がないことを確認すること、および、トリップ状態にあるチャネルについては指示値の確認を行う必要はない(以下、本条において同じ)。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理由

変更後

機能	設定値	運用モード	所要本数	条件	措置	完了時間	項目	確認事項	担当者
6. 中性子源領域中性子数高	$2 \times 10^{10}$ cps 以下	モード 2 (d)	2名	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 2 チャンネルが動作不能である場合	A. 当直員は、1次冷却材中の注り流量が低下する操作および制御棒の引抜き操作を全て中止する。 B. 当直員は、原子炉トリップし、断線を開く。	選やかに	設定値確認および確認の履歴を行う。	定期作業終了後、1日以内に確認する。 (X)の場合は、1.2時間以内	当直員
		モード 3 (e), 4 (f), 5 (g)	2名	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 2 チャンネルが動作不能である場合	A. 当直員は、原子炉トリップし、断線を開く。 B. 当直員は、原子炉トリップし、断線を開く。	選やかに	設定値確認および確認の履歴を行う。	定期作業終了後、1日以内に確認する。 (X)の場合は、1.2時間以内	当直員
		モード 1 (j), 4 (k), 5 (l)	2名	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合 B. 当直員は、1次冷却材中の注り流量が低下する操作を全て中止する。 C. 当直員は、停止命令が第20条の後の規定に満たないことを確認する。	A. 当直員は、1次冷却材中の注り流量が低下する操作を全て中止する。 B. 当直員は、停止命令が第20条の後の規定に満たないことを確認する。	選やかに	設定値確認および確認の履歴を行う。	定期作業終了後、1日以内に確認する。 (X)の場合は、1.2時間以内	当直員
		モード 6 (n)	2名	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 2 チャンネルが動作不能である場合	A. 当直員は、1次冷却材中の注り流量が低下する操作を全て中止する。 B. 当直員は、1次冷却材中の注り流量が低下する操作を全て中止する。	選やかに	設定値確認および確認の履歴を行う。	定期作業終了後、1日以内に確認する。 (X)の場合は、1.2時間以内	当直員

※ 0：（中直領域中性子数高）2チャンネルが動作不能であることを条件に、P-6リセット時には、2チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない（以下、本条において同じ）。

※ 1：（中性子源領域停止時中性子数高）の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作不能であることを条件に、2時間以内に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない（以下、本条において同じ）。

※ 2：移動中の警報を所定の位置に移動することを行わない（以下、本条において同じ）。

※ 1.3：A.2の流量を完了し、かつ、1次冷却材中の注り流量が第6条の定めを満足していることを1日に1回確認すること。定期の検出作業を行うことができる（以下、

変更前

機能	設定値	運用モード	所要本数	条件	措置	完了時間	項目	確認事項	担当者
6. 中性子源領域中性子数高	$2 \times 10^{10}$ cps 以下	モード 2 (d)	2名	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 2 チャンネルが動作不能である場合	A. 当直員は、1次冷却材中の注り流量が低下する操作および制御棒の引抜き操作を全て中止する。 B. 当直員は、原子炉トリップし、断線を開く。	選やかに	設定値確認および確認の履歴を行う。	定期作業終了後、1日以内に確認する。 (X)の場合は、1.2時間以内	当直員
		モード 3 (e), 4 (f), 5 (g)	2名	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 2 チャンネルが動作不能である場合	A. 当直員は、原子炉トリップし、断線を開く。 B. 当直員は、原子炉トリップし、断線を開く。	選やかに	設定値確認および確認の履歴を行う。	定期作業終了後、1日以内に確認する。 (X)の場合は、1.2時間以内	当直員
		モード 1 (j), 4 (k), 5 (l)	2名	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合 B. 当直員は、1次冷却材中の注り流量が低下する操作を全て中止する。 C. 当直員は、停止命令が第20条の後の規定に満たないことを確認する。	A. 当直員は、1次冷却材中の注り流量が低下する操作を全て中止する。 B. 当直員は、停止命令が第20条の後の規定に満たないことを確認する。	選やかに	設定値確認および確認の履歴を行う。	定期作業終了後、1日以内に確認する。 (X)の場合は、1.2時間以内	当直員
		モード 6 (n)	2名	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 2 チャンネルが動作不能である場合	A. 当直員は、1次冷却材中の注り流量が低下する操作を全て中止する。 B. 当直員は、1次冷却材中の注り流量が低下する操作を全て中止する。	選やかに	設定値確認および確認の履歴を行う。	定期作業終了後、1日以内に確認する。 (X)の場合は、1.2時間以内	当直員

※ 0：（中直領域中性子数高）2チャンネルが動作不能であることを条件に、P-6リセット時には、2チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない（以下、本条において同じ）。

※ 1：（中性子源領域停止時中性子数高）の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作不能であることを条件に、2時間以内に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない（以下、本条において同じ）。

※ 2：移動中の警報を所定の位置に移動することを行わない（以下、本条において同じ）。

※ 1.3：A.2の流量を完了し、かつ、1次冷却材中の注り流量が第6条の定めを満足していることを1日に1回確認すること。定期の検出作業を行うことができる（以下、

# 大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

## 理 由

## 変更後

※ 1.4：B.3の措置を廃止し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第9.6条で定まる運転上の制限を満足していることを1.2時間に1回確認することができる（以下、本条において同じ）。  
 ※ 1.5：攪りろチャーンセルが動作可能であることを条件に1チャーンセルをバイパスすることを確認バイパスしたチャーンセルを動作不能とみなさない（以下、本条において同じ）。  
 ※ 1.6：攪りろチャーンセルが動作可能であることを条件に1チャーンセルをバイパスすることを確認バイパスしたチャーンセルを動作不能とみなさない（以下、本条において同じ）。

変更前		変更後	
機 能	機 能	機 能	機 能
7. 過大出力ΔT高 第3.5条第1項の 設定範囲および2 範囲内	所屬チャーンセル系 ヤーンセル系 4台 モード1 および2	所屬チャーンセル系 ヤーンセル系 4台 モード1 および2	所屬チャーンセル系 ヤーンセル系 4台 モード1 および2
8. 過大出力ΔT高 第3.5条第1項の 設定範囲および2 範囲内	所屬チャーンセル系 ヤーンセル系 4台 モード1 および2	所屬チャーンセル系 ヤーンセル系 4台 モード1 および2	所屬チャーンセル系 ヤーンセル系 4台 モード1 および2
9. 原子炉圧力低 12.79 (e)以上	所屬チャーンセル系 ヤーンセル系 4台 モード1 および2	所屬チャーンセル系 ヤーンセル系 4台 モード1 および2	所屬チャーンセル系 ヤーンセル系 4台 モード1 および2
10. 原子炉圧力高 16.61 以下	所屬チャーンセル系 ヤーンセル系 4台 モード1 および2	所屬チャーンセル系 ヤーンセル系 4台 モード1 および2	所屬チャーンセル系 ヤーンセル系 4台 モード1 および2
11. 加圧器水位高 計器入力 以下	所屬チャーンセル系 ヤーンセル系 4台 モード1 および2	所屬チャーンセル系 ヤーンセル系 4台 モード1 および2	所屬チャーンセル系 ヤーンセル系 4台 モード1 および2

※ 1.4：B.3の措置を廃止し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第9.6条で定まる運転上の制限を満足していることを1.2時間に1回確認することができる（以下、本条において同じ）。  
 ※ 1.5：攪りろチャーンセルが動作可能であることを条件に1チャーンセルをバイパスすることを確認バイパスしたチャーンセルを動作不能とみなさない（以下、本条において同じ）。  
 ※ 1.6：攪りろチャーンセルが動作可能であることを条件に1チャーンセルをバイパスすることを確認バイパスしたチャーンセルを動作不能とみなさない（以下、本条において同じ）。

組織改正に伴う変更（原子  
力発電所の保修関係組織  
の統合）

記載の適正化（線種の変  
更）

項 目	項 目	項 目	項 目
室内放射線測定装置 の校正	室内放射線測定装置 の校正	室内放射線測定装置 の校正	室内放射線測定装置 の校正
室内放射線測定装置 の校正	室内放射線測定装置 の校正	室内放射線測定装置 の校正	室内放射線測定装置 の校正
室内放射線測定装置 の校正	室内放射線測定装置 の校正	室内放射線測定装置 の校正	室内放射線測定装置 の校正
室内放射線測定装置 の校正	室内放射線測定装置 の校正	室内放射線測定装置 の校正	室内放射線測定装置 の校正
室内放射線測定装置 の校正	室内放射線測定装置 の校正	室内放射線測定装置 の校正	室内放射線測定装置 の校正

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更後

変更前

変更後										変更前									
機能	測定値	測定モード	所要本数	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	機能	測定値	測定モード	所要本数	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
12. 1次冷却材循環	定格流量の97%以上	モード(6)	1ルーブリット	A. 1チャンネルがハイパスした状態で動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 監視係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 当直係長は、P-8実施にする。	6時間	設定確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを確認する。	1日に1回	監視係長	12. 1次冷却材循環	定格流量の97%以上	モード(6)	1ルーブリット	A. 1チャンネルがハイパスした状態で動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 監視係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 当直係長は、P-8実施にする。	6時間	設定確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを確認する。	1日に1回	監視係長
13. 1次冷却材ポンプ回転数	定格回転数の92.6%以上	モード(7)	4ルーブリット	A. 1チャンネルがハイパスした状態で動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 監視係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 当直係長は、P-7実施にする。	6時間	設定確認および機能の確認を行う。 回転数低下	1日に1回	監視係長	13. 1次冷却材ポンプ回転数	定格回転数の92.6%以上	モード(7)	4ルーブリット	A. 1チャンネルがハイパスした状態で動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 監視係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 当直係長は、P-7実施にする。	6時間	設定確認および機能の確認を行う。 回転数低下	1日に1回	監視係長

理由

組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）  
記載の適正化（線種の変更）

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表 (第 次改正)

理由

組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)  
記載の適正化(線種の変更)

変更後

機能	設定値	運用モード	所定モード	所定モードの構成	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
14. 高気圧生体水位低	計測スハの11以上	モード1	1. 高気圧生体水位低	1. 高気圧生体水位低	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 1チャンネルが動作不能である場合	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。動作不能でないことを指示により確認する。	1日に1回	電気保修課長 当直課長
15. タービ断油圧低	6.4 MPa(表)以上	モード1	タービ断油圧低	4. 高気圧生体水位低	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 1チャンネルが動作不能である場合	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	1日に1回	電気保修課長
16. 非常用炉心冷却系動作	3.4 MPa	モード1	非常用炉心冷却系動作	2. 高気圧生体水位低	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 1チャンネルが動作不能である場合	6時間	機能の確認を行う。	1日に1回	電気保修課長
17. 地震加減速度高	地下1階 (EL. 3.5 m)以下	モード1	地震加減速度高	3. 高気圧生体水位低	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 1チャンネルが動作不能である場合	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	1日に1回	電気保修課長

変更前

機能	設定値	運用モード	所定モード	所定モードの構成	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
14. 高気圧生体水位低	計測スハの11以上	モード1	1. 高気圧生体水位低	1. 高気圧生体水位低	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 1チャンネルが動作不能である場合	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。動作不能でないことを指示により確認する。	1日に1回	電気保修課長 当直課長
15. タービ断油圧低	6.4 MPa(表)以上	モード1	タービ断油圧低	4. 高気圧生体水位低	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 1チャンネルが動作不能である場合	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	1日に1回	電気保修課長
16. 非常用炉心冷却系動作	3.4 MPa	モード1	非常用炉心冷却系動作	2. 高気圧生体水位低	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 1チャンネルが動作不能である場合	6時間	機能の確認を行う。	1日に1回	電気保修課長
17. 地震加減速度高	地下1階 (EL. 3.5 m)以下	モード1	地震加減速度高	3. 高気圧生体水位低	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 1チャンネルが動作不能である場合	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	1日に1回	電気保修課長

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

機能	測定値	適用モード	所要本数	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
18. インターロック	中間電流 中性子束 $7.5 \times 10^{11}$ $1.3 \times 10^{10}$	モード2 (d)	2	A. 1チャンネル以上 上記動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置を 完了するまでの場合	A. 1. 監視係長は、当該インター ロックを運転状態に適合させ る措置を講じる。 B. 1. 当班係長は、モード3にする。	1時間 1.2時間	設定直前および機 組の確認を行う。	定期事業者検査時 1.2時間	1. 監視係長 2. 定期事業者検査時
	d. 適用範囲 の項目 に関する 措置	モード1 (f)	2	A. 1チャンネル以上 上記動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置を 完了するまでの場合	A. 1. 監視係長は、当該インター ロックを運転状態に適合させ る措置を講じる。 B. 1. 当班係長は、モード3にする。	1時間 1.2時間	機組の確認を行う。	定期事業者検査時 1.2時間	1. 監視係長 2. 定期事業者検査時
	出力制限 中性子束 の35% 1.8%	モード1 (e)	4	A. 1チャンネル以上 上記動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置を 完了するまでの場合	A. 1. 監視係長は、当該インター ロックを運転状態に適合させ る措置を講じる。 B. 1. 当班係長は、モード3にする。	1時間 1.2時間	設定直前および機 組の確認を行う。	定期事業者検査時 1.2時間	1. 監視係長 2. 定期事業者検査時
	出力制限 中性子束 の10% 1.8%	モード1 (g)	4	A. 1チャンネル以上 上記動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置を 完了するまでの場合	A. 1. 監視係長は、当該インター ロックを運転状態に適合させ る措置を講じる。 B. 1. 当班係長は、モード3にする。	1時間 1.2時間	設定直前および機 組の確認を行う。	定期事業者検査時 1.2時間	1. 監視係長 2. 定期事業者検査時

※17「インターロック」には、「動作不能がある場合」とは、チャンネルが故障あるいは出力側の故障により閉鎖するトリップ機能が確保されない場合（手動）が該当する。また、「動作不能がある場合」とは、チャンネルが故障あるいは出力側の故障により閉鎖するトリップ機能が確保されない場合（手動）が該当する。

変更後

機能	測定値	適用モード	所要本数	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
18. インターロック	中間電流 中性子束 $7.5 \times 10^{11}$ $1.3 \times 10^{10}$	モード2 (d)	2	A. 1チャンネル以上 上記動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置を 完了するまでの場合	A. 1. 監視係長は、当該インター ロックを運転状態に適合させ る措置を講じる。 B. 1. 当班係長は、モード3にする。	1時間 1.2時間	設定直前および機 組の確認を行う。	定期事業者検査時 1.2時間	1. 監視係長 2. 定期事業者検査時
	d. 適用範囲 の項目 に関する 措置	モード1 (f)	2	A. 1チャンネル以上 上記動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置を 完了するまでの場合	A. 1. 監視係長は、当該インター ロックを運転状態に適合させ る措置を講じる。 B. 1. 当班係長は、モード3にする。	1時間 1.2時間	機組の確認を行う。	定期事業者検査時 1.2時間	1. 監視係長 2. 定期事業者検査時
	出力制限 中性子束 の35% 1.8%	モード1 (e)	4	A. 1チャンネル以上 上記動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置を 完了するまでの場合	A. 1. 監視係長は、当該インター ロックを運転状態に適合させ る措置を講じる。 B. 1. 当班係長は、モード3にする。	1時間 1.2時間	設定直前および機 組の確認を行う。	定期事業者検査時 1.2時間	1. 監視係長 2. 定期事業者検査時
	出力制限 中性子束 の10% 1.8%	モード1 (g)	4	A. 1チャンネル以上 上記動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置を 完了するまでの場合	A. 1. 監視係長は、当該インター ロックを運転状態に適合させ る措置を講じる。 B. 1. 当班係長は、モード3にする。	1時間 1.2時間	設定直前および機 組の確認を行う。	定期事業者検査時 1.2時間	1. 監視係長 2. 定期事業者検査時

※17「インターロック」には、「動作不能がある場合」とは、チャンネルが故障あるいは出力側の故障により閉鎖するトリップ機能が確保されない場合（手動）が該当する。また、「動作不能がある場合」とは、チャンネルが故障あるいは出力側の故障により閉鎖するトリップ機能が確保されない場合（手動）が該当する。

理由

組織改正に伴う変更（原子  
力発電所の保修関係組織  
の統合）

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理由

変更後

変更前

表 34-3 工学的安全施設等作動計表

【凡例】

- (a) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上
- (b) 全蒸気隔離弁が閉じている場合は除く
- (c) 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く
- (d) P-11 (加圧器圧力) インターロック未満

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル系統数	措置	完了時間	項目	頻度	担当
a. 非常用炉心処理系作動制御回路	-	モード1、2系統 2、3および4	A	1. 系統が動作不能である場合	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
				2. 系統Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1.2時間	電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態である場合は、当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。
b. 手動起動	-	モード1、2系統 2、3および4	A	1. 系統が動作不能である場合	1.2時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
				2. 系統Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1.2時間	電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態である場合は、当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。
c. 原子炉停機監視能力	48 MPa[gage]以下	モード1、2系統 2、3および4	A	1. 系統が動作不能である場合	1.2時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
				2. 系統Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1.2時間	電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態である場合は、当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。
d. 原子炉圧力低	12.0 MPa[gage]以上	モード1、2系統 2、3および4	A	1. 系統が動作不能である場合	1.2時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
				2. 系統Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1.2時間	電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態である場合は、当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。
e. 主蒸気ライン圧力低	3.35 MPa[gage]以上	モード1、2系統 2、3および4	A	1. 系統が動作不能である場合	1.2時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
				2. 系統Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1.2時間	電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態である場合は、当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。

※ 8 原子炉停機監視回路の機能確認時には、蒸気ラインに、2時間以上、1系統が動作可能であることを確認し、この場合は、バイパスした系統を動作不能とはみなさない（出下、本表において同じ）。

表 34-3 工学的安全施設等作動計表

【凡例】

- (a) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上
- (b) 全蒸気隔離弁が閉じている場合は除く
- (c) 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く
- (d) P-11 (加圧器圧力) インターロック未満

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル系統数	措置	完了時間	項目	頻度	担当
a. 非常用炉心処理系作動制御回路	-	モード1、2系統 2、3および4	A	1. 系統が動作不能である場合	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
				2. 系統Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1.2時間	電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態である場合は、当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。
b. 手動起動	-	モード1、2系統 2、3および4	A	1. 系統が動作不能である場合	1.2時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
				2. 系統Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1.2時間	電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態である場合は、当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。
c. 原子炉停機監視能力	48 MPa[gage]以下	モード1、2系統 2、3および4	A	1. 系統が動作不能である場合	1.2時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
				2. 系統Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1.2時間	電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態である場合は、当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。
d. 原子炉圧力低	12.0 MPa[gage]以上	モード1、2系統 2、3および4	A	1. 系統が動作不能である場合	1.2時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
				2. 系統Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1.2時間	電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態である場合は、当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。
e. 主蒸気ライン圧力低	3.35 MPa[gage]以上	モード1、2系統 2、3および4	A	1. 系統が動作不能である場合	1.2時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	電気係修課長
				2. 系統Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1.2時間	電気係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態である場合は、当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。

※ 8 原子炉停機監視回路の機能確認時には、蒸気ラインに、2時間以上、1系統が動作可能であることを確認し、この場合は、バイパスした系統を動作不能とはみなさない（出下、本表において同じ）。

組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

記載の適正化（線種の変更）



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表 (第 次改正)

変更前

Table with columns: 機能, 設定値, 適用モード, 所屬大系統数, 条件, 措置, 完了時間, 項目, 頻度, 担当. Contains details for functions like '原子炉格納容器入フレイス' and '原子炉格納容器内圧力監視'.

変更後

Table with columns: 機能, 設定値, 適用モード, 所屬大系統数, 条件, 措置, 完了時間, 項目, 頻度, 担当. Contains details for functions like '原子炉格納容器入フレイス' and '原子炉格納容器内圧力監視' after the change.

理由

組織改正に伴う変更 (原子力発電所の保修関係組織の統合)

記載の適正化 (線種の変更)

変更前

Table with columns: 機能, 設定値, 適用モード, 所屬大系統数, 条件, 措置, 完了時間, 項目, 頻度, 担当. Contains details for functions like '原子炉格納容器内圧力監視' and '原子炉格納容器内圧力監視'.

変更後

Table with columns: 機能, 設定値, 適用モード, 所屬大系統数, 条件, 措置, 完了時間, 項目, 頻度, 担当. Contains details for functions like '原子炉格納容器内圧力監視' and '原子炉格納容器内圧力監視' after the change.





大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前										変更後										理由	
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	理由	
6. インターロック	加圧配圧力 10.24 MPa(g)	モード1、 2、および 3	4	A. 1チャンネル以上 上の動作不能で ある場合 B. 1チャンネル以上 動作不能の場合 C. 1チャンネル以上 動作不能の場合 D. 1チャンネル以上 動作不能の場合	A.1 圧力保護装置は、当該インター ロックを運転状態に適合させ る措置を講じる。 B.1 圧力保護装置は、モード3にする。 B.2 圧力保護装置は、モード4にする。 B.3 圧力保護装置は、モード4にする。 B.4 圧力保護装置は、モード4にする。	1時間	設定値確認および機 能の確認を行う。	定期事業終了後臨時	圧力保護装置	6. インターロック	加圧配圧 力 10.24 MPa(g)	モード1、 2、および 3	4	A. 1チャンネル以上 上の動作不能で ある場合 B. 1チャンネル以上 動作不能の場合 C. 1チャンネル以上 動作不能の場合 D. 1チャンネル以上 動作不能の場合	A.1 圧力保護装置は、当該インター ロックを運転状態に適合させ る措置を講じる。 B.1 圧力保護装置は、モード3にする。 B.2 圧力保護装置は、モード4にする。 B.3 圧力保護装置は、モード4にする。 B.4 圧力保護装置は、モード4にする。	1時間	設定値確認および機 能の確認を行う。	定期事業終了後臨時	圧力保護装置		組織改正に伴う変更（原子 力発電所の保修関係組織 の統合）

※ 9-インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可番号が照会された場合を  
含む）をいう（以下、本表において同じ）

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 2 次改正）

変更前

表 3 4 - 4 事故時監視計表

項目	機能	運用モード	所要ヤンセル数	条件	措置	完了時間	項目	確認事項	担当者
1 次冷却系計表 <sup>※1</sup>	1 次冷却材圧力 (広域) 1 次冷却材流量 (広域) (高濃度) 1 次冷却材温度 (広域) (低濃度) 加圧器水位 ほうげタンク水位	モード 1、2 治よひ 3	2 4 4 2 2	1 チャンセルの計測が正常である場合	1 計測値異常時は、当該ヤンセルを動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業計画 保安課 保安課長	
化学体積制御系計表 <sup>※2</sup>	主蒸気および給水、補助給水計表 <sup>※1</sup>		各ライオンズ 2 2 4 各 SG 2 4	各ライオンズ内の運転で異常な状態が生じた場合	1 計測値異常時は、当該計測器の故障状態であることを運転員に明確に分かるような措置を講じる。	適やかに			
燃料取留用冷却系計表 <sup>※3</sup>	燃料取留用冷却材圧力 燃料取留用冷却材流量 燃料取留用冷却材温度 燃料取留用冷却材圧力 (広域) 燃料取留用冷却材流量 (広域) 燃料取留用冷却材温度 (広域) 燃料取留用冷却材圧力 (狭域) 燃料取留用冷却材流量 (狭域) 燃料取留用冷却材温度 (狭域)		2 2 2 2 2 2 2 2	1 つの機能で動作不能である場合	1 計測値異常時は、当該機能の動作不能であることを運転員に生じたことを知らせる。また、代替の監視手段を確保する。	10日	動作不能で、当該機能を確認する。	1ヶ月に 1 回 当該機能を確認する。	
原子炉補機冷却系計表 <sup>※4</sup>	原子炉補機冷却材圧力 原子炉補機冷却材流量 原子炉補機冷却材温度 原子炉補機冷却材圧力 (高レンジ) 原子炉補機冷却材流量 (高レンジ) 原子炉補機冷却材温度 (高レンジ) 原子炉補機冷却材圧力 (低レンジ) 原子炉補機冷却材流量 (低レンジ) 原子炉補機冷却材温度 (低レンジ)		2 2 2 2 2 2 2 2	1 つの機能で動作不能である場合	1 計測値異常時は、当該機能の動作不能であることを運転員に生じたことを知らせる。また、代替の監視手段を確保する。	12時間			
制御室空気系計表 <sup>※5</sup>	制御室空気圧力 制御室空気流量 制御室空気温度 制御室空気湿度 制御室空気圧力 (高レンジ) 制御室空気流量 (高レンジ) 制御室空気温度 (高レンジ) 制御室空気湿度 (高レンジ)		2 2 2 2 2 2 2 2	0.2 当監視表は、モード 4 にする。		36時間			

※1 0. チャンセルは、運転中に異常な状態が検出される。  
※2 1. 各計表は、重大事故等が検出される。  
※3 1. 各計表は、重大事故等が検出される。  
※4 1. 各計表は、重大事故等が検出される。  
※5 1. 各計表は、重大事故等が検出される。

変更後

表 3 4 - 4 事故時監視計表

項目	機能	運用モード	所要ヤンセル数	条件	措置	完了時間	項目	確認事項	担当者
1 次冷却系計表 <sup>※1</sup>	1 次冷却材圧力 (広域) 1 次冷却材流量 (広域) (高濃度) 1 次冷却材温度 (広域) (低濃度) 加圧器水位 ほうげタンク水位	モード 1、2 治よひ 3	2 4 4 2 2	1 チャンセルの計測が正常である場合	1 計測値異常時は、当該ヤンセルを動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業計画 保安課 保安課長	
化学体積制御系計表 <sup>※2</sup>	主蒸気および給水、補助給水計表 <sup>※1</sup>		各ライオンズ 2 2 4 各 SG 2 4	各ライオンズ内の運転で異常な状態が生じた場合	1 計測値異常時は、当該計測器の故障状態であることを運転員に明確に分かるような措置を講じる。	適やかに			
燃料取留用冷却系計表 <sup>※3</sup>	燃料取留用冷却材圧力 燃料取留用冷却材流量 燃料取留用冷却材温度 燃料取留用冷却材圧力 (広域) 燃料取留用冷却材流量 (広域) 燃料取留用冷却材温度 (広域) 燃料取留用冷却材圧力 (狭域) 燃料取留用冷却材流量 (狭域) 燃料取留用冷却材温度 (狭域)		2 2 2 2 2 2 2 2	1 つの機能で動作不能である場合	1 計測値異常時は、当該機能の動作不能であることを運転員に生じたことを知らせる。また、代替の監視手段を確保する。	10日	動作不能で、当該機能を確認する。	1ヶ月に 1 回 当該機能を確認する。	
原子炉補機冷却系計表 <sup>※4</sup>	原子炉補機冷却材圧力 原子炉補機冷却材流量 原子炉補機冷却材温度 原子炉補機冷却材圧力 (高レンジ) 原子炉補機冷却材流量 (高レンジ) 原子炉補機冷却材温度 (高レンジ) 原子炉補機冷却材圧力 (低レンジ) 原子炉補機冷却材流量 (低レンジ) 原子炉補機冷却材温度 (低レンジ)		2 2 2 2 2 2 2 2	1 つの機能で動作不能である場合	1 計測値異常時は、当該機能の動作不能であることを運転員に生じたことを知らせる。また、代替の監視手段を確保する。	12時間			
制御室空気系計表 <sup>※5</sup>	制御室空気圧力 制御室空気流量 制御室空気温度 制御室空気湿度 制御室空気圧力 (高レンジ) 制御室空気流量 (高レンジ) 制御室空気温度 (高レンジ) 制御室空気湿度 (高レンジ)		2 2 2 2 2 2 2 2	0.2 当監視表は、モード 4 にする。		36時間			

※1 0. チャンセルは、運転中に異常な状態が検出される。  
※2 1. 各計表は、重大事故等が検出される。  
※3 1. 各計表は、重大事故等が検出される。  
※4 1. 各計表は、重大事故等が検出される。  
※5 1. 各計表は、重大事故等が検出される。

理由

組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

記載の適正化（線種の変更）

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

変更前

表 3 4 - 5 デイジーゼル発電機起動計装

機 能	設定値	動作モード	所系チャネル系統	確認事項		項目	完了時間	措置	条件	所系チャネル系統を遠及できない場合の措置	担当
				頻度	項目						
1. デイジーゼル発電機 起動直戻回路	-	モード1、 2、3 および4	2系統	A	電気制御装置は、当該系統を動作可能な状態にする必要はないことと確認すること。また、作業のため当該系統のバイパスを行うことができない場合がある。	定期事業終了後臨時 発電装置	6時間	電気制御装置は、当該系統を動作可能な状態にする必要はないことと確認すること。また、作業のため当該系統のバイパスを行うことができない場合がある。	A. 1系統が動作不能である場合	電気制御装置は、当該系統を動作可能な状態にする必要はないことと確認すること。また、作業のため当該系統のバイパスを行うことができない場合がある。	発電装置
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合がある。	定期事業終了後臨時 発電装置	1.2時間	B. 1. 当該系統は、モード3にす	B. 1. 当該系統は、モード3にす		
2. 非常用高圧母線低電圧	定格電圧 19.0%以上	モード5、 6および 燃料移動中	所系の母 系のみ	A	電気制御装置は、当該系統を動作可能な状態にする必要はないことと確認すること。また、作業のため当該系統のバイパスを行うことができない場合がある。	定期事業終了後臨時 電気制御装置	6時間	電気制御装置は、当該系統を動作可能な状態にする必要はないことと確認すること。また、作業のため当該系統のバイパスを行うことができない場合がある。	A. 1. 母線あたり燃料移動中に動作不能である場合	電気制御装置は、当該系統を動作可能な状態にする必要はないことと確認すること。また、作業のため当該系統のバイパスを行うことができない場合がある。	電気制御装置
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合がある。	定期事業終了後臨時 電気制御装置	2時間	B. 1. 当該系統は、モード3にす	B. 1. 当該系統は、モード3にす		
3. 非常用炉心冷却系	表3 4 - 3	モード1、 2、3 および4	2系統	A	電気制御装置は、当該系統を動作可能な状態にする必要はないことと確認すること。また、作業のため当該系統のバイパスを行うことができない場合がある。	定期事業終了後臨時 発電装置	6時間	電気制御装置は、当該系統を動作可能な状態にする必要はないことと確認すること。また、作業のため当該系統のバイパスを行うことができない場合がある。	A. 1. 当該系統は、モード3にす	電気制御装置は、当該系統を動作可能な状態にする必要はないことと確認すること。また、作業のため当該系統のバイパスを行うことができない場合がある。	発電装置

変更後

表 3 4 - 5 デイジーゼル発電機起動計装

機 能	設定値	動作モード	所系チャネル系統	確認事項		項目	完了時間	措置	条件	所系チャネル系統を遠及できない場合の措置	担当
				頻度	項目						
1. デイジーゼル発電機 起動直戻回路	-	モード1、 2、3 および4	2系統	A	電気制御装置は、当該系統を動作可能な状態にする必要はないことと確認すること。また、作業のため当該系統のバイパスを行うことができない場合がある。	定期事業終了後臨時 発電装置	6時間	電気制御装置は、当該系統を動作可能な状態にする必要はないことと確認すること。また、作業のため当該系統のバイパスを行うことができない場合がある。	A. 1系統が動作不能である場合	電気制御装置は、当該系統を動作可能な状態にする必要はないことと確認すること。また、作業のため当該系統のバイパスを行うことができない場合がある。	発電装置
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合がある。	定期事業終了後臨時 発電装置	1.2時間	B. 1. 当該系統は、モード3にす	B. 1. 当該系統は、モード3にす		
2. 非常用高圧母線低電圧	定格電圧 19.0%以上	モード5、 6および 燃料移動中	所系の母 系のみ	A	電気制御装置は、当該系統を動作可能な状態にする必要はないことと確認すること。また、作業のため当該系統のバイパスを行うことができない場合がある。	定期事業終了後臨時 電気制御装置	6時間	電気制御装置は、当該系統を動作可能な状態にする必要はないことと確認すること。また、作業のため当該系統のバイパスを行うことができない場合がある。	A. 1. 母線あたり燃料移動中に動作不能である場合	電気制御装置は、当該系統を動作可能な状態にする必要はないことと確認すること。また、作業のため当該系統のバイパスを行うことができない場合がある。	電気制御装置
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合がある。	定期事業終了後臨時 電気制御装置	2時間	B. 1. 当該系統は、モード3にす	B. 1. 当該系統は、モード3にす		
3. 非常用炉心冷却系	表3 4 - 3	モード1、 2、3 および4	2系統	A	電気制御装置は、当該系統を動作可能な状態にする必要はないことと確認すること。また、作業のため当該系統のバイパスを行うことができない場合がある。	定期事業終了後臨時 発電装置	6時間	電気制御装置は、当該系統を動作可能な状態にする必要はないことと確認すること。また、作業のため当該系統のバイパスを行うことができない場合がある。	A. 1. 当該系統は、モード3にす	電気制御装置は、当該系統を動作可能な状態にする必要はないことと確認すること。また、作業のため当該系統のバイパスを行うことができない場合がある。	発電装置

変更なし

理由

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

表 3 4 - 6 中央制御室非常用循環系計装

機 能	設 定 値	測 定 点	非常用循環系計装			項 目	完了時間	確認事項	担 当
			所 要 条 件	測 重	測 重				
1. 中央制御室非常用循環系計装	-	-	1. 系統または1 A.1 当道員は、当該系統またはチャンネルが動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	30日	定期事後検査時	電気保修課長	
			2. 系統または2 B.1 当道員は、当該系統またはチャンネルが動作可能な状態にする。	10日	機能の確認を行う。		定期事後検査時	電気保修課長	
2. 手動起動	-	-	モード1, 2, 3 C.1 当道員は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。	速やかに					
			モード1, 2, 3 D.1 当道員は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。	速やかに					
3. 非常用炉心冷却系計装	表 3.4-1-2 機能1、非常用炉心冷却系を参照。								

変更後

表 3 4 - 6 中央制御室非常用循環系計装

機 能	設 定 値	測 定 点	非常用循環系計装			項 目	完了時間	確認事項	担 当
			所 要 条 件	測 重	測 重				
1. 中央制御室非常用循環系計装	-	-	1. 系統または1 A.1 当道員は、当該系統またはチャンネルが動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	30日	定期事後検査時	電気保修課長	
			2. 系統または2 B.1 当道員は、当該系統またはチャンネルが動作可能な状態にする。	10日	機能の確認を行う。		定期事後検査時	電気保修課長	
2. 手動起動	-	-	モード1, 2, 3 C.1 当道員は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。	速やかに					
			モード1, 2, 3 D.1 当道員は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。	速やかに					
3. 非常用炉心冷却系計装	表 3.4-1-3 機能1、非常用炉心冷却系を参照。								

変更なし

理由





大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(加圧器安全弁)</p> <p>第 4 4 条 モード 1、2、3 および 4（1 次冷却材温度が 130 °C を超える）において、加圧器安全弁は、表 4 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) <u>原子炉</u> 保修課長は、定期事業者検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表 4 4 - 2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、加圧器安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 4 - 3 の措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(加圧器安全弁)</p> <p>第 4 4 条 モード 1、2、3 および 4（1 次冷却材温度が 130 °C を超える）において、加圧器安全弁は、表 4 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) <u>機械保修</u> 課長は、定期事業者検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表 4 4 - 2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、加圧器安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 4 - 3 の措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(加圧器逃がし弁) 第 4 5 条 モード 1、2 および 3 において、加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁は、表 4 5-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 計装保修課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止まり圧力が表 4 5-2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (2) 計装保修課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (3) 電気保修課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁元弁が全開および全閉することを確認し、その結果を発電室長に通知する。 3. 当直課長は、加圧器逃がし弁または加圧器逃がし弁元弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 5-3 の措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(加圧器逃がし弁) 第 4 5 条 モード 1、2 および 3 において、加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁は、表 4 5-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 電気保修課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止まり圧力が表 4 5-2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (2) 電気保修課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (3) 電気保修課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁元弁が全開および全閉することを確認し、その結果を発電室長に通知する。 3. 当直課長は、加圧器逃がし弁または加圧器逃がし弁元弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 5-3 の措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(低温過加圧防護)</p> <p>第 4 6 条 モード4<sup>*1</sup>、5および6<sup>*2</sup>において、低温過加圧に係る機器は、表 4 6-1 で定め る事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 低温過加圧に係る機器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次 の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>計装</u>保修課長は、定期事業者検査時に、2 台の加圧器逃がし弁について、低温過加圧防護 のための校正を行い、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード4、5および6において、1 2 時間に1回、1 台以上の高圧注入ポン プの操作スイッチがブルアウト状態（引断）であることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード4、5および6において、1 2 時間に1回、蓄圧タンク全基が隔離さ れていることを確認する。</p> <p>(4) モード4、5および6において、以下の事項を実施する。</p> <p>(a) <u>原子炉</u>保修課長は、加圧器安全弁 1 台以上を取り外し、または取り付けた場合は、その結 果を当直課長に通知する。</p> <p>(b) 当直課長は、1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていない場合は、3 日に1回、2 台 の加圧器逃がし弁元弁が開状態であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、低温過加圧に係る機器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断 した場合、表 4 6-2 の措置を講じるとともに、加圧器安全弁を取り外す必要がある場合は、 <u>原子炉</u>保修課長に通知する。通知を受けた<u>原子炉</u>保修課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：1 次冷却材温度が 130 °C 以下の場合をいう。ただし、加圧器逃がし弁が低圧設定になる までの間を除く。（以下、本条において同じ）</p> <p>※2：原子炉容器のふたが閉められている場合（以下、本条において同じ）。</p> <p>（中略）</p>	<p>(低温過加圧防護)</p> <p>第 4 6 条 モード4<sup>*1</sup>、5および6<sup>*2</sup>において、低温過加圧に係る機器は、表 4 6-1 で定め る事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 低温過加圧に係る機器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次 の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>電気</u>保修課長は、定期事業者検査時に、2 台の加圧器逃がし弁について、低温過加圧防護 のための校正を行い、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード4、5および6において、1 2 時間に1回、1 台以上の高圧注入ポン プの操作スイッチがブルアウト状態（引断）であることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード4、5および6において、1 2 時間に1回、蓄圧タンク全基が隔離さ れていることを確認する。</p> <p>(4) モード4、5および6において、以下の事項を実施する。</p> <p>(a) <u>機械</u>保修課長は、加圧器安全弁 1 台以上を取り外し、または取り付けた場合は、その結 果を当直課長に通知する。</p> <p>(b) 当直課長は、1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていない場合は、3 日に1回、2 台 の加圧器逃がし弁元弁が開状態であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、低温過加圧に係る機器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断 した場合、表 4 6-2 の措置を講じるとともに、加圧器安全弁を取り外す必要がある場合は、 <u>機械</u>保修課長に通知する。通知を受けた<u>機械</u>保修課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：1 次冷却材温度が 130 °C 以下の場合をいう。ただし、加圧器逃がし弁が低圧設定になる までの間を除く。（以下、本条において同じ）</p> <p>※2：原子炉容器のふたが閉められている場合（以下、本条において同じ）。</p> <p>（中略）</p>	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（原子 力発電所の保修関係組織 の統合）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表 4 6 - 2 (続き)	表 4 6 - 2 (続き)	条件	要求される措置	
完了時間	完了時間	完了時間	完了時間	
1 時間	1 時間	1 時間	1 時間	
1 2 時間	1 2 時間	1 2 時間	1 2 時間	
1 2 時間	1 2 時間	1 2 時間	1 2 時間	
7 日	7 日	7 日	7 日	
2 4 時間	2 4 時間	2 4 時間	2 4 時間	
2 0 時間	2 0 時間	2 0 時間	2 0 時間	
2 8 時間	2 8 時間	2 8 時間	2 8 時間	
<p>※ 4 : モード 5 になったことを確認した上で取り外すこと。</p>				

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(1) 次冷却材漏えい率)</p> <p>第 4 7 条 モード1、2、3 および4 において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表 4 7-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>計装</u>保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) <u>計装</u>保修課長は、定期事業者検査時に、炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3 および4 において、1 日に1 回、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置を用いて、また、モード1 および2 において、1 日に1 回、凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する*1。</p> <p>なお、原子炉格納容器サンプ水位計、炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置のいずれかが動作不能である場合、当直課長は、8 時間に1 回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器内への漏えい率または原子炉格納容器内漏えい監視装置が第1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 7-2 の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が 0.23 m<sup>3</sup>/h を上回っている状態で運転を継続する場合は、1 日に1 回、1 次冷却材のインベントリー収支、格納容器ガスモニタ、格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(1 次冷却材漏えい率)</p> <p>第 4 7 条 モード1、2、3 および4 において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表 4 7-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>電気</u>保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) <u>電気</u>保修課長は、定期事業者検査時に、炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3 および4 において、1 日に1 回、原子炉格納容器サンプ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置を用いて、また、モード1 および2 において、1 日に1 回、凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する*1。</p> <p>なお、原子炉格納容器サンプ水位計、炉内計装用シンブル配管室ドレンピット漏えい検出装置または凝縮液量測定装置のいずれかが動作不能である場合、当直課長は、8 時間に1 回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器内への漏えい率または原子炉格納容器内漏えい監視装置が第1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 7-2 の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が 0.23 m<sup>3</sup>/h を上回っている状態で運転を継続する場合は、1 日に1 回、1 次冷却材のインベントリー収支、格納容器ガスモニタ、格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(蒸気発生器細管漏えい監視)</p> <p>第 4 8 条 モード 1、2、3 および 4 において、蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置は、表 4 8-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>計</u>装保修課長は、定期事業者検査時に、復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブロワーダウンスモニタおよび高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 原子炉保修課長は、定期事業者検査時に、渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 放射線管理課長は、モード 1、2、3 および 4 において、1 ヶ月に 1 回、2 次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、モード 1 および 2 において、1 日に 1 回、復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブロワーダウンスモニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち 2 種類以上*1 のモニタにより、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、モード 3 および 4 において、1 日に 1 回、蒸気発生器ブロワーダウンスモニタにより、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。なお、プラント状態により監視ができない場合、または蒸気発生器ブロワーダウンスモニタ洗浄中は、放射線管理課長が、1 日に 1 回、2 次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し、その結果を当直課長に通知することをもって、蒸気発生器ブロワーダウンスモニタによる確認に代えることができる。</p> <p>(6) 当直課長は、モード 1、2、3 および 4 において、復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブロワーダウンスモニタまたは高感度型主蒸気管モニタの指示値に有意な上昇が認められた場合は、放射線管理課長に通知する。通知を受けた放射線管理課長は、その後の 8 時間以内に 2 次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(蒸気発生器細管漏えい監視)</p> <p>第 4 8 条 モード 1、2、3 および 4 において、蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置は、表 4 8-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>電</u>装保修課長は、定期事業者検査時に、復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブロワーダウンスモニタおよび高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 機械保修課長は、定期事業者検査時に、渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 放射線管理課長は、モード 1、2、3 および 4 において、1 ヶ月に 1 回、2 次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、モード 1 および 2 において、1 日に 1 回、復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブロワーダウンスモニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち 2 種類以上*1 のモニタにより、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、モード 3 および 4 において、1 日に 1 回、蒸気発生器ブロワーダウンスモニタにより、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。なお、プラント状態により監視ができない場合、または蒸気発生器ブロワーダウンスモニタ洗浄中は、放射線管理課長が、1 日に 1 回、2 次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し、その結果を当直課長に通知することをもって、蒸気発生器ブロワーダウンスモニタによる確認に代えることができる。</p> <p>(6) 当直課長は、モード 1、2、3 および 4 において、復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブロワーダウンスモニタまたは高感度型主蒸気管モニタの指示値に有意な上昇が認められた場合は、放射線管理課長に通知する。通知を受けた放射線管理課長は、その後の 8 時間以内に 2 次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>理由</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(余熱除去系への漏えい監視)</p> <p>第 49 条 モード 1、2、3 および 4 (余熱除去系隔離弁が閉止している場合) において、1 次冷却系から余熱除去系への漏えいは、表 49-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1 次冷却系から余熱除去系への漏えいが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) <u>原子炉</u> 保修課長は、定期事業者検査時に、1 次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、1 次冷却系から余熱除去系への漏えいが第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 49-2 の措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(余熱除去系への漏えい監視)</p> <p>第 49 条 モード 1、2、3 および 4 (余熱除去系隔離弁が閉止している場合) において、1 次冷却系から余熱除去系への漏えいは、表 49-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1 次冷却系から余熱除去系への漏えいが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) <u>機械保修</u> 課長は、定期事業者検査時に、1 次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、1 次冷却系から余熱除去系への漏えいが第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 49-2 の措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(非常用炉心冷却系 モード1、2および3ー)</p> <p>第 5 2 条 モード1、2および3において、非常用炉心冷却系は、表 5 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期事業者検査時に、高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表 5 2 - 2 で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(4) 原子炉保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(5) 原子炉保修課長は、定期事業者検査時に、余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(6) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台の高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する<sup>※1</sup>。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(7) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常のないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、非常用炉心冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 5 2 - 3 の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(非常用炉心冷却系 モード1、2および3ー)</p> <p>第 5 2 条 モード1、2および3において、非常用炉心冷却系は、表 5 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期事業者検査時に、高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表 5 2 - 2 で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、定期事業者検査時に、施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(4) 機械保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(5) 機械保修課長は、定期事業者検査時に、余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(6) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台の高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する<sup>※1</sup>。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(7) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常のないこと、確認する際に操作した弁が、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、非常用炉心冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 5 2 - 3 の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p> <p>(以下略)</p>	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(原子炉格納容器)</p> <p>第 5 6 条 モード1、2、3 および4において、原子炉格納容器は、表5 6-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>原子炉</u>保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器漏えい率が表5 6-3で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 原子炉保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器エアロクインターロック機構の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 土木建築課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器の構造上の健全性を緊張材の緊張り確認検査等により確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(4) 発電室長は、定期事業者検査時に、表5 6-6で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、定期事業者検査時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、閉操作または閉動作が可能な状態であることを条件に閉状態としている原子炉格納容器隔離弁（前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む）を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、手動隔離弁および閉止フランジについては、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>(6) 当直課長は、モード1、2、3 および4において、1 2時間に1回、原子炉格納容器圧力を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 原子炉格納容器エアロクインターロック以外の理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表5 6-4の措置を講じる。</p> <p>(2) 原子炉格納容器エアロクインターロックが運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表5 6-5の措置を講じるとともに、同表の条件Dに該当する場合は<u>原子炉</u>保修課長に通知する。通知を受けた<u>原子炉</u>保修課長は、同表の措置を講じる。 (中略)</p>	<p>(原子炉格納容器)</p> <p>第 5 6 条 モード1、2、3 および4において、原子炉格納容器は、表5 6-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>機械</u>保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器漏えい率が表5 6-3で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) <u>機械</u>保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器エアロクインターロック機構の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 土木建築課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器の構造上の健全性を緊張材の緊張り確認検査等により確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(4) 発電室長は、定期事業者検査時に、表5 6-6で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、定期事業者検査時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、閉操作または閉動作が可能な状態であることを条件に閉状態としている原子炉格納容器隔離弁（前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む）を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、手動隔離弁および閉止フランジについては、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>(6) 当直課長は、モード1、2、3 および4において、1 2時間に1回、原子炉格納容器圧力を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 原子炉格納容器エアロクインターロック以外の理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表5 6-4の措置を講じる。</p> <p>(2) 原子炉格納容器エアロクインターロックが運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表5 6-5の措置を講じるとともに、同表の条件Dに該当する場合は<u>機械</u>保修課長に通知する。通知を受けた<u>機械</u>保修課長は、同表の措置を講じる。 (中略)</p>	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更後

表 5 6 一 5（続き）※9※10※11

条件	要求される措置	完了時間
D. 条件A、BまたはC以外の理由により原子炉格納容器工アロックス1基以上の機能が確保できない場合	D.1 機械保修課長は、当該原子炉格納容器工アロックスの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。 および D.2 当直課長は、当該原子炉格納容器工アロックスの1つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。 および D.3 機械保修課長は、当該原子炉格納容器工アロックスの機能を復旧し、その結果を当直課長に通知する。	速やかに  1時間  24時間
E. 条件A、B、CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 当直課長は、モード3にする。 および E.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間

※9：当該原子炉格納容器工アロックスの修理を行うための出入りは許容される。

※10：常用および非常用原子炉格納容器工アロックスの片方のドアが閉止不能である場合においても直ちに閉止できることを条件に、一時的に当該原子炉格納容器工アロックスを使用することが許容される。

※11：インターロック機構が動作不能な場合、同時に両方のドアが開放されないことを条件に出入りが許容される。

（以下略）

変更前

表 5 6 一 5（続き）※9※10※11

条件	要求される措置	完了時間
D. 条件A、BまたはC以外の理由により原子炉格納容器工アロックス1基以上の機能が確保できない場合	D.1 原子炉保修課長は、当該原子炉格納容器工アロックスの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。 および D.2 当直課長は、当該原子炉格納容器工アロックスの1つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。 および D.3 原子炉保修課長は、当該原子炉格納容器工アロックスの機能を復旧し、その結果を当直課長に通知する。	速やかに  1時間  24時間
E. 条件A、B、CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 当直課長は、モード3にする。 および E.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間

※9：当該原子炉格納容器工アロックスの修理を行うための出入りは許容される。

※10：常用および非常用原子炉格納容器工アロックスの片方のドアが閉止不能である場合においても直ちに閉止できることを条件に、一時的に当該原子炉格納容器工アロックスを使用することが許容される。

※11：インターロック機構が動作不能な場合、同時に両方のドアが開放されないことを条件に出入りが許容される。

（以下略）

理由

組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(アニュラス空気浄化系)</p> <p>第 6 5 条 モード 1、2、3 および 4 において、アニュラス空気浄化系は、表 6 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アニュラス空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>原子炉</u>保修課長は、定期事業者検査時に、アニュラス空気浄化フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表 6 5 - 2 に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、アニュラス空気浄化ファンが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期事業者検査時に、アニュラス空気浄化ファンの起動により、自動作動ダンバが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、モード 1、2、3 および 4 において、1 ヶ月に 1 回、2 台のアニュラス空気浄化ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する<sup>*1</sup>。</p> <p>3. 当直課長は、アニュラス空気浄化系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 5 - 3 の措置を講じる。</p> <p>※ 1：運転中のファンについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p> <p>（以下略）</p>	<p>(アニュラス空気浄化系)</p> <p>第 6 5 条 モード 1、2、3 および 4 において、アニュラス空気浄化系は、表 6 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アニュラス空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>機械</u>保修課長は、定期事業者検査時に、アニュラス空気浄化フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表 6 5 - 2 に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、アニュラス空気浄化ファンが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期事業者検査時に、アニュラス空気浄化ファンの起動により、自動作動ダンバが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、モード 1、2、3 および 4 において、1 ヶ月に 1 回、2 台のアニュラス空気浄化ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する<sup>*1</sup>。</p> <p>3. 当直課長は、アニュラス空気浄化系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 6 5 - 3 の措置を講じる。</p> <p>※ 1：運転中のファンについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p> <p>（以下略）</p>	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(主蒸気安全弁)</p> <p>第 67 条 モード 1、2 および 3 において※1、主蒸気安全弁は、表 67-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) タービン保修課長は、定期事業者検査時に、主蒸気安全弁設定値が表 67-3 に定める値であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、主蒸気安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 67-4 の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : 原子炉起動時のモード 3 から、主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(主蒸気安全弁)</p> <p>第 67 条 モード 1、2 および 3 において※1、主蒸気安全弁は、表 67-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 機械保修課長は、定期事業者検査時に、主蒸気安全弁設定値が表 67-3 に定める値であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、主蒸気安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 67-4 の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : 原子炉起動時のモード 3 から、主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁) 第 69 条 モード 1、2 および 3 において、主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁は、表 69-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 電気保修課長は、定期事業者検査時に、主給水隔離弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (2) 計装保修課長は、定期事業者検査時に、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 3. 当直課長は、主給水隔離弁、主給水制御弁または主給水バイパス制御弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 69-2 の措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁) 第 69 条 モード 1、2 および 3 において、主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁は、表 69-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 電気保修課長は、定期事業者検査時に、主給水隔離弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (2) 電気保修課長は、定期事業者検査時に、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 3. 当直課長は、主給水隔離弁、主給水制御弁または主給水バイパス制御弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 69-2 の措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>理由</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(主蒸気逃がし弁)</p> <p>第 70 条 モード 1、2、3 および 4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において、主蒸気逃がし弁は、表 70-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 計装保修課長は、定期事業者検査時に、主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、主蒸気逃がし弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 70-2 の措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(主蒸気逃がし弁)</p> <p>第 70 条 モード 1、2、3 および 4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において、主蒸気逃がし弁は、表 70-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 電気保修課長は、定期事業者検査時に、主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、主蒸気逃がし弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 70-2 の措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第 7 6 条 モード1、2、3、4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表 7 6 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>原子炉</u>保修課長は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用循環フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表 7 6 - 2 に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用循環ファンが模擬信号により起動すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3、4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1ヶ月に1回、中央制御室あたり2台以上の中央制御室非常用循環ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する<sup>※1</sup>。</p> <p>3. 当直課長は、中央制御室非常用循環系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 6 - 3 の措置を講じるとともに、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第 7 6 条 モード1、2、3、4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表 7 6 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>機械</u>保修課長は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用循環フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表 7 6 - 2 に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用循環ファンが模擬信号により起動すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3、4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1ヶ月に1回、中央制御室あたり2台以上の中央制御室非常用循環ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する<sup>※1</sup>。</p> <p>3. 当直課長は、中央制御室非常用循環系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 6 - 3 の措置を講じるとともに、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理由	変更後	変更前
<p>変更なし</p>	<p>(重大事故等対処設備) 第 9 0 条 次の各号の重大事故等対処設備は、表 9 0 0 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2) 1 次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備 (3) 炉心注水をするための設備 (4) 1 次冷却系の減圧をするための設備 (5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）をするための設備 (8) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所 (19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、保安計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）は、表 9 0 0 - 2 から表 9 0 0 - 2 1 に定める確認事項を実施する。また、各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。 3. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、重大事故等対処設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 9 0 0 - 2 から表 9 0 0 - 2 1 の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(重大事故等対処設備) 第 9 0 条 次の各号の重大事故等対処設備は、表 9 0 0 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2) 1 次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備 (3) 炉心注水をするための設備 (4) 1 次冷却系の減圧をするための設備 (5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）をするための設備 (8) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所 (19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、保安計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）は、表 9 0 0 - 2 から表 9 0 0 - 2 1 に定める確認事項を実施する。また、各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。 3. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、重大事故等対処設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 9 0 0 - 2 から表 9 0 0 - 2 1 の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。</p> <p>(以下略)</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
機能	設定値	モード	所屬システム・系統	条件	措置	完了時間	確認事項	
表90-2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備								組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
表90-2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備								
90-2-1 原子炉出力抑制（自動）※1								記載の適正化（線種の変更）
機能	設定値	モード	所屬システム・系統	条件	措置	完了時間	確認事項	
1. A TWS緩和設備 a. 電源供給停止 設備解除回路	—	モード1および2	1系統	A. A TWS緩和設備が動作可能な場合 ある場合 および A.2 電源保修時は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。	A.1 当直員は、当該系統と同様な機能を保持し、かつ重大事故等対応設備 <sup>※2</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※3</sup> 。 および A.2 電源保修時は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。	6時間	機能の確認作業時	
							電源供給停止設備解除回路	
b. 蒸気発生器本付燃スハンの 低圧	7%以上	モード1および2	4 <sup>※5</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合 および A.2 電源保修時は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。	A.1 当直員は、当該系統と同様な機能を保持し、かつ重大事故等対応設備 <sup>※2</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※3</sup> 。 および A.2 電源保修時は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。	6時間	電源供給停止設備解除回路	
							電源供給停止設備解除回路	
B. 各炉Aの措置を 完了時間内に達成できない場合	1.2時間	—	—	B. 各炉Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直員は、モード3にする。	1.2時間	動作不能で、1日に1回、当直員による確認を行う。	
							動作不能で、1日に1回、当直員による確認を行う。	

※1：本表における動作可能とは、当該計装および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。

※2：チャンネル・系統ごとに個別の条件が適用される。

※3：原子炉出力抑制（手動）機能に必要な設備（原子炉トリップスイッチ、主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ）をいう。

※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

※5：A TWS緩和設備に使用するチャンネルに限る。

※1：本表における動作可能とは、当該計装および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。

※2：チャンネル・系統ごとに個別の条件が適用される。

※3：原子炉出力抑制（手動）機能に必要な設備（原子炉トリップスイッチ、主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ）をいう。

※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

※5：A TWS緩和設備に使用するチャンネルに限る。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表90-3	1次冷却系のフィードアンドブリードをすするための設備	表90-3	1次冷却系のフィードアンドブリードをすするための設備	
90-3-1	1次冷却系のフィードアンドブリード (中略)	90-3-1	1次冷却系のフィードアンドブリード (中略)	
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	
高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	定期事業者 検査時	発電室長	
	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者 検査時	当直課長	
	モード1、2および3において、2台のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
	また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。			
	モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、2台のポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
加圧器逃がし弁	加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認する。	定期事業者 検査時	電気 <del>保</del> 修課長	組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)
(以下略)				

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
90-4-3 代替炉心注水（自己冷却）による代替炉心注水一（中略）								
(3) 要求される措置								
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3、および4	A. B充てんポンプ（自己冷却）による充てん系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する <sup>*7</sup> とともにその他の設備 <sup>*8</sup> が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>*9</sup> が動作可能であることを確認する <sup>*10</sup> 。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間  72時間	モード1、2、3、および4	A. B充てんポンプ（自己冷却）による充てん系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する <sup>*7</sup> とともにその他の設備 <sup>*8</sup> が動作可能であることを確認する。 および A.2 機械保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>*9</sup> が動作可能であることを確認する <sup>*10</sup> 。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間  72時間	
		B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間					
モード5および6	A. B充てんポンプ（自己冷却）による充てん系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>*9</sup> が動作可能であることを確認する <sup>*10</sup> 措置を開始する。	速やかに  速やかに  速やかに	モード5および6	A. B充てんポンプ（自己冷却）による充てん系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 機械保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>*9</sup> が動作可能であることを確認する <sup>*10</sup> 措置を開始する。	速やかに  速やかに  速やかに	
		B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間					

組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>※7：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。</p> <p>※8：残りの余熱除去ポンプ1台、高圧注入ポンプ2台、ディーゼル発電機2基、および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※9：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系をいう。</p> <p>※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までのホースを敷設する補完措置が完了していることを含む。</p>	<p>※7：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。</p> <p>※8：残りの余熱除去ポンプ1台、高圧注入ポンプ2台、ディーゼル発電機2基、および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※9：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系をいう。</p> <p>※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までのホースを敷設する補完措置が完了していることを含む。</p>	<p>変更なし</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
90-4-4 代替炉心注水 - A 格納容器スプレイポンプ (RHRSS 連絡ライン使用) による代替炉心注水 - (中略)		90-4-4 代替炉心注水 - A 格納容器スプレイポンプ (RHRSS 連絡ライン使用) による代替炉心注水 - (中略)		
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード 1、2、3 および 4	A. A 格納容器スプレイポンプ (RHRSS 連絡ライン使用) による代替炉心注水系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1 台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する <sup>*3</sup> とともに、その他の設備 <sup>*4</sup> が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>*5</sup> が動作可能であることを確認する <sup>*6</sup> 。 A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	表 6 4-4 A.2 の初回確認完了後 4 時間 7 2 時間 3 0 日	
	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	
モード 5 および 6	A. A 格納容器スプレイポンプ (RHRSS 連絡ライン使用) による代替炉心注水系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード 5 (1 次冷却系非満水) またはモード 6 (キャビティ低水位) の場合、1 次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>*5</sup> が動作可能であることを確認する <sup>*6</sup> 措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	組織改正に伴う変更 (原子力発電所の保修関係組織の統合)
	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	
モード 5 および 6	A. A 格納容器スプレイポンプ (RHRSS 連絡ライン使用) による代替炉心注水系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード 5 (1 次冷却系非満水) またはモード 6 (キャビティ低水位) の場合、1 次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 機械保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>*5</sup> が動作可能であることを確認する <sup>*6</sup> 措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	
	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	

※3：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。

※3：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>※4：残りの余熱除去ポンプ1台、および高圧注入ポンプ2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系をいう。</p> <p>※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>※4：残りの余熱除去ポンプ1台、および高圧注入ポンプ2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系をいう。</p> <p>※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>変更なし</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
項目	確認事項	頻度	担当	
90-4-5 代替炉心注水 一可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水— (中略)				
(2) 確認事項				
可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回  3ヶ月に1回	タービン 保修課長  タービン 保修課長	組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)
電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回  3ヶ月に1回	電気 保修課長 電気 保修課長	
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が□MPa以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長	
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が□MPa以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	
仮設組立式水槽	モード1、2、3、4、5および6において、所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	
仮設組立式水槽	モード1、2、3、4、5および6において、所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	
可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回  3ヶ月に1回	タービン 保修課長  タービン 保修課長	
電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回  3ヶ月に1回	電気 保修課長 電気 保修課長	
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が□MPa以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長	
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が□MPa以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	
仮設組立式水槽	モード1、2、3、4、5および6において、所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	
仮設組立式水槽	モード1、2、3、4、5および6において、所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード 1、2、 3および 4	A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する <sup>※3</sup> とともに、その他の設備 <sup>※4</sup> が動作可能であることを確認する。および	4時間	モード 1、2、 3および 4	A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する <sup>※3</sup> とともに、その他の設備 <sup>※4</sup> が動作可能であることを確認する。および	4時間	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
		A.2 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故対処設備 <sup>※5</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※6</sup> 。および	10日			A.2 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故対処設備 <sup>※5</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※6</sup> 。および	10日	
		A.3 タービン保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日			A.3 機械保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日	
モード 1、2、 3および 4	B. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する <sup>※3</sup> とともに、その他の設備 <sup>※4</sup> が動作可能であることを確認する。および	4時間	モード 1、2、 3および 4	B. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する <sup>※3</sup> とともに、その他の設備 <sup>※4</sup> が動作可能であることを確認する。および	4時間	
		B.2 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故対処設備 <sup>※5</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※6</sup> 。および	72時間			B.2 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故対処設備 <sup>※5</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※6</sup> 。および	72時間	
モード 1、2、 3および 4	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。および	12時間	モード 1、2、 3および 4	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。および	12時間	
		C.2 当直課長は、モード5にする。	56時間			C.2 当直課長は、モード5にする。	56時間	

(以下略)

(以下略)



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
90-4-6 代替再循環 (中略)	90-4-6 代替再循環 (中略)			
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	
A 格納容器スプレ イポンプ、A 格納 容器スプレイ冷却 器	施設等により固定されていない原子炉格納容 器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあ ることを確認する。	定期事業 者検査時	当直課長	
	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、 漏えいがないこと、およびテストラインにお ける揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上 であることを確認する。	定期事業 者検査時	発電室長	
A 格納容器スプレ イポンプ、A 格納 容器スプレイ冷却 器	モード1、2、3および4において、ポンプを 起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、 正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に 1回	当直課長	
	モード5および6において、ポンプが手動起動 可能であることを確認する。	1ヶ月に 1回	当直課長	
A 格納容器スプレ イポンプ再循環サ ンプ側入口格納容 器隔離弁	A 格納容器スプレ イポンプ再循環サ ンプ側入口格納容 器隔離弁	定期事業 者検査時	原子炉 保修課長	組織改正に伴う変更(原子 力発電所の保修関係組織 の統合)
	格納容器再循環サ ンプ、格納容器再 循環サンプルスク リー	定期事業 者検査時	機械 保修課長	
B 高圧注入ポンプ	格納容器再循環サ ンプ、格納容器再 循環サンプルスク リー	定期事業 者検査時	機械 保修課長	
	施設等により固定されていない非常用炉心冷 却系の流路中の弁が正しい位置にあることを 確認する。	定期事業 者検査時	当直課長	
B 高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏 えいがないこと、およびテストラインにおける 揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であるこ とを確認する。	定期事業 者検査時	発電室長	
	モード1、2および3において、ポンプを起動 し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正 しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に 1回	当直課長	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長			
(3) 要求される措置								組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. A格納容器スプレイポンプ(RHR)S-CSS連絡ライン使用)による代替再循環系が動作不能である場合 B. B高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環系、が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する <sup>※6</sup> とともにその他の設備 <sup>※7</sup> が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する <sup>※8</sup> とともにその他の設備 <sup>※9</sup> が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長および機械保修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※9</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※10</sup> 。 および B.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	表64-4 A.2の初回確認完了後4時間 7.2時間 表52-3 A.2の初回確認完了後4時間 7.2時間	モード1、2、3および4	A. A格納容器スプレイポンプ(RHR)S-CSS連絡ライン使用)による代替再循環系が動作不能である場合 B. B高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環系、が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する <sup>※6</sup> とともにその他の設備 <sup>※7</sup> が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する <sup>※8</sup> とともにその他の設備 <sup>※9</sup> が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長および機械保修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※9</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※10</sup> 。 および B.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	表64-4 A.2の初回確認完了後4時間 7.2時間 表52-3 A.2の初回確認完了後4時間 7.2時間	
モード1、2、3および4	A. A格納容器スプレイポンプ(RHR)S-CSS連絡ライン使用)による代替再循環系が動作不能である場合 B. B高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環系、が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する <sup>※6</sup> とともにその他の設備 <sup>※7</sup> が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する <sup>※8</sup> とともにその他の設備 <sup>※9</sup> が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長、 <u>原子炉保修課長</u> および <u>一ピン保修課長</u> は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※9</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※10</sup> 。 および B.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	表64-4 A.2の初回確認完了後4時間 7.2時間 表52-3 A.2の初回確認完了後4時間 7.2時間	モード1、2、3および4	A. A格納容器スプレイポンプ(RHR)S-CSS連絡ライン使用)による代替再循環系が動作不能である場合 B. B高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環系、が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する <sup>※6</sup> とともにその他の設備 <sup>※7</sup> が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する <sup>※8</sup> とともにその他の設備 <sup>※9</sup> が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長、 <u>原子炉保修課長</u> および <u>一ピン保修課長</u> は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※9</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※10</sup> 。 および B.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	表64-4 A.2の初回確認完了後4時間 7.2時間 表52-3 A.2の初回確認完了後4時間 7.2時間	
モード1、2、3および4	A. A格納容器スプレイポンプ(RHR)S-CSS連絡ライン使用)による代替再循環系が動作不能である場合 B. B高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環系、が動作不能である場合	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	1.2時間 5.6時間	モード1、2、3および4	A. A格納容器スプレイポンプ(RHR)S-CSS連絡ライン使用)による代替再循環系が動作不能である場合 B. B高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環系、が動作不能である場合	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	1.2時間 5.6時間	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前			変更後			理由	
(3) 要求される措置 (続き)			(3) 要求される措置 (続き)				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード5および6	A. A 格納容器スプレイポンプ (RHR S-CSS 連絡ライン使用) による代替再循環系が動作不能である場合または B 高圧注入ポンプ (海水冷却) による高圧代替再循環系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長、 <u>原子炉保修課長</u> および <u>タービン保修課長</u> は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対応設備 <sup>※9</sup> の動作可能であることを確認する <sup>※10</sup> 措置を開始する。	速やかに	モード5および6	A. A 格納容器スプレイポンプ (RHR S-CSS 連絡ライン使用) による代替再循環系が動作不能である場合または B 高圧注入ポンプ (海水冷却) による高圧代替再循環系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長および機械保修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対応設備 <sup>※9</sup> の動作可能であることを確認する <sup>※10</sup> 措置を開始する。	速やかに
<p>※6：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。                  ※7：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。                  ※8：残りのディーゼル発電機1基および原子炉補機冷却水系2システムをいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。                  ※9：B充てんポンプ (自己冷却) による充てん系および大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系をいう。                  ※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>							
<p>※6：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。                  ※7：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。                  ※8：残りのディーゼル発電機1基および原子炉補機冷却水系2システムをいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。                  ※9：B充てんポンプ (自己冷却) による充てん系および大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系をいう。                  ※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>							

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表 90-5 1 次冷却系の減圧をするための設備 90-5-1 加圧器逃がし弁による減圧 (中略)		表 90-5 1 次冷却系の減圧をするための設備 90-5-1 加圧器逃がし弁による減圧 (中略)		組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	頻度	担当	
窒素ポンペ (代替制御用空気供給用)	モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気保修課長	
可搬式空気圧縮機 (代替制御用空気供給用)	モード1、2および3において、可搬式空気圧縮機が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気保修課長	
可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁用)	モード1、2および3において、バッテリー電圧により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気保修課長	
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
A. 窒素ポンベ (代替制御用空気供給用) および可搬式空気圧縮機 (代替制御用空気供給用) を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともにその他の設備 <sup>※6</sup> が動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、代替措置 <sup>※7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 電気保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間		
モード1、2および3	A. 窒素ポンベ (代替制御用空気供給用) および可搬式空気圧縮機 (代替制御用空気供給用) を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともにその他の設備 <sup>※6</sup> が動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保修課長は、代替措置 <sup>※7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 電気保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 10日	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
B. 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作不能である場合	B. 1 当直課長は、1 基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともにその他の設備 <sup>※6</sup> が動作可能であることを確認する。 および B.2 電気保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※8</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※9</sup> 。 および B.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	B. 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作不能である場合	B. 1 当直課長は、1 基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともにその他の設備 <sup>※6</sup> が動作可能であることを確認する。 および B.2 電気保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※8</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※9</sup> 。 および B.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	変更なし
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4にする。	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4にする。	4 時間 7 2 時間 3 0 日 1 2 時間 3 6 時間
<p>※6：残りのディーゼル発電機1基および直流電源装置をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※7：代替品の補充等。</p> <p>※8：可搬式整流器による電源系をいう。</p> <p>※9：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>				

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
表 90-6 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備								
90-6-1 原子炉格納容器スプレイ (中略)								
(3) 要求される措置								
モード 1、2、3および4	A. 原子炉格納容器スプレイ系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 タービン <del>保</del> 修課長は、当該システムと同等な機能を持つ他の重大事故等対処設備 <sup>※4</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※5</sup> 措置を開始する。 および A.3 当直課長は、モード3にする。 および A.4 当直課長は、モード5にする。	速やかに	モード 1、2、3および4	A. 原子炉格納容器スプレイ系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 <del>機</del> 械保 <del>修</del> 課長は、当該システムと同等な機能を持つ他の重大事故等対処設備 <sup>※4</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※5</sup> 措置を開始する。 および A.3 当直課長は、モード3にする。 および A.4 当直課長は、モード5にする。	速やかに	組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)
モード5および6	A. 原子炉格納容器スプレイ系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っていい場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン <del>保</del> 修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※4</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※5</sup> 措置を開始する。	速やかに	モード5および6	A. 原子炉格納容器スプレイ系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っていい場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 <del>機</del> 械保 <del>修</del> 課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※4</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※5</sup> 措置を開始する。	速やかに	
※4：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。								
※5：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該システムに要求される準備時間を満足させるために、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを布設する補充措置が完了していることを含む。								

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
90-6-2 代替原子炉格納容器スプレイ 一恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ (中略)		90-6-2 代替原子炉格納容器スプレイ 一恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ (中略)		
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード 1、2、3 および 4	A. 恒設代替低圧注水ポンプが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1 台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する <sup>※5</sup> とともにその他の設備 <sup>※6</sup> が動作可能であることを確認する。 および A.2 <u>タービン</u> 保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※7</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※8</sup> 。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4 時間  7 2 時間  3 0 日	
	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間 5 6 時間	
モード 5 および 6	A. 恒設代替低圧注水ポンプが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード 5（1 次冷却系非満水）またはモード 6（キャビティ低水位）の場合、1 次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 <u>タービン</u> 保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※7</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※9</sup> 措置を開始する。	速やかに  速やかに  速やかに  速やかに	

組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>※5：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。</p> <p>※6：残りの余熱除去ポンプ1台、格納容器スプレイポンプ2台、ディーゼル発電機2基、および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※7：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。</p> <p>※8：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを布設する補完措置が完了していることを含む。</p> <p>※9：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>※5：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。</p> <p>※6：残りの余熱除去ポンプ1台、格納容器スプレイポンプ2台、ディーゼル発電機2基、および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※7：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。</p> <p>※8：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを布設する補完措置が完了していることを含む。</p> <p>※9：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>変更なし</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
90-6-3 代替原子炉格納容器スプレイ 一可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイー				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	
可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回  3ヶ月に1回	タービン 係長  タービン 係長	
電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回  3ヶ月に1回	電気 係長  電気 係長	
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が□MPa以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 係長	
仮設組立式水槽	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回  3ヶ月に1回	タービン 係長  タービン 係長	
可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回  3ヶ月に1回	機械 係長  機械 係長	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系のうち、動作可能なシステムが2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>※4</sup> が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※5</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※6</sup> 。 および A.3 タービン保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 10日 30日	モード1、2、3および4	A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系のうち、動作可能なシステムが2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>※4</sup> が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※5</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※6</sup> 。 および A.3 機械保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 10日 30日	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
	B. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系のうち、動作可能なシステムが1系統未満である場合	B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>※4</sup> が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※5</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※6</sup> 。 および B.3 タービン保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 30日		B. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系のうち、動作可能なシステムが1系統未満である場合	B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 <sup>※4</sup> が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※5</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※6</sup> 。 および B.3 機械保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 30日	
	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間		C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
(3) 要求される措置（続き）		(3) 要求される措置（続き）		
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5 および6	A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイスライ系のうち、動作可能な系統が2系統未満である場合	A.1 タービン保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※5</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※6</sup> 措置を開始する。	速やかに	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
モード5 および6	A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイスライ系のうち、動作可能な系統が2系統未満である場合	A.1 機械保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※5</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※6</sup> 措置を開始する。	速やかに	

※4：残りの余熱除去ポンプ1台、格納容器スプレイポンプ2台、ディーゼル発電機2基、および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※5：恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイスライ系をいう。

※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

※4：残りの余熱除去ポンプ1台、格納容器スプレイポンプ2台、ディーゼル発電機2基、および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※5：恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイスライ系をいう。

※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表 90-7 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備		表 90-7 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備		
90-7-1 原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却 (中略)		90-7-1 原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却 (中略)		
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	頻度	担当	
A、D格納容器再循環ユニット	外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者 検査時	<u>原子炉</u> 保修課長	組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)
原子炉補機冷却水ポンプおよび原子炉補機冷却水冷却器	施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者 検査時	当直課長	
原子炉補機冷却水サージタンク	モード1、2、3、4、5および6において、外観点検により動作可能であることを確認する。	切替の都度	当直課長	
窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）	モード1、2、3、4、5および6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）	モード1、2、3、4、5および6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	<u>原子炉</u> 保修課長	
(以下略)		(以下略)		

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
90-7-2 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却 (中略)								組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)
(2) 確認事項								
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
大容量ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が $\square$ MPa以上、容量が $\square$ m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長	大容量ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が $\square$ MPa以上、容量が $\square$ m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	機械 保修課長	
(3) 要求される措置								
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合 B. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が1系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともにその他の設備 <sup>※</sup> が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、代替措置 <sup>※</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 10日 30日	モード1、2、3および4	A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合 B. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が1系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともにその他の設備 <sup>※</sup> が動作可能であることを確認する。 および A.2 機械保修課長は、代替措置 <sup>※</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 機械保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともにその他の設備 <sup>※</sup> が動作可能であることを確認する。 および B.2 機械保修課長は、代替措置 <sup>※</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 機械保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 10日 30日	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前			変更後			理由
モード5 および6	C. 条件AまたはB の措置を完了時 間に達成でき ない場合	1 2 時間 5 6 時間	モード5 および6	C. 条件AまたはB の措置を完了時 間に達成でき ない場合	1 2 時間 5 6 時間	
モード5 および6	A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合	速やかに	モード5 および6	A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合	速やかに	組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)
	<p>C.1 当直課長は、モード3にする。 および</p> <p>C.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>A.1 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>A.4 タービン保修課長は、代替措置<sup>※9</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	速やかに		<p>C.1 当直課長は、モード3にする。 および</p> <p>C.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>A.1 機械保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>A.4 機械保修課長は、代替措置<sup>※9</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	速やかに	

※8：残りのディーゼル発電機1基、原子炉補機冷却海水系2系統および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※9：代替品の補充等。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表 90-9 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備		表 90-9 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備		
90-9-1 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出） （中略）		90-9-1 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出） （中略）		
(2) 確認事項		(2) 確認事項		組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
項目	確認事項	頻度	担当	
主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。	定期事業者検査時	電装 保修課長	
主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。	定期事業者検査時	電装 保修課長	
(以下略)		(以下略)		

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表 90-10 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備				
90-10-1 水素濃度低減 (中略)				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	
静的触媒式水素再結合装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	原子炉保修課長 当直課長	
静的触媒式水素再結合装置温度監視装置	機能の確認を行う。 モード1、2、3、4、5および6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	計装保修課長 当直課長	組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)
原子炉格納容器水素燃焼装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検 <sup>※3</sup> により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	電気保修課長 当直課長	
原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置	機能の確認を行う。 モード1、2、3、4、5および6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	計装保修課長 当直課長	

※3：ループ室内、加圧器室内およびドーム部については、第112条第1項で定める立ち入り制限等を考慮して、確認方法を定め、実施する。

(以下略)

(以下略)



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
90-10-2 水素濃度監視 (中略)				90-10-2 水素濃度監視 (中略)				
(2) 確認事項								
項目	確認事項	頻度	担当者	項目	確認事項	頻度	担当者	
可搬型格納容器水素ガス濃度計	機能の確認を行う。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業 検査時 3ヶ月に1 回	計装 保修課長	可搬型格納容器水素ガス濃度計	機能の確認を行う。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業 検査時 3ヶ月に1 回	電気 保修課長	組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)
格納容器水素ガス試験冷却器用可搬型冷却水ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプの外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業 検査時 3ヶ月に1 回	原子炉 保修課長	格納容器水素ガス試験冷却器用可搬型冷却水ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプの外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業 検査時 3ヶ月に1 回	機械 保修課長	
可搬型格納容器水素ガス試験圧縮装置	装置を起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業 検査時 3ヶ月に1 回	原子炉 保修課長	可搬型格納容器水素ガス試験圧縮装置	装置を起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業 検査時 3ヶ月に1 回	機械 保修課長	
格納容器水素ガス試験冷却器、格納容器水素ガス試験湿分離器	装置を起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業 検査時 1ヶ月に1 回	原子炉 保修課長 当直課長	格納容器水素ガス試験冷却器、格納容器水素ガス試験湿分離器	装置を起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業 検査時 1ヶ月に1 回	機械 保修課長 当直課長	
窒素ポンプ（代替制御用空気供給用）	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1 回	計装 保修課長	窒素ポンプ（代替制御用空気供給用）	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1 回	電気 保修課長	
可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）	モード1、2、3、4、5および6において、可搬式空気圧縮機が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1 回	計装 保修課長	可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）	モード1、2、3、4、5および6において、可搬式空気圧縮機が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1 回	電気 保修課長	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前			変更後			理由
適用モード	条件	要求される措置	適用モード	条件	要求される措置	
モード 1、2、3 および 4	A. 可搬型格納容器 水素ガス濃度計等による水素濃度監視系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1 台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※7 とともに、その他の設備※8 が動作可能であることを確認する。 および A.2 計装係課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※9 が動作可能であることを確認する※10。 および A.3 計装係課長および原子炉係課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	モード 1、2、3 および 4	A. 可搬型格納容器 水素ガス濃度計等による水素濃度監視系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1 台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※7 とともに、その他の設備※8 が動作可能であることを確認する。 および A.2 電氣係課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※9 が動作可能であることを確認する※10。 および A.3 電氣係課長および機械係課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
完了時間	4 時間	7 2 時間	完了時間	4 時間	7 2 時間	
モード 5 および 6	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	モード 5 および 6	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード 3 にする。 および B.2 当直課長は、モード 5 にする。	1 2 時間
モード 5 および 6	A. 可搬型格納容器 水素ガス濃度計等による水素濃度監視系の全てが動作不能である場合	A.1 計装係課長および原子炉係課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード 5（1 次冷却系非満水）またはモード 6（キャピタリ低水位）の場合、1 次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 計装係課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※9 が動作可能であることを確認する※10 措置を開始する。	モード 5 および 6	A. 可搬型格納容器 水素ガス濃度計等による水素濃度監視系の全てが動作不能である場合	A.1 電氣係課長および機械係課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード 5（1 次冷却系非満水）またはモード 6（キャピタリ低水位）の場合、1 次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 電氣係課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※9 が動作可能であることを確認する※10 措置を開始する。	速やかに  速やかに  速やかに
完了時間	速やかに	速やかに	完了時間	速やかに	速やかに	速やかに

※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。  
 ※8：残りの余熱除去ポンプ 1 台をい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。  
 ※9：静的触媒式水素再結合装置温度監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置をいう。  
 ※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由	
表 90-1-1 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備		表 90-1-1 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備			
90-1-1-1 水素排出、放射性物質の濃度低減（中略）		90-1-1-1 水素排出、放射性物質の濃度低減（中略）			
(2) 確認事項		(2) 確認事項			
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
アニュラス空気浄化ファン	ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 モード1、2、3および4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する*7。	アニュラス空気浄化ファン	ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 モード1、2、3および4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する*7。 モード5および6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
アニュラス空気浄化フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が95%以上であることを確認する。	アニュラス空気浄化フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が95%以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長
窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）	モード1、2、3、4、5および6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）	モード1、2、3、4、5および6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電氣 保修課長
可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）	モード1、2、3、4、5および6において、可搬式空気圧縮機が使用可能であることを確認する。	可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）	モード1、2、3、4、5および6において、可搬式空気圧縮機が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電氣 保修課長

※7：運転中のファンについては、運転状態により確認する。

組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. アニュラス空気浄化系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にする。 および A.3 当直課長は、モード5にする。	速やかに 12時間
	B. 所要の代替空気システムが動作不能である場合	B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*8ととも、その他の設備*9	56時間 4時間

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. アニュラス空気浄化系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にする。 および A.3 当直課長は、モード5にする。	速やかに 12時間
	B. 所要の代替空気システムが動作不能である場合	B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*8ととも、その他の設備*9	56時間 4時間

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
<p>モード5 および6</p> <p>C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>A. アニュラス空気浄化系の全てが動作不能である場合は または 所要の代替空気系統が動作不能である場合</p>	<p>が動作可能であることを確認する。 および B.2 計装保課長は、代替措置※10を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 計装保課長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>72時間</p> <p>10日</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>が動作可能であることを確認する。 および B.2 電気保課長は、代替措置※10を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 電気保課長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	

※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。  
 ※9：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。  
 ※10：代替品の補充等。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表90-1-2	使用済燃料ピットの冷却等のための設備	表90-1-2	使用済燃料ピットの冷却等のための設備	
90-1-2-1	海水から使用済燃料ピットへの注水 (中略)	90-1-2-1	海水から使用済燃料ピットへの注水 (中略)	
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	項目	確認事項	担当
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が $\square$ MPa以上、容量が $\square$ m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が $\square$ MPa以上、容量が $\square$ m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	機械 保修課長
	頻度 1年に1回		頻度 1年に1回	
	3ヶ月に1回		3ヶ月に1回	
(以下略)		(以下略)		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
90-12-2	使用済燃料ピットへのスブレイ (中略)	90-12-2	使用済燃料ピットへのスブレイ (中略)	
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	項目	確認事項	担当
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が $\square$ MPa以上、容量が $\square$ m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が $\square$ MPa以上、容量が $\square$ m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	機械 保修課長
スブレイヘッド	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 所要数で使用可能であることを確認する。	スブレイヘッド	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 所要数で使用可能であることを確認する。	機械 保修課長 原子燃料 課長
	(以下略)		(以下略)	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理由

変更前

90-12-3 使用済燃料ピットの監視

機能	設備	所要数	適用モード	条件	完了措置	項目	確認事項	頻度	担当
使用済燃料ピット水位監視 (AM用)	使用済燃料ピット水位計 (AM用)	2個	使用済燃料ピット監視	A. 動作異常を発生している期間	遅やかに A.1 当直係は、使用済燃料ピット水位計の異常発生を監視し、水位が65℃以下であることを確認する。 A.2 異常発生時は、当該監視員は、当直係に報告する。	使用済燃料ピット水位計 (AM用)	使用済燃料ピット水位計 (AM用) の異常発生を監視し、水位が65℃以下であることを確認する。 A.2 異常発生時は、当該監視員は、当直係に報告する。	3ヶ月に1回	当直係長
使用済燃料ピット温度監視 (AM用)	使用済燃料ピット温度計 (AM用)	2個	使用済燃料ピット監視	A. 動作異常を発生している期間	遅やかに A.1 当直係は、使用済燃料ピット温度計の異常発生を監視し、温度が65℃以下であることを確認する。 A.2 異常発生時は、当該監視員は、当直係に報告する。	使用済燃料ピット温度計 (AM用)	使用済燃料ピット温度計 (AM用) の異常発生を監視し、温度が65℃以下であることを確認する。 A.2 異常発生時は、当該監視員は、当直係に報告する。	3ヶ月に1回	当直係長
可搬式使用済燃料ピット監視 (AM用)	可搬式使用済燃料ピット監視カメラ (AM用)	2個	可搬式使用済燃料ピット監視	A. 動作異常を発生している期間	遅やかに A.1 当直係は、可搬式使用済燃料ピット監視カメラの動作異常を監視し、動作不能でないことを確認する。 A.3 原子燃料組立は、使用済燃料ピット内で可搬式使用済燃料ピット監視カメラの動作不能を監視し、動作不能でないことを確認する。 A.4 原子燃料組立は、代直係に報告し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	可搬式使用済燃料ピット監視カメラ (AM用)	可搬式使用済燃料ピット監視カメラ (AM用) の動作異常を監視し、動作不能でないことを確認する。 A.3 原子燃料組立は、使用済燃料ピット内で可搬式使用済燃料ピット監視カメラの動作不能を監視し、動作不能でないことを確認する。 A.4 原子燃料組立は、代直係に報告し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	1ヶ月に1回	当直係長
可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	2個	可搬式使用済燃料ピット監視	A. 動作異常を発生している期間	遅やかに A.1 当直係は、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの動作異常を監視し、動作不能でないことを確認する。 A.3 原子燃料組立は、使用済燃料ピット内で可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの動作不能を監視し、動作不能でないことを確認する。 A.4 原子燃料組立は、代直係に報告し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの動作異常を監視し、動作不能でないことを確認する。 A.3 原子燃料組立は、使用済燃料ピット内で可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの動作不能を監視し、動作不能でないことを確認する。 A.4 原子燃料組立は、代直係に報告し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	1ヶ月に1回	当直係長

(以下略)

変更後

90-12-3 使用済燃料ピットの監視

機能	設備	所要数	適用モード	条件	完了措置	項目	確認事項	頻度	担当
使用済燃料ピット水位監視 (AM用)	使用済燃料ピット水位計 (AM用)	2個	使用済燃料ピット監視	A. 動作異常を発生している期間	遅やかに A.1 当直係は、使用済燃料ピット水位計の異常発生を監視し、水位が65℃以下であることを確認する。 A.2 異常発生時は、当該監視員は、当直係に報告する。	使用済燃料ピット水位計 (AM用)	使用済燃料ピット水位計 (AM用) の異常発生を監視し、水位が65℃以下であることを確認する。 A.2 異常発生時は、当該監視員は、当直係に報告する。	3ヶ月に1回	当直係長
使用済燃料ピット温度監視 (AM用)	使用済燃料ピット温度計 (AM用)	2個	使用済燃料ピット監視	A. 動作異常を発生している期間	遅やかに A.1 当直係は、使用済燃料ピット温度計の異常発生を監視し、温度が65℃以下であることを確認する。 A.2 異常発生時は、当該監視員は、当直係に報告する。	使用済燃料ピット温度計 (AM用)	使用済燃料ピット温度計 (AM用) の異常発生を監視し、温度が65℃以下であることを確認する。 A.2 異常発生時は、当該監視員は、当直係に報告する。	3ヶ月に1回	当直係長
可搬式使用済燃料ピット監視 (AM用)	可搬式使用済燃料ピット監視カメラ (AM用)	2個	可搬式使用済燃料ピット監視	A. 動作異常を発生している期間	遅やかに A.1 当直係は、可搬式使用済燃料ピット監視カメラの動作異常を監視し、動作不能でないことを確認する。 A.3 原子燃料組立は、使用済燃料ピット内で可搬式使用済燃料ピット監視カメラの動作不能を監視し、動作不能でないことを確認する。 A.4 原子燃料組立は、代直係に報告し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	可搬式使用済燃料ピット監視カメラ (AM用)	可搬式使用済燃料ピット監視カメラ (AM用) の動作異常を監視し、動作不能でないことを確認する。 A.3 原子燃料組立は、使用済燃料ピット内で可搬式使用済燃料ピット監視カメラの動作不能を監視し、動作不能でないことを確認する。 A.4 原子燃料組立は、代直係に報告し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	1ヶ月に1回	当直係長
可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	2個	可搬式使用済燃料ピット監視	A. 動作異常を発生している期間	遅やかに A.1 当直係は、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの動作異常を監視し、動作不能でないことを確認する。 A.3 原子燃料組立は、使用済燃料ピット内で可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの動作不能を監視し、動作不能でないことを確認する。 A.4 原子燃料組立は、代直係に報告し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの動作異常を監視し、動作不能でないことを確認する。 A.3 原子燃料組立は、使用済燃料ピット内で可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの動作不能を監視し、動作不能でないことを確認する。 A.4 原子燃料組立は、代直係に報告し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	1ヶ月に1回	当直係長

(以下略)

組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）  
記載の適正化（線種の変更）

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
90-12-4 軽油ドラム缶による燃料補給設備 (中略)				90-12-4 軽油ドラム缶による燃料補給設備 (中略)				組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)
(2) 確認事項				(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
軽油ドラム缶	油量を確認する。	1ヶ月に1回	タービン 保修課長	軽油ドラム缶	油量を確認する。	1ヶ月に1回	機械 保修課長	
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード 1、2、3 および 4	A. 軽油ドラム缶の油量が運転上の制限を満足していない場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 <u>タービン</u> 保修課長は、軽油ドラム缶の油量を制限値内に回復させる。 B.1 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備 <sup>※2</sup> を動作不能 <sup>※3</sup> とみなす。	48時間	モード 5、6 および 済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 軽油ドラム缶の油量が運転上の制限を満足していない場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 <u>機械</u> 保修課長は、軽油ドラム缶の油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャピティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。	速やかに	
モード 5、6 および 済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 軽油ドラム缶の油量が運転上の制限を満足していない場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 <u>タービン</u> 保修課長は、軽油ドラム缶の油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャピティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。	速やかに	モード 5、6 および 済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 軽油ドラム缶の油量が運転上の制限を満足していない場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 <u>機械</u> 保修課長は、軽油ドラム缶の油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャピティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。	速やかに	
※2：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、送水車をいう。				※2：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、送水車をいう。				
※3：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。				※3：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。				



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表90-1-3	発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	表90-1-3	発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	
90-1-3-1	大気への拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火 (中略)	90-1-3-1	大気への拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火 (中略)	
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	
大容量ポンプ (放水砲用)	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が $\square$ MPa以上、容量が $\square$ m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	機械 保修課長	組織改正に伴う変更(原子 力発電所の保修関係組織 の統合)
放水砲	所要数及使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	機械 保修課長	
泡混合器	所要数及使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	機械 保修課長	
(3) 要求される措置				
適用 モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード 1、2、3 および4	A. 放水系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であること、その他の設備 <sup>※5</sup> が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位がEL32.2m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 機械保修課長は、代替措置 <sup>※6</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 機械保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間   72時間	
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
モード 5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	放水系が動作不能である場合	<p>A.1 <u>タービン</u>保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>A.4 <u>タービン</u>保修課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>A.5 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL.32.2m以上および水温が65°C以下であることを確認する。</p>	<p>A.1 <u>機械</u>保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>A.4 <u>機械</u>保修課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>A.5 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL.32.2m以上および水温が65°C以下であることを確認する。</p>	

※5：残りの格納容器スプレイポンプ1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※6：代替品の補充等。

※5：残りの格納容器スプレイポンプ1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※6：代替品の補充等。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
90-13-2 海洋への拡散抑制 (中略)				90-13-2 海洋への拡散抑制 (中略)				
(2) 確認事項				(2) 確認事項				組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
シルトフェンス	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	<u>タービン</u> 保修課長	シルトフェンス	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	<u>機械</u> 保修課長	
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であること、その他の設備 <sup>※3</sup> が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位がEl.32.2m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 <u>タービン</u> 保修課長は、代替措置 <sup>※4</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 <u>タービン</u> 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する	4時間	モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 所要数を満足していない場合	A.1 <u>機械</u> 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）およびモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	4時間	
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
	A. 所要数を満足していない場合	A.1 <u>タービン</u> 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）およびモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに		A. 所要数を満足していない場合	A.1 <u>機械</u> 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）およびモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
および A.4 タービン保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	および A.4 機械保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	

※3：残りの格納容器スプレイポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※4：代替品の補充等。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表90-1-4	重大事故等の収束に必要な水の供給設備	表90-1-4	重大事故等の収束に必要な水の供給設備	
90-1-4-1	海水を用いた復水ピットへの補給 (中略)	90-1-4-1	海水を用いた復水ピットへの補給 (中略)	
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	
送水車	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および吐出圧力が $\square$ MPa以上、容量が $\square$ m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	<u>タービン</u> 保修課長	組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)
送水車	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	<u>タービン</u> 保修課長	
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 動作可能な復水ピットへの海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、復水ピットの水量が1,035m <sup>3</sup> 以上であることを確認する。 および A.2.1 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※3</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※4</sup> 。 または A.2.2 <u>タービン</u> 保修課長は、代替措置 <sup>※5</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 <u>タービン</u> 保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	
モード1、2、3および4	A. 動作可能な復水ピットへの海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、復水ピットの水量が1,035m <sup>3</sup> 以上であることを確認する。 および A.2.1 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※3</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※4</sup> 。 または A.2.2 <u>タービン</u> 保修課長は、代替措置 <sup>※5</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 <u>タービン</u> 保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	
モード1、2、3および4	B. 動作可能な復水ピットへの海水供給系が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、復水ピットの水量が1,035m <sup>3</sup> 以上であることを確認する。 および B.2.1.1 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※3</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※4</sup> 。 および B.2.1.2 <u>タービン</u> 保修課長は、動作不能とな	10日	
モード1、2、3および4	B. 動作可能な復水ピットへの海水供給系が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、復水ピットの水量が1,035m <sup>3</sup> 以上であることを確認する。 および B.2.1.1 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※3</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※4</sup> 。 および B.2.1.2 <u>タービン</u> 保修課長は、動作不能とな	10日	
モード1、2、3および4	B. 動作可能な復水ピットへの海水供給系が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、復水ピットの水量が1,035m <sup>3</sup> 以上であることを確認する。 および B.2.1.1 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※3</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※4</sup> 。 および B.2.1.2 <u>タービン</u> 保修課長は、動作不能とな	30日	
モード1、2、3および4	B. 動作可能な復水ピットへの海水供給系が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、復水ピットの水量が1,035m <sup>3</sup> 以上であることを確認する。 および B.2.1.1 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※3</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※4</sup> 。 および B.2.1.2 <u>タービン</u> 保修課長は、動作不能とな	30日	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
<p>ついている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。 または B.2.2.1 タービン保修課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.2.2.2 タービン保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>7 2 時間 1 0 日</p>	<p>いる当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。 または B.2.2.1 機械保修課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.2.2.2 機械保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>7 2 時間 1 0 日</p>	
<p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>1 2 時間 5 6 時間</p>	<p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>1 2 時間 5 6 時間</p>	
(3) 要求される措置(続き)				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5および6	A. 動作可能な復水ピットへの海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	
<p>※3：1次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却系をいう。 ※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。 ※5：代替品の補充等。</p>				

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
90-14-3 復水ピット (RWSP補給系を含む) (中略)		90-14-3 復水ピット (RWSP補給系を含む) (中略)		
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
モード 1、2、3 および4	A. 復水ピット水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料取替用水ピットの水量が1,860m <sup>3</sup> 以上であることを確認する。 および A.2 当直課長は、復水ピット水量の運転上の制限を満足させる。	A.1 当直課長は、燃料取替用水ピットの水量が1,860m <sup>3</sup> 以上であることを確認する。 および A.2 当直課長は、復水ピット水量の運転上の制限を満足させる。	4時間 72時間
	B. 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給系が使用不能の場合	B.1 当直課長は、燃料取替用水ピットの水量が1,860m <sup>3</sup> 以上であることを確認する。 および B.2 タービン保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※2</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※3</sup> 。 および B.3 当直課長は、当該系統を使用可能な状態に復旧する。	B.1 当直課長は、燃料取替用水ピットの水量が1,860m <sup>3</sup> 以上であることを確認する。 および B.2 機械保修課長は、当該系統と同等な機能が動作可能であることを確認する <sup>※3</sup> 。 および B.3 当直課長は、当該系統を使用可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 30日
	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。

組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
(3) 要求される措置 (続き)				(3) 要求される措置 (続き)				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5 および6	A. 復水ピット水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	モード5 および6	A. 復水ピット水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	
	B. 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給系が使用不能の場合	B.1 当直課長は、当該システムを使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および B.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および B.4 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※2</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※3</sup> 。	速やかに		B. 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給系が使用不能の場合	B.1 当直課長は、当該システムを使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および B.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および B.4 機械保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>※2</sup> が動作可能であることを確認する <sup>※3</sup> 。	速やかに	

※2：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系および可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器ブレイ系をいう。  
※3：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録により行う。

※2：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系および可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器ブレイ系をいう。  
※3：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録により行う。

組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
90-15-7 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備 (中略)				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	
燃料油貯蔵タンク	油量を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
重油タンク	油量を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
タンクローリー	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	<u>タービン</u> 保修課長	
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード 1、2、 3および 4	A. 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合 B. タンクローリーの所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量を制限値内に回復させる。 B.1 <u>タービン</u> 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または B.2 <u>タービン</u> 保修課長は、代替措置 <sup>※5</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	4 8 時間 4 8 時間	
	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備 <sup>※6</sup> を動作不能 <sup>※7</sup> とみなす。	速やかに	
組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）				
90-15-7 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリーによる燃料補給設備 (中略)				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	
燃料油貯蔵タンク	油量を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
重油タンク	油量を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
タンクローリー	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	<u>機械</u> 保修課長	
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード 1、2、 3および 4	A. 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合 B. タンクローリーの所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量を制限値内に回復させる。 B.1 <u>機械</u> 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または B.2 <u>機械</u> 保修課長は、代替措置 <sup>※5</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	4 8 時間 4 8 時間	
	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備 <sup>※6</sup> を動作不能 <sup>※7</sup> とみなす。	速やかに	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
(3) 要求される措置 (続き)				(3) 要求される措置 (続き)				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	
	B. タンクローリーの所要数を満たしていない場合	B.1 <u>タービン</u> 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および B.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および B.4 <u>タービン</u> 保修課長は、代替措置 <sup>※5</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	B. タンクローリーの所要数を満たしていない場合	B.1 <u>機械</u> 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および B.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および B.4 <u>機械</u> 保修課長は、代替措置 <sup>※5</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに		

※5：代替品の補充等。

※6：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、空冷式非常用発電装置、電源車、可搬式代替低圧注水ポンプ、大容量ポンプおよび大容量ポンプ（放水砲用）をいう。

※7：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。

※5：代替品の補充等。

※6：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、空冷式非常用発電装置、電源車、可搬式代替低圧注水ポンプ、大容量ポンプおよび大容量ポンプ（放水砲用）をいう。

※7：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

表 90-16 計装設備

90-16-1 計装設備

分類	所要求 ヤシセル 数	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※2</sup>	所要求 ヤシセル 数	モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
原子炉 運転 監視 設備 内の 出力	1	① 1 次冷却材高温側温度 (広域)	① 主要パラメータの他ルー ② 1 次冷却材低温側温度 (広域)	1	モード 3、4、 5 および 6	A 主要パラメータを 監視する計器が 動作不能である 場合 A.1 当直課長は、代替パラメ ータが動作可能であることを および A.2 社長兼修繕長は、当該計器 が故障状態であることを管理 画面に明確に分かるよう 措置を講じる。 A.3 社長兼修繕長は、当該計器 を動作可能な状態にする。	速やかに	機能の確 認を行う。 若しくは 動作不能 でないこ とを指示 し、必要に 応じて修 繕等によ り復旧す る。	1ヶ月に 1回	主任 技師 兼修 繕長	
原子炉 運転 監視 設備 内の 出力	1	① 1 次冷却材高温側温度 (広域)	① 主要パラメータの他ルー ② 1 次冷却材低温側温度 (広域)	1	モード 3、4、 5 および 6	B 代替パラメータを 監視する計器が 動作不能である 場合 B.1 当直課長は、主要パラメ ータが動作可能であることを および B.2 社長兼修繕長は、当該計器 が故障状態であることを管理 画面に明確に分かるよう 措置を講じる。 B.3 社長兼修繕長は、当該計器 を動作可能な状態にする。	速やかに	機能の確 認を行う。 若しくは 動作不能 でないこ とを指示 し、必要に 応じて修 繕等によ り復旧す る。	1ヶ月に 1回	主任 技師 兼修 繕長	
原子炉 運転 監視 設備 内の 出力	1	① 1 次冷却材高温側温度 (広域)	① 主要パラメータの他ルー ② 1 次冷却材低温側温度 (広域)	1	モード 3、4、 5 および 6	C 1 つの機能を監視 する全ての計器が 動作不能である場 合 C.1 社長兼修繕長は、当該機能 の主要パラメータまたは、 代替パラメータを 1 手段以 上動作可能な状態に復旧す る。	7.2 時間	機能の確 認を行う。 若しくは 動作不能 でないこ とを指示 し、必要に 応じて修 繕等によ り復旧す る。	1ヶ月に 1回	主任 技師 兼修 繕長	
原子炉 運転 監視 設備 内の 出力	1	① 1 次冷却材高温側温度 (広域)	① 主要パラメータの他ルー ② 1 次冷却材低温側温度 (広域)	1	モード 3、4、 5 および 6	D モード 1、2、3 および 4 において C の機能を監視す る期間に発生する 場合 D.1 当直課長は、モード 3 にす る。 D.2 当直課長は、モード 5 にす る。	1.2 時間	機能の確 認を行う。 若しくは 動作不能 でないこ とを指示 し、必要に 応じて修 繕等によ り復旧す る。	1ヶ月に 1回	主任 技師 兼修 繕長	
原子炉 運転 監視 設備 内の 出力	1	① 1 次冷却材高温側温度 (広域)	① 1 次冷却材低温側温度 (広域)	1	モード 3、4、 5 および 6	E モード 5 および 6 において条件 A または B の 状態に発生する期間に発生す る場合 E.1 原子炉監視長は、原子炉格 納容器内での燃料の移動を および E.2 当直課長は、1 次冷却材中 心管を完全に停止する操 作を完全に停止する。	速やかに	機能の確 認を行う。 若しくは 動作不能 でないこ とを指示 し、必要に 応じて修 繕等によ り復旧す る。	1ヶ月に 1回	主任 技師 兼修 繕長	

※1：プラント起動に伴う計器校正、真空ポンプインテグレーションおよび原子炉格納容器漏えい検査表明に計器保護のため閉鎖している場合は、動作不能とはみなさない。  
 ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが優先であることを示す。  
 ※3：ヤシセルごとに個別の条件が適用される。  
 ※4：〔 〕は多様性取換設備を示す。多様性取換設備は運転上の制限を適用しない。  
 ※5：移動中の燃料を指定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

表 90-16 計装設備

90-16-1 計装設備

分類	所要求 ヤシセル 数	主要パラメータ	代替パラメータ <sup>※2</sup>	所要求 ヤシセル 数	モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
原子炉 運転 監視 設備 内の 出力	1	① 1 次冷却材高温側温度 (広域)	① 主要パラメータの他ルー ② 1 次冷却材低温側温度 (広域)	1	モード 3、4、 5 および 6	A 主要パラメータを 監視する計器が 動作不能である 場合 A.1 当直課長は、代替パラメ ータが動作可能であることを および A.2 社長兼修繕長は、当該計器 が故障状態であることを管理 画面に明確に分かるよう 措置を講じる。 A.3 社長兼修繕長は、当該計器 を動作可能な状態にする。	速やかに	機能の確 認を行う。 若しくは 動作不能 でないこ とを指示 し、必要に 応じて修 繕等によ り復旧す る。	1ヶ月に 1回	主任 技師 兼修 繕長	
原子炉 運転 監視 設備 内の 出力	1	① 1 次冷却材高温側温度 (広域)	① 主要パラメータの他ルー ② 1 次冷却材低温側温度 (広域)	1	モード 3、4、 5 および 6	B 代替パラメータを 監視する計器が 動作不能である 場合 B.1 当直課長は、主要パラメ ータが動作可能であることを および B.2 社長兼修繕長は、当該計器 が故障状態であることを管理 画面に明確に分かるよう 措置を講じる。 B.3 社長兼修繕長は、当該計器 を動作可能な状態にする。	速やかに	機能の確 認を行う。 若しくは 動作不能 でないこ とを指示 し、必要に 応じて修 繕等によ り復旧す る。	1ヶ月に 1回	主任 技師 兼修 繕長	
原子炉 運転 監視 設備 内の 出力	1	① 1 次冷却材高温側温度 (広域)	① 主要パラメータの他ルー ② 1 次冷却材低温側温度 (広域)	1	モード 3、4、 5 および 6	C 1 つの機能を監視 する全ての計器が 動作不能である場 合 C.1 社長兼修繕長は、当該機能 の主要パラメータまたは、 代替パラメータを 1 手段以 上動作可能な状態に復旧す る。	7.2 時間	機能の確 認を行う。 若しくは 動作不能 でないこ とを指示 し、必要に 応じて修 繕等によ り復旧す る。	1ヶ月に 1回	主任 技師 兼修 繕長	
原子炉 運転 監視 設備 内の 出力	1	① 1 次冷却材高温側温度 (広域)	① 主要パラメータの他ルー ② 1 次冷却材低温側温度 (広域)	1	モード 3、4、 5 および 6	D モード 1、2、3 および 4 において C の機能を監視す る期間に発生する 場合 D.1 当直課長は、モード 3 にす る。 D.2 当直課長は、モード 5 にす る。	1.2 時間	機能の確 認を行う。 若しくは 動作不能 でないこ とを指示 し、必要に 応じて修 繕等によ り復旧す る。	1ヶ月に 1回	主任 技師 兼修 繕長	
原子炉 運転 監視 設備 内の 出力	1	① 1 次冷却材高温側温度 (広域)	① 1 次冷却材低温側温度 (広域)	1	モード 3、4、 5 および 6	E モード 5 および 6 において条件 A または B の 状態に発生する期間に発生す る場合 E.1 原子炉監視長は、原子炉格 納容器内での燃料の移動を および E.2 当直課長は、1 次冷却材中 心管を完全に停止する操 作を完全に停止する。	速やかに	機能の確 認を行う。 若しくは 動作不能 でないこ とを指示 し、必要に 応じて修 繕等によ り復旧す る。	1ヶ月に 1回	主任 技師 兼修 繕長	

※1：プラント起動に伴う計器校正、真空ポンプインテグレーションおよび原子炉格納容器漏えい検査表明に計器保護のため閉鎖している場合は、動作不能とはみなさない。  
 ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが優先であることを示す。  
 ※3：ヤシセルごとに個別の条件が適用される。  
 ※4：〔 〕は多様性取換設備を示す。多様性取換設備は運転上の制限を適用しない。  
 ※5：移動中の燃料を指定の位置に移動することを妨げるものではない。

理由

組織改正に伴う変更（原子  
力発電所の保修関係組織  
の統合）

記載の適正化（線種の変  
更）

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

分類	主要パラメータ	検 査 <sup>※1</sup>	所定チャネルネットを満足できない場合の措置 <sup>※3</sup>	項目	頻 度	担 当
高圧注入流量	① 主要パラメータを監視する計器が動作不能である場合 ② 燃料取用レベル水位 ③ 加圧器水位 ④ 原子炉水位 ⑤ 燃料容器内温度サンプ水位 (広域)	1	モード 1、2、3、4、5 および 6	機器の故障、修理、交換を行う。修理不能の場合、指示とを指示し、修理指示を行う。	1ヶ月に1回	当班班長、当班班員、当班班員
冷却水流量	① 冷却水流量計 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位	1	モード 1、2、3、4、5 および 6	機器の故障、修理、交換を行う。修理不能の場合、指示とを指示し、修理指示を行う。	1ヶ月に1回	当班班長、当班班員、当班班員
燃料容器内温度	① 燃料容器内温度サンプ水位 (広域)	1	モード 1、2、3、4、5 および 6	機器の故障、修理、交換を行う。修理不能の場合、指示とを指示し、修理指示を行う。	1ヶ月に1回	当班班長、当班班員、当班班員
燃料容器内温度	① 燃料容器内温度サンプ水位 (広域)	1	モード 1、2、3、4、5 および 6	機器の故障、修理、交換を行う。修理不能の場合、指示とを指示し、修理指示を行う。	1ヶ月に1回	当班班長、当班班員、当班班員

※1：プラント起動に伴う計器故障、真空ポンプインテックおよび原子炉燃料容器温度計および圧力計の故障は、動作不能とみなさない。  
 ※2：代替パラメータに認識する場合は優先順位であり、代替パラメータが優先される。  
 ※3：チャネルネットに認識する場合は優先順位であり、代替パラメータが優先される。  
 ※4：( ) は多様性低減措置を示す。多様性低減措置は運転上の制限を適用しない。  
 ※5：移動中の燃料を指定の位置に移動することを知り得るものではない。

変更後

分類	主要パラメータ	検 査 <sup>※1</sup>	所定チャネルネットを満足できない場合の措置 <sup>※3</sup>	項目	頻 度	担 当
高圧注入流量	① 主要パラメータを監視する計器が動作不能である場合 ② 燃料取用レベル水位 ③ 加圧器水位 ④ 原子炉水位 ⑤ 燃料容器内温度サンプ水位 (広域)	1	モード 1、2、3、4、5 および 6	機器の故障、修理、交換を行う。修理不能の場合、指示とを指示し、修理指示を行う。	1ヶ月に1回	当班班長、当班班員、当班班員
冷却水流量	① 冷却水流量計 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位	1	モード 1、2、3、4、5 および 6	機器の故障、修理、交換を行う。修理不能の場合、指示とを指示し、修理指示を行う。	1ヶ月に1回	当班班長、当班班員、当班班員
燃料容器内温度	① 燃料容器内温度サンプ水位 (広域)	1	モード 1、2、3、4、5 および 6	機器の故障、修理、交換を行う。修理不能の場合、指示とを指示し、修理指示を行う。	1ヶ月に1回	当班班長、当班班員、当班班員
燃料容器内温度	① 燃料容器内温度サンプ水位 (広域)	1	モード 1、2、3、4、5 および 6	機器の故障、修理、交換を行う。修理不能の場合、指示とを指示し、修理指示を行う。	1ヶ月に1回	当班班長、当班班員、当班班員

※1：プラント起動に伴う計器故障、真空ポンプインテックおよび原子炉燃料容器温度計および圧力計の故障は、動作不能とみなさない。  
 ※2：代替パラメータに認識する場合は優先順位であり、代替パラメータが優先される。  
 ※3：チャネルネットに認識する場合は優先順位であり、代替パラメータが優先される。  
 ※4：( ) は多様性低減措置を示す。多様性低減措置は運転上の制限を適用しない。  
 ※5：移動中の燃料を指定の位置に移動することを知り得るものではない。

理 由

組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）  
 記載の適正化（線種の変更）





大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

変更前

分類	主要バロメータ	機能 <sup>※1</sup>	所要チャネル	適用モード	所定事項	項目	頻度	担当
原子炉格納容器内水位	原子炉下部キャビティ水位	①燃料格納容器内積溜サンプ水位 ②燃料格納容器内積溜サンプ水位 ③燃料格納容器内積溜サンプ水位 ④燃料格納容器内積溜サンプ水位 ⑤燃料格納容器内積溜サンプ水位	1	モード 1、2、3、4、5および6	A.1 当直置長は、当該バロメータが計測する計器全てが動作不能である場合 A.2 電気保修置長は、当該計器が動作不能であることを指示する A.3 電気保修置長は、当該計器を動作可能な状態にする	機器の不動作による指示	1ヶ月に1回	当直置長 電気保修置長
	原子炉格納容器水位	①燃料格納容器内積溜サンプ水位 ②燃料格納容器内積溜サンプ水位 ③燃料格納容器内積溜サンプ水位 ④燃料格納容器内積溜サンプ水位 ⑤燃料格納容器内積溜サンプ水位	1	モード 1、2、3、4、5および6	B.1 当直置長は、当該バロメータが計測する計器全てが動作不能である場合 B.2 電気保修置長は、当該計器が動作不能であることを指示する B.3 電気保修置長は、当該計器を動作可能な状態にする	機器の不動作による指示	30日	当直置長 電気保修置長

※1： プラント規制に準ずる計器校正。真空ペンチングおよび原子炉格納容器内水位は保安規定で定められており、代価バロメータが稼働することを要する。  
 ※2： 代価バロメータに搭載する計器は保安規定で定められており、代価バロメータが稼働することを要する。  
 ※3： 稼働中の燃料を所定の位置に移動させることを妨げるものではない。  
 ※4： 稼働中の燃料を所定の位置に移動させることを妨げるものではない。  
 ※5： 原子炉下部キャビティ水位および原子炉格納容器水位について記載する。

変更後

分類	主要バロメータ	機能 <sup>※1</sup>	所要チャネル	適用モード	所定事項	項目	頻度	担当
原子炉格納容器内水位	原子炉下部キャビティ水位	①燃料格納容器内積溜サンプ水位 ②燃料格納容器内積溜サンプ水位 ③燃料格納容器内積溜サンプ水位 ④燃料格納容器内積溜サンプ水位 ⑤燃料格納容器内積溜サンプ水位	1	モード 1、2、3、4、5および6	A.1 当直置長は、当該バロメータが計測する計器全てが動作不能である場合 A.2 電気保修置長は、当該計器が動作不能であることを指示する A.3 電気保修置長は、当該計器を動作可能な状態にする	機器の不動作による指示	1ヶ月に1回	当直置長 電気保修置長
	原子炉格納容器水位	①燃料格納容器内積溜サンプ水位 ②燃料格納容器内積溜サンプ水位 ③燃料格納容器内積溜サンプ水位 ④燃料格納容器内積溜サンプ水位 ⑤燃料格納容器内積溜サンプ水位	1	モード 1、2、3、4、5および6	B.1 当直置長は、当該バロメータが計測する計器全てが動作不能である場合 B.2 電気保修置長は、当該計器が動作不能であることを指示する B.3 電気保修置長は、当該計器を動作可能な状態にする	機器の不動作による指示	30日	当直置長 電気保修置長

※1： プラント規制に準ずる計器校正。真空ペンチングおよび原子炉格納容器内水位は保安規定で定められており、代価バロメータが稼働することを要する。  
 ※2： 代価バロメータに搭載する計器は保安規定で定められており、代価バロメータが稼働することを要する。  
 ※3： 稼働中の燃料を所定の位置に移動させることを妨げるものではない。  
 ※4： 稼働中の燃料を所定の位置に移動させることを妨げるものではない。  
 ※5： 原子炉下部キャビティ水位および原子炉格納容器水位について記載する。

理由

組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）  
 記載の適正化（線種の変更）

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

分類	主要パラメータ	機能 <sup>※1</sup>	所要求パラメータ <sup>※2</sup>	所要求パラメータ <sup>※1</sup>	適用モード	条件	完了時間	項目	頻度	担当
原子炉停炉時制御室内の監視	可換型燃料容器水蒸気発生速度	①主要パラメータの名稱 ②動的検出式水蒸気発生速度 ③原子炉燃料容器水蒸気発生速度	代用パラメータ <sup>※2</sup>	モード 1、2、3、4、5および6	A.1 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。 A.2 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。 A.3.1 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。 A.3.2 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。	速やかに	可換型燃料容器水蒸気発生速度の監視を行う。 可換型燃料容器水蒸気発生速度の監視を行う。 可換型燃料容器水蒸気発生速度の監視を行う。	定期事業 事後業務	燃料 保安部長	
	可換型燃料容器水蒸気発生速度	①主要パラメータの名稱 ②動的検出式水蒸気発生速度 ③原子炉燃料容器水蒸気発生速度	代用パラメータ <sup>※2</sup>	モード 1、2、3、4、5および6	B.1 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。 B.2 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。 B.3.1 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。 B.3.2 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。	速やかに	可換型燃料容器水蒸気発生速度の監視を行う。 可換型燃料容器水蒸気発生速度の監視を行う。 可換型燃料容器水蒸気発生速度の監視を行う。	定期事業 事後業務	燃料 保安部長	
	可換型燃料容器水蒸気発生速度	①主要パラメータの名稱 ②動的検出式水蒸気発生速度 ③原子炉燃料容器水蒸気発生速度	代用パラメータ <sup>※2</sup>	モード 1、2、3、4、5および6	C.1 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。 C.2 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。 C.3.1 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。 C.3.2 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。	7.2時間	可換型燃料容器水蒸気発生速度の監視を行う。 可換型燃料容器水蒸気発生速度の監視を行う。 可換型燃料容器水蒸気発生速度の監視を行う。	定期事業 事後業務	燃料 保安部長	

※1： プラント起動に伴う計測装置、専用パソコンおよび原子炉燃料容器監視室に計測装置のため設置している場合は、動作不能とはみなさない。  
 ※2： 代用パラメータは、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。代用パラメータは、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。  
 ※3： 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。  
 ※4： 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。  
 ※5： 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

分類	主要パラメータ	機能 <sup>※1</sup>	所要求パラメータ <sup>※2</sup>	所要求パラメータ <sup>※1</sup>	適用モード	条件	完了時間	項目	頻度	担当
原子炉停炉時制御室内の監視	可換型燃料容器水蒸気発生速度	①主要パラメータの名稱 ②動的検出式水蒸気発生速度 ③原子炉燃料容器水蒸気発生速度	代用パラメータ <sup>※2</sup>	モード 1、2、3、4、5および6	A.1 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。 A.2 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。 A.3.1 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。 A.3.2 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。	速やかに	可換型燃料容器水蒸気発生速度の監視を行う。 可換型燃料容器水蒸気発生速度の監視を行う。 可換型燃料容器水蒸気発生速度の監視を行う。	定期事業 事後業務	燃料 保安部長	
	可換型燃料容器水蒸気発生速度	①主要パラメータの名稱 ②動的検出式水蒸気発生速度 ③原子炉燃料容器水蒸気発生速度	代用パラメータ <sup>※2</sup>	モード 1、2、3、4、5および6	B.1 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。 B.2 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。 B.3.1 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。 B.3.2 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。	速やかに	可換型燃料容器水蒸気発生速度の監視を行う。 可換型燃料容器水蒸気発生速度の監視を行う。 可換型燃料容器水蒸気発生速度の監視を行う。	定期事業 事後業務	燃料 保安部長	
	可換型燃料容器水蒸気発生速度	①主要パラメータの名稱 ②動的検出式水蒸気発生速度 ③原子炉燃料容器水蒸気発生速度	代用パラメータ <sup>※2</sup>	モード 1、2、3、4、5および6	C.1 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。 C.2 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。 C.3.1 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。 C.3.2 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。	7.2時間	可換型燃料容器水蒸気発生速度の監視を行う。 可換型燃料容器水蒸気発生速度の監視を行う。 可換型燃料容器水蒸気発生速度の監視を行う。	定期事業 事後業務	燃料 保安部長	

※1： プラント起動に伴う計測装置、専用パソコンおよび原子炉燃料容器監視室に計測装置のため設置している場合は、動作不能とはみなさない。  
 ※2： 代用パラメータは、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。代用パラメータは、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。  
 ※3： 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。  
 ※4： 当該監視は、当該パラメータの計測値が規定値を超過した場合、動作不能である。  
 ※5： 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

理由

組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）  
 記載の適正化（線種の変更）



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

変更前

分類	主要パラメータ	機能 <sup>※1</sup>	所定パラメータ <sup>※2</sup>	適用モード	項目	確認事項	担当
原子炉	原子炉	1	①主要パラメータの字種	モード1、2、3、4、5および6	原子炉の運転状態を監視し、異常発生時に警報を発信し、運転員に指示を出す。	原子炉の運転状態を監視し、異常発生時に警報を発信し、運転員に指示を出す。	原子炉
原子炉	原子炉	1	①主要パラメータの字種	モード1、2、3、4、5および6	原子炉の運転状態を監視し、異常発生時に警報を発信し、運転員に指示を出す。	原子炉の運転状態を監視し、異常発生時に警報を発信し、運転員に指示を出す。	原子炉
原子炉	原子炉	1	①主要パラメータの字種	モード1、2、3、4、5および6	原子炉の運転状態を監視し、異常発生時に警報を発信し、運転員に指示を出す。	原子炉の運転状態を監視し、異常発生時に警報を発信し、運転員に指示を出す。	原子炉

※1：原子炉起動に伴う運転員による原子炉の監視は、運転員による監視と同等である。運転員による監視は、原子炉の運転状態を監視し、異常発生時に警報を発信し、運転員に指示を出す。

※2：原子炉の運転状態を監視し、異常発生時に警報を発信し、運転員に指示を出す。

※3：原子炉の運転状態を監視し、異常発生時に警報を発信し、運転員に指示を出す。

※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

分類	主要パラメータ	機能 <sup>※1</sup>	所定パラメータ <sup>※2</sup>	適用モード	項目	確認事項	担当
原子炉	原子炉	1	①主要パラメータの字種	モード1、2、3、4、5および6	原子炉の運転状態を監視し、異常発生時に警報を発信し、運転員に指示を出す。	原子炉の運転状態を監視し、異常発生時に警報を発信し、運転員に指示を出す。	原子炉
原子炉	原子炉	1	①主要パラメータの字種	モード1、2、3、4、5および6	原子炉の運転状態を監視し、異常発生時に警報を発信し、運転員に指示を出す。	原子炉の運転状態を監視し、異常発生時に警報を発信し、運転員に指示を出す。	原子炉
原子炉	原子炉	1	①主要パラメータの字種	モード1、2、3、4、5および6	原子炉の運転状態を監視し、異常発生時に警報を発信し、運転員に指示を出す。	原子炉の運転状態を監視し、異常発生時に警報を発信し、運転員に指示を出す。	原子炉

※1：原子炉起動に伴う運転員による原子炉の監視は、運転員による監視と同等である。運転員による監視は、原子炉の運転状態を監視し、異常発生時に警報を発信し、運転員に指示を出す。

※2：原子炉の運転状態を監視し、異常発生時に警報を発信し、運転員に指示を出す。

※3：原子炉の運転状態を監視し、異常発生時に警報を発信し、運転員に指示を出す。

※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

理由

組織改正に伴う変更（原子力発電所の関係組織の統合）記載の適正化（線種の変更）

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

分類	主要パラメータ 格納容器内圧力レンジエリ アモニタ (低レンジ)	機能 ①主要パラメータの相手 ②主要パラメータの相手 ③格納容器内圧力レンジエリ アモニタ (低レンジ)	適用 モード 1、2、 3、4、 5および 6	所要求チャ ンネル が 1	所要求チャ ンネルが 1	項目	頻度	担当	確認事項	
									条件	措置
原子炉 格納容器内 の制御機器						<p>【A】 主要パラメータを監視できない場合の措置<sup>※1</sup></p> <p>A.1 当直員は、代替パラメータの計測不能であることを確認する。 および A.2 当直員は、当該計測不能状態であることを確認し、格納容器内圧力レンジエリアモニタ (低レンジ) の動作不能であることを指示し、確認する。 および A.3 当直員は、当該計測不能状態を解除する。</p> <p>【B】 代替パラメータを監視する計測不能状態にあることを確認する。 および B.1 当直員は、代替パラメータの計測不能であることを確認する。 および B.2 当直員は、当該計測不能状態であることを確認し、格納容器内圧力レンジエリアモニタ (低レンジ) の動作不能であることを指示し、確認する。 および B.3 当直員は、当該計測不能状態を解除する。</p> <p>【C】 1つの機能を監視する全ての計測不能状態にある場合 および C.1 当直員は、当該計測不能状態であることを確認し、格納容器内圧力レンジエリアモニタ (低レンジ) の動作不能であることを指示し、確認する。 および C.2 当直員は、当該計測不能状態であることを確認し、格納容器内圧力レンジエリアモニタ (低レンジ) の動作不能であることを指示し、確認する。 および C.3 当直員は、当該計測不能状態を解除する。</p>	1ヶ月に1回	当直員 保安課長 当直員		

※1： プラント起動に伴う計測不能状態は、当直員が格納容器内圧力レンジエリアモニタ (低レンジ) の動作不能であることを指示し、確認する。  
※2： 代替パラメータに記録する場合は優先順位であり、代替パラメータが優先される。  
※3： 【A】は多様性取組取組を指示し、多様性取組取組は確認上の制限を適用しない。  
※4： 移動中の燃料を指定の位置に移動することを知り得るものではない。

変更後

分類	主要パラメータ 格納容器内圧力レンジエリ アモニタ (低レンジ)	機能 ①主要パラメータの相手 ②主要パラメータの相手 ③格納容器内圧力レンジエリ アモニタ (低レンジ)	適用 モード 1、2、 3、4、 5および 6	所要求チャ ンネル が 1	所要求チャ ンネルが 1	項目	頻度	担当	確認事項	
									条件	措置
原子炉 格納容器内 の制御機器						<p>【A】 主要パラメータを監視できない場合の措置<sup>※1</sup></p> <p>A.1 当直員は、代替パラメータの計測不能であることを確認する。 および A.2 当直員は、当該計測不能状態であることを確認し、格納容器内圧力レンジエリアモニタ (低レンジ) の動作不能であることを指示し、確認する。 および A.3 当直員は、当該計測不能状態を解除する。</p> <p>【B】 代替パラメータを監視する計測不能状態にあることを確認する。 および B.1 当直員は、代替パラメータの計測不能であることを確認する。 および B.2 当直員は、当該計測不能状態であることを確認し、格納容器内圧力レンジエリアモニタ (低レンジ) の動作不能であることを指示し、確認する。 および B.3 当直員は、当該計測不能状態を解除する。</p> <p>【C】 1つの機能を監視する全ての計測不能状態にある場合 および C.1 当直員は、当該計測不能状態であることを確認し、格納容器内圧力レンジエリアモニタ (低レンジ) の動作不能であることを指示し、確認する。 および C.2 当直員は、当該計測不能状態であることを確認し、格納容器内圧力レンジエリアモニタ (低レンジ) の動作不能であることを指示し、確認する。 および C.3 当直員は、当該計測不能状態を解除する。</p>	1ヶ月に1回	当直員 保安課長 当直員		

※1： プラント起動に伴う計測不能状態は、当直員が格納容器内圧力レンジエリアモニタ (低レンジ) の動作不能であることを指示し、確認する。  
※2： 代替パラメータに記録する場合は優先順位であり、代替パラメータが優先される。  
※3： 【A】は多様性取組取組を指示し、多様性取組取組は確認上の制限を適用しない。  
※4： 移動中の燃料を指定の位置に移動することを知り得るものではない。

理由

組織改正に伴う変更 (原子  
力発電所の保修関係組織  
の統合)  
記載の適正化 (線種の変  
更)



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

変更前

分類	主要バランメータ 〔中間領域起動車〕 <sup>※1</sup>	機能 <sup>※1</sup> 代動バランメータ <sup>※2</sup> ① 中間領域中性子束	所要バランメータ カガ	適用モード モード 2、3、 4、5および6	項目	確認事項	
						頻度	担当
所屬原子炉 1	〔中間領域起動車〕 <sup>※1</sup>	① 中間領域中性子束	カガ	モード 2、3、 4、5および6	機内の積込を行う際に、動作不能の指示とを指示しないこととする。	完了時間 速やかに	所屬原子炉の状態を確認できない場合の措置 <sup>※3</sup> A.1 当直員は、主要バランメータの動作不能であることを確認する。 A.2 当直員は、当該計器が異常状態であることを確認し、原因を調査する。 A.3 計器長は、当該計器を動作可能な状態にする。
							頻度 1ヶ月に1回
所屬原子炉 1	〔中性子領域起動車〕 <sup>※4</sup>	① 中性子領域中性子束 <sup>※5</sup>	カガ	モード 2、3、 4、5および6	機内の積込を行う際に、動作不能の指示とを指示しないこととする。	完了時間 速やかに	B.1 計器長は、当該計器が異常状態であることを確認し、原因を調査する。 B.2 計器長は、当該計器を動作可能な状態にする。
							頻度 7.2時間
所屬原子炉 1	〔中性子領域起動車〕 <sup>※4</sup>	① 中性子領域中性子束 <sup>※5</sup>	カガ	モード 2、3、 4、5および6	機内の積込を行う際に、動作不能の指示とを指示しないこととする。	完了時間 速やかに	C.1 当直員は、モード3に於いて、AまたはBの措置を完了し、動作不能の状態に復帰する。
							頻度 1.2時間
所屬原子炉 1	〔中性子領域起動車〕 <sup>※4</sup>	① 中性子領域中性子束 <sup>※5</sup>	カガ	モード 2、3、 4、5および6	機内の積込を行う際に、動作不能の指示とを指示しないこととする。	完了時間 速やかに	D.1 当直員は、1次冷却材中の放射線量が低下する操作を中止する。
							頻度 5.6時間

※1：プラント起動に伴う計器故障、真空ベンチングおよび原子炉格納容器漏えい検出装置に計器保護のため閉鎖している場合は、動作不能とはみなさない。  
 ※2：代動バランメータに認識する番号は優先順位であり、代動バランメータが優先であることを示す。  
 ※3：(1) 異常状態発生時の対応手順は、当該計器は運転上の制御を適用しない。  
 ※4：(1) 異常状態発生時の対応手順は、当該計器は運転上の制御を適用しない。  
 ※5：P-6以上において、中性子領域中性子束は運転上の制御を適用しない。  
 ※6：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

分類	主要バランメータ 〔中間領域起動車〕 <sup>※1</sup>	機能 <sup>※1</sup> 代動バランメータ <sup>※2</sup> ① 中間領域中性子束	所要バランメータ カガ	適用モード モード 2、3、 4、5および6	項目	確認事項	
						頻度	担当
所屬原子炉 1	〔中間領域起動車〕 <sup>※1</sup>	① 中間領域中性子束	カガ	モード 2、3、 4、5および6	機内の積込を行う際に、動作不能の指示とを指示しないこととする。	完了時間 速やかに	所屬原子炉の状態を確認できない場合の措置 <sup>※3</sup> A.1 当直員は、主要バランメータの動作不能であることを確認する。 A.2 当直員は、当該計器が異常状態であることを確認し、原因を調査する。 A.3 計器長は、当該計器を動作可能な状態にする。
							頻度 1ヶ月に1回
所屬原子炉 1	〔中性子領域起動車〕 <sup>※4</sup>	① 中性子領域中性子束 <sup>※5</sup>	カガ	モード 2、3、 4、5および6	機内の積込を行う際に、動作不能の指示とを指示しないこととする。	完了時間 速やかに	B.1 計器長は、当該計器が異常状態であることを確認し、原因を調査する。 B.2 計器長は、当該計器を動作可能な状態にする。
							頻度 7.2時間
所屬原子炉 1	〔中性子領域起動車〕 <sup>※4</sup>	① 中性子領域中性子束 <sup>※5</sup>	カガ	モード 2、3、 4、5および6	機内の積込を行う際に、動作不能の指示とを指示しないこととする。	完了時間 速やかに	C.1 当直員は、モード3に於いて、AまたはBの措置を完了し、動作不能の状態に復帰する。
							頻度 1.2時間
所屬原子炉 1	〔中性子領域起動車〕 <sup>※4</sup>	① 中性子領域中性子束 <sup>※5</sup>	カガ	モード 2、3、 4、5および6	機内の積込を行う際に、動作不能の指示とを指示しないこととする。	完了時間 速やかに	D.1 当直員は、1次冷却材中の放射線量が低下する操作を中止する。
							頻度 5.6時間

※1：プラント起動に伴う計器故障、真空ベンチングおよび原子炉格納容器漏えい検出装置に計器保護のため閉鎖している場合は、動作不能とはみなさない。  
 ※2：代動バランメータに認識する番号は優先順位であり、代動バランメータが優先であることを示す。  
 ※3：(1) 異常状態発生時の対応手順は、当該計器は運転上の制御を適用しない。  
 ※4：(1) 異常状態発生時の対応手順は、当該計器は運転上の制御を適用しない。  
 ※5：P-6以上において、中性子領域中性子束は運転上の制御を適用しない。  
 ※6：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

理由

組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）  
 記載の適正化（線種の変更）

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

分類	主要パラメータ	警 報	所定パラメータ	モード	完了時間	項目	頻 度	担当
格納炉圧力 (広域)	①主要パラメータの相手ヤ ンネル ②AM用格納炉圧力 ③格納炉内温度	①主要パラメータの相手ヤ ンネル ②AM用格納炉圧力 ③格納炉内温度	1	モード 1、2、 3、4、 5および 6	遅やかに	遅やかに 遅やかに	3ヶ月に 1回	主任 技師 および 主任 技師
原子炉冷却炉水サー ジタンク水位	①主要パラメータの相手ヤ ンネル ②冷却炉水温度 ③冷却炉水出口温度 (S A) 用	①主要パラメータの相手ヤ ンネル ②冷却炉水温度 ③冷却炉水出口温度 (S A) 用	1	モード 1、2、 3、4、 5および 6	遅やかに	遅やかに	3ヶ月に 1回	主任 技師 および 主任 技師
可測空温計測装置 (格 納炉内/出口温度 (S A) 用)	①主要パラメータの相手ヤ ンネル ②冷却炉水温度 ③冷却炉水出口温度 (S A) 用	①主要パラメータの相手ヤ ンネル ②冷却炉水温度 ③冷却炉水出口温度 (S A) 用	1	モード 1、2、 3、4、 5および 6	遅やかに	遅やかに	3ヶ月に 1回	主任 技師 および 主任 技師
蒸気発生器水位 (広域)	①蒸気発生器水位 (狭域) ②冷却炉水温度 ③冷却炉水出口温度 (S A) 用	①蒸気発生器水位 (狭域) ②冷却炉水温度 ③冷却炉水出口温度 (S A) 用	1	モード 1、2、 3、4、 5および 6	遅やかに	遅やかに	3ヶ月に 1回	主任 技師 および 主任 技師
蒸気発生器補助給水 流量	①蒸気発生器補助給水 流量 ②冷却炉水温度 ③冷却炉水出口温度 (S A) 用	①蒸気発生器補助給水 流量 ②冷却炉水温度 ③冷却炉水出口温度 (S A) 用	1	モード 1、2、 3、4、 5および 6	遅やかに	遅やかに	3ヶ月に 1回	主任 技師 および 主任 技師

※1： プログラム起動に伴う特殊修正、真空中ベンチングおよび原子炉格納炉冷却水サージタンク加圧ライン圧力。動作確認とは異なる。  
 ※2： 代替パラメータに記録する場合は毎分記録であり、代替パラメータが記録されることを示す。  
 ※3： チャンネルごとに記録される場合は毎分記録であり、代替パラメータが記録されることを示す。  
 ※4： 代用品の種別等、可測空温計測装置 (格納炉内/出口温度) の制限を適用しない。  
 ※5： 移動中の運転を予定の位置に移動することを別けるものではない。  
 ※6： 蒸気発生器補助給水サージタンク加圧ライン圧力/出口温度 (SA) 用。および原子炉格納炉冷却水サージタンク加圧ライン圧力。  
 ※7： 原子炉格納炉冷却水サージタンク加圧ライン圧力について実施する。

変更後

分類	主要パラメータ	警 報	所定パラメータ	モード	完了時間	項目	頻 度	担当
格納炉圧力 (広域)	①主要パラメータの相手ヤ ンネル ②AM用格納炉圧力 ③格納炉内温度	①主要パラメータの相手ヤ ンネル ②AM用格納炉圧力 ③格納炉内温度	1	モード 1、2、 3、4、 5および 6	遅やかに	遅やかに	3ヶ月に 1回	主任 技師 および 主任 技師
原子炉冷却炉水サー ジタンク水位	①主要パラメータの相手ヤ ンネル ②冷却炉水温度 ③冷却炉水出口温度 (S A) 用	①主要パラメータの相手ヤ ンネル ②冷却炉水温度 ③冷却炉水出口温度 (S A) 用	1	モード 1、2、 3、4、 5および 6	遅やかに	遅やかに	3ヶ月に 1回	主任 技師 および 主任 技師
可測空温計測装置 (格 納炉内/出口温度 (S A) 用)	①主要パラメータの相手ヤ ンネル ②冷却炉水温度 ③冷却炉水出口温度 (S A) 用	①主要パラメータの相手ヤ ンネル ②冷却炉水温度 ③冷却炉水出口温度 (S A) 用	1	モード 1、2、 3、4、 5および 6	遅やかに	遅やかに	3ヶ月に 1回	主任 技師 および 主任 技師
蒸気発生器水位 (広域)	①蒸気発生器水位 (狭域) ②冷却炉水温度 ③冷却炉水出口温度 (S A) 用	①蒸気発生器水位 (狭域) ②冷却炉水温度 ③冷却炉水出口温度 (S A) 用	1	モード 1、2、 3、4、 5および 6	遅やかに	遅やかに	3ヶ月に 1回	主任 技師 および 主任 技師
蒸気発生器補助給水 流量	①蒸気発生器補助給水 流量 ②冷却炉水温度 ③冷却炉水出口温度 (S A) 用	①蒸気発生器補助給水 流量 ②冷却炉水温度 ③冷却炉水出口温度 (S A) 用	1	モード 1、2、 3、4、 5および 6	遅やかに	遅やかに	3ヶ月に 1回	主任 技師 および 主任 技師

※1： プログラム起動に伴う特殊修正、真空中ベンチングおよび原子炉格納炉冷却水サージタンク加圧ライン圧力。動作確認とは異なる。  
 ※2： 代替パラメータに記録する場合は毎分記録であり、代替パラメータが記録されることを示す。  
 ※3： チャンネルごとに記録される場合は毎分記録であり、代替パラメータが記録されることを示す。  
 ※4： 代用品の種別等、可測空温計測装置 (格納炉内/出口温度) の制限を適用しない。  
 ※5： 移動中の運転を予定の位置に移動することを別けるものではない。  
 ※6： 蒸気発生器補助給水サージタンク加圧ライン圧力/出口温度 (SA) 用。および原子炉格納炉冷却水サージタンク加圧ライン圧力。  
 ※7： 原子炉格納炉冷却水サージタンク加圧ライン圧力について実施する。

理 由

組織改正に伴う変更 (原子  
力発電所の保修関係組織  
の統合)  
記載の適正化 (線種の変  
更)

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 2 次改正）

変更前

分類	主要パラメータ	検 査 能 力	所要求パラメータ <sup>※1</sup>	適用モード	所要求パラメータ <sup>※2</sup>	検 査 能 力	所要求パラメータ <sup>※3</sup>	項目	頻 度	担当
格納池冷却システム	蒸気発生器水位 (熱域) 主蒸気圧力	①蒸気発生器水位 (熱域) ②主蒸気圧力	①主要パラメータの電子ヤ ンネル ②蒸気発生器水位 (熱域) ③主蒸気圧力	モード 1、2、 3、4、 5および 6	代換パラメータの電子ヤ ンネル ①蒸気発生器水位 (熱域) ②主蒸気圧力	①蒸気発生器水位 (熱域) ②主蒸気圧力	A.1 当該副長は、代換パラメータの動作可能であることを確認する。 A.2 当該副長は、当該計器が故障状態であることが確認できることより、措置を講じる。 A.3 当該副長は、当該計器を動作可能な状態にする。	完了時間 速やかに	1ヶ月に 1回	当該副長 調整係 調整係
格納池冷却システム	主蒸気圧力	①蒸気発生器水位 (熱域) ②主蒸気圧力	①主要パラメータの電子ヤ ンネル ②蒸気発生器水位 (熱域) ③主蒸気圧力	モード 1	代換パラメータの電子ヤ ンネル ①蒸気発生器水位 (熱域) ②主蒸気圧力	①蒸気発生器水位 (熱域) ②主蒸気圧力	B.1 当該副長は、主蒸気圧力計の動作可能であることを確認する。 B.2 当該副長は、当該計器が故障状態であることが確認できることより、措置を講じる。 B.3 当該副長は、当該計器を動作可能な状態にする。	完了時間 速やかに	30日	当該副長 調整係 調整係
格納池冷却システム	1次冷却材圧力	①1次冷却材高温制御温度 (熱域)	①主要パラメータの電子ヤ ンネル ②蒸気発生器水位 (熱域) ③主蒸気圧力	モード 1	代換パラメータの電子ヤ ンネル ①蒸気発生器水位 (熱域) ②主蒸気圧力	①1次冷却材高温制御温度 (熱域)	C.1 当該副長は、当該計器が故障状態であることが確認できることより、措置を講じる。 C.2 当該副長は、当該計器を動作可能な状態にする。	完了時間 7.2時間	1ヶ月に 1回	当該副長 調整係 調整係
格納池冷却システム	1次冷却材圧力	①1次冷却材高温制御温度 (熱域)	①主要パラメータの電子ヤ ンネル ②蒸気発生器水位 (熱域) ③主蒸気圧力	モード 1	代換パラメータの電子ヤ ンネル ①蒸気発生器水位 (熱域) ②主蒸気圧力	①1次冷却材高温制御温度 (熱域)	D.1 当該副長は、モード3に切り替えることにより、当該計器の故障状態を確認する。 D.2 当該副長は、モード5に切り替えることにより、当該計器の故障状態を確認する。 D.3 当該副長は、モード6に切り替えることにより、当該計器の故障状態を確認する。	完了時間 1.2時間	5.6時間	当該副長 調整係 調整係

※1：プラント起動に伴う計器校正、真空ベンチングおよび原子炉格納池副冷却回路に計器保護用の計器保護回路が動作可能であることを確認する。  
 ※2：代換パラメータに搭載する計器は検出位置であり、代換パラメータが稼働することを要する。  
 ※3：チャンネルごとに個別の条件が適用される。  
 ※4：移動中の燃料を指定の位置に移動することを要する。

変更後

分類	主要パラメータ	検 査 能 力	所要求パラメータ <sup>※1</sup>	適用モード	所要求パラメータ <sup>※2</sup>	検 査 能 力	所要求パラメータ <sup>※3</sup>	項目	頻 度	担当
格納池冷却システム	蒸気発生器水位 (熱域) 主蒸気圧力	①蒸気発生器水位 (熱域) ②主蒸気圧力	①主要パラメータの電子ヤ ンネル ②蒸気発生器水位 (熱域) ③主蒸気圧力	モード 1、2、 3、4、 5および 6	代換パラメータの電子ヤ ンネル ①蒸気発生器水位 (熱域) ②主蒸気圧力	①蒸気発生器水位 (熱域) ②主蒸気圧力	A.1 当該副長は、代換パラメータの動作可能であることを確認する。 A.2 当該副長は、当該計器が故障状態であることが確認できることより、措置を講じる。 A.3 当該副長は、当該計器を動作可能な状態にする。	完了時間 速やかに	1ヶ月に 1回	当該副長 調整係 調整係
格納池冷却システム	主蒸気圧力	①蒸気発生器水位 (熱域) ②主蒸気圧力	①主要パラメータの電子ヤ ンネル ②蒸気発生器水位 (熱域) ③主蒸気圧力	モード 1	代換パラメータの電子ヤ ンネル ①蒸気発生器水位 (熱域) ②主蒸気圧力	①蒸気発生器水位 (熱域) ②主蒸気圧力	B.1 当該副長は、主蒸気圧力計の動作可能であることを確認する。 B.2 当該副長は、当該計器が故障状態であることが確認できることより、措置を講じる。 B.3 当該副長は、当該計器を動作可能な状態にする。	完了時間 速やかに	30日	当該副長 調整係 調整係
格納池冷却システム	1次冷却材圧力	①1次冷却材高温制御温度 (熱域)	①主要パラメータの電子ヤ ンネル ②蒸気発生器水位 (熱域) ③主蒸気圧力	モード 1	代換パラメータの電子ヤ ンネル ①蒸気発生器水位 (熱域) ②主蒸気圧力	①1次冷却材高温制御温度 (熱域)	C.1 当該副長は、当該計器が故障状態であることが確認できることより、措置を講じる。 C.2 当該副長は、当該計器を動作可能な状態にする。	完了時間 7.2時間	1ヶ月に 1回	当該副長 調整係 調整係
格納池冷却システム	1次冷却材圧力	①1次冷却材高温制御温度 (熱域)	①主要パラメータの電子ヤ ンネル ②蒸気発生器水位 (熱域) ③主蒸気圧力	モード 1	代換パラメータの電子ヤ ンネル ①蒸気発生器水位 (熱域) ②主蒸気圧力	①1次冷却材高温制御温度 (熱域)	D.1 当該副長は、モード3に切り替えることにより、当該計器の故障状態を確認する。 D.2 当該副長は、モード5に切り替えることにより、当該計器の故障状態を確認する。 D.3 当該副長は、モード6に切り替えることにより、当該計器の故障状態を確認する。	完了時間 1.2時間	5.6時間	当該副長 調整係 調整係

※1：プラント起動に伴う計器校正、真空ベンチングおよび原子炉格納池副冷却回路に計器保護用の計器保護回路が動作可能であることを確認する。  
 ※2：代換パラメータに搭載する計器は検出位置であり、代換パラメータが稼働することを要する。  
 ※3：チャンネルごとに個別の条件が適用される。  
 ※4：移動中の燃料を指定の位置に移動することを要する。

理由

組織改正に伴う変更 (原子力発電所の関係組織の統合) の記載の適正化 (線種の変更)

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

変更前

分類	主要パラメータ （保安規定変更前適用ガス モニタ）※4	警 報※1	所要求パラメータ※2	適用 モード	項目	確認事項	担当
前 記 の 各 項 の 属 す る 部 分	〔高気圧発生警報モニタ 水モニタ〕※4	①高気圧発生水位(領域) ②主蒸気圧力	代目パラメータ※2 ①高気圧発生水位(領域) ②主蒸気圧力	1 モード 1、2、 3、4、 5および 6	完了時間 速やかに 速やかに	確認事項 項目 頻度 担当 A.1 当該警報は、当該パラメータの動作可能であることを確認する。 A.2 当該警報は、当該パラメータの動作可能であることを確認する。 A.3 当該警報は、当該パラメータの動作可能であることを確認する。	社長 副社長 おおよび 主任技師 主任技師
	〔高気圧発生警報モニタ 水モニタ〕※4	①高気圧発生水位(領域) ②主蒸気圧力	代目パラメータ※2 ①高気圧発生水位(領域) ②主蒸気圧力	1	完了時間 30日	確認事項 項目 頻度 担当 B.1 当該警報は、当該パラメータの動作可能であることを確認する。 B.2 当該警報は、当該パラメータの動作可能であることを確認する。 C.1 当該警報は、モード3にす る。おおよび4において 相違を完了時間内 に達成できない場 合	主任技師 主任技師
	〔原子炉内温度監視サンプ タンク水位〕※4	①高気圧発生水位(領域) ②主蒸気圧力	代目パラメータ※2 ①高気圧発生水位(領域) ②主蒸気圧力	1	完了時間 7.2時間 5.6時間	確認事項 項目 頻度 担当 D.1 原子炉燃料温度は、原子炉停 止時までに、燃料の移動を 中止する。 D.2 当該警報は、1次冷却材中 のほう素濃度が低下する操 作を全て中止する。	主任技師 主任技師

※1：原子炉運転に係る警報は、原子炉停止警報を除き、原子炉停止警報に警報レベルの異なる警報は、動作可能とはみなさない。  
 ※2：代目パラメータに記録する警報は、警報レベルが異なる警報は、代目パラメータが記録される。  
 ※3：チャネルごとに個別の条件が適用される。  
 ※4：〔 〕は多様な拡張設備を示す。多様な拡張設備は運転上の制限を適用しない。  
 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。  
 ※6：原子炉内温度監視サンプタンク水位について実施する。

変更後

分類	主要パラメータ （保安規定変更後適用ガス モニタ）※4	警 報※1	所要求パラメータ※2	適用 モード	項目	確認事項	担当
前 記 の 各 項 の 属 す る 部 分	〔高気圧発生警報モニタ 水モニタ〕※4	①高気圧発生水位(領域) ②主蒸気圧力	代目パラメータ※2 ①高気圧発生水位(領域) ②主蒸気圧力	1 モード 1、2、 3、4、 5および 6	完了時間 速やかに 速やかに	確認事項 項目 頻度 担当 A.1 当該警報は、当該パラメータの動作可能であることを確認する。 A.2 当該警報は、当該パラメータの動作可能であることを確認する。 A.3 当該警報は、当該パラメータの動作可能であることを確認する。	主任技師 副社長 おおよび 主任技師 主任技師
	〔高気圧発生警報モニタ 水モニタ〕※4	①高気圧発生水位(領域) ②主蒸気圧力	代目パラメータ※2 ①高気圧発生水位(領域) ②主蒸気圧力	1	完了時間 30日	確認事項 項目 頻度 担当 B.1 当該警報は、当該パラメータの動作可能であることを確認する。 B.2 当該警報は、当該パラメータの動作可能であることを確認する。 C.1 当該警報は、モード3にす る。おおよび4において 相違を完了時間内 に達成できない場 合	主任技師 主任技師
	〔原子炉内温度監視サンプ タンク水位〕※4	①高気圧発生水位(領域) ②主蒸気圧力	代目パラメータ※2 ①高気圧発生水位(領域) ②主蒸気圧力	1	完了時間 7.2時間 5.6時間	確認事項 項目 頻度 担当 D.1 原子炉燃料温度は、原子炉停 止時までに、燃料の移動を 中止する。 D.2 当該警報は、1次冷却材中 のほう素濃度が低下する操 作を全て中止する。	主任技師 主任技師

※1：原子炉運転に係る警報は、原子炉停止警報を除き、原子炉停止警報に警報レベルの異なる警報は、動作可能とはみなさない。  
 ※2：代目パラメータに記録する警報は、警報レベルが異なる警報は、代目パラメータが記録される。  
 ※3：チャネルごとに個別の条件が適用される。  
 ※4：〔 〕は多様な拡張設備を示す。多様な拡張設備は運転上の制限を適用しない。  
 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。  
 ※6：原子炉内温度監視サンプタンク水位について実施する。

理由

組織改正に伴う変更（原子  
力発電所の保修関係組織  
の統合）  
記載の適正化（線種の変  
更）







大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更後

変更前

90-16-3 記録

90-16-3 記録

設備	所要数・系統数	運用モード	所要数・系統数	運用モード	項目	確認事項	担当者
可燃性ガス検出装置 3個 可燃性ガス検出装置用電源装置 2台 ネット入力装置/出口装置 (SA) 用)	3個	モード1、2、3、4、5および6	所要数・系統数	モード1、2、3、4、5および6	項目 定期の点検を行う。	定期検査者 検査員	担当 検査員
安全パラメータ表示システム (SPDS)	1系列 <sup>※1</sup>	モード1、2、3、4、5および6	所要数・系統数	モード1、2、3、4、5および6	項目 動作可能で3ヶ月に1回確認する。	3ヶ月に1回	担当 検査員
SPDS表示装置	2台 <sup>※1</sup>				項目 動作可能で1ヶ月に1回確認する。	1ヶ月に1回	担当 検査員

※1：3号炉および4号炉の合計所要数・系統数。  
 ※2：代替品の確認またはあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確認すること等をいう。

理由

組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）  
 記載の適正化（線種の変更）

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由																																														
表90-17 中央制御室	表90-17 中央制御室																																																	
90-17-1 居住性の確保および汚染の持ち込み防止 (中略)	90-17-1 居住性の確保および汚染の持ち込み防止 (中略)																																																	
(2) 確認事項	(2) 確認事項																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン</td> <td>ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 中央制御室あたり1台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する*。</td> <td>定期事業者検査時 1ヶ月に1回</td> <td>発電室長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環フィルタユニット</td> <td>フィルタのよう素除去効率（総合除去率が95%以上であることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td><u>機械</u> 係修課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明(SA)</td> <td>可搬型照明(SA)が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電気係修課長</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 中央制御室あたり1台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する*。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	発電室長 当直課長	中央制御室非常用循環フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去率が95%以上であることを確認する。	定期事業者検査時	<u>機械</u> 係修課長	可搬型照明(SA)	可搬型照明(SA)が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気係修課長	酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン</td> <td>ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 中央制御室あたり1台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する*。</td> <td>定期事業者検査時 1ヶ月に1回</td> <td>発電室長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環フィルタユニット</td> <td>フィルタのよう素除去効率（総合除去率が95%以上であることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td><u>機械</u> 係修課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明(SA)</td> <td>可搬型照明(SA)が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電気係修課長</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 中央制御室あたり1台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する*。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	発電室長 当直課長	中央制御室非常用循環フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去率が95%以上であることを確認する。	定期事業者検査時	<u>機械</u> 係修課長	可搬型照明(SA)	可搬型照明(SA)が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気係修課長	酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)
項目	確認事項	頻度	担当																																															
中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 中央制御室あたり1台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する*。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	発電室長 当直課長																																															
中央制御室非常用循環フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去率が95%以上であることを確認する。	定期事業者検査時	<u>機械</u> 係修課長																																															
可搬型照明(SA)	可搬型照明(SA)が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気係修課長																																															
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長																																															
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長																																															
項目	確認事項	頻度	担当																																															
中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 中央制御室あたり1台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する*。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	発電室長 当直課長																																															
中央制御室非常用循環フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去率が95%以上であることを確認する。	定期事業者検査時	<u>機械</u> 係修課長																																															
可搬型照明(SA)	可搬型照明(SA)が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気係修課長																																															
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長																																															
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長																																															
※6：運転中のファンについては、運転状態により確認する。		※6：運転中のファンについては、運転状態により確認する。																																																
(以下略)		(以下略)																																																

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更後

変更前

理由

表 90-18-1 監視測定設備

90-18-1 監視測定設備

機能	設備	所収数 <sup>※1</sup>	適用モード	条件	所要数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>	完了時期	項目	頻度	担当
放射性物質の濃縮および放射線量の測定	可搬式モニタリングポスト	10個	モード1、2、3、4、5、6 ※1 放射線監視装置の稼働を監視している期間	A. 動作可能な設備が所収数を満足していない場合 B. 放射線監視装置の稼働を監視している期間	A.1 放射線監視装置は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 放射線監視装置は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	可搬式モニタリングポストの機能の確認を行う。	1年に1回	放射線管理課長
	電離計サーベイメータ	2個				速やかに	可搬式モニタリングポストの機能の確認を行う。	3ヶ月に1回	放射線管理課長
小型船舶が使用可能なことを確認する。	電離計サーベイメータ	2個				速やかに	電離計サーベイメータの機能の確認を行う。	1年に1回	放射線管理課長
	可搬式ASTサンブラ	2個				速やかに	可搬式ASTサンブラの機能の確認を行う。	1年に1回	放射線管理課長
	放射サーベイメータ	2個				速やかに	放射サーベイメータの機能の確認を行う。	3ヶ月に1回	放射線管理課長
	Na137Csレーンサーベイメータ	2個				速やかに	Na137Csレーンサーベイメータの機能の確認を行う。	3ヶ月に1回	放射線管理課長
	Zn65サンレーンサーベイメータ	1個				速やかに	Zn65サンレーンサーベイメータの機能の確認を行う。	3ヶ月に1回	放射線管理課長
小型船舶		1台				速やかに	小型船舶が使用可能なことを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長

記載の適正化（線種の変更）

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
<p>項目</p> <p>燃料移送等 中の保安 条件の追加</p>	<p>設備</p> <p>可燃式気象観測装置</p> <p>燃料油貯蔵タンク</p> <p>重油タンク</p> <p>タンクローリー</p>	<p>所要数を満たさない場合の措置<sup>※1</sup></p> <p>条 件</p> <p>モード1、2、 モード3および燃料油貯蔵タンクに燃料を貯蔵している期間</p> <p>所要数<sup>※2</sup></p> <p>1個</p>	<p>増設事項</p> <p>項 目</p> <p>可燃式気象観測装置 1年に1回 点検・修理実施</p> <p>可燃式気象観測装置 3ヶ月に1回 点検・修理実施</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子 力発電所の保修関係組織 の統合）</p> <p>記載の適正化（線種の変 更）</p>
<p>電源確保</p>	<p>空冷式非常用発電装置</p> <p>燃料油貯蔵タンク</p> <p>重油タンク</p> <p>タンクローリー</p>	<p>所要数を満たさない場合の措置<sup>※1</sup></p> <p>条 件</p> <p>モード1、2、 モード3および燃料油貯蔵タンクに燃料を貯蔵している期間</p> <p>所要数<sup>※2</sup></p> <p>1個</p>	<p>増設事項</p> <p>項 目</p> <p>可燃式気象観測装置 1年に1回 点検・修理実施</p> <p>可燃式気象観測装置 3ヶ月に1回 点検・修理実施</p>	

※1：3号炉および4号炉の合計所要数。  
 ※2：設備種と個別の条件が適用される。  
 ※3：代替品の種別等

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
90-19-2 居住性の確保 (中略)		90-19-2 居住性の確保 (中略)		
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	頻度	担当	
緊急時対策所空 気浄化系	緊急時対策所空気浄化系（ファンおよび フィルタユニット）が動作可能であるこ とを確認する。 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタ ユニットよう素除去効率（総合除去効 率）が99.75%（有機よう素）以上および 99.99%（無機よう素）以上であることを 確認する。	3ヶ月に1 回 1年に1回	原子炉保 修課長 機械保 修課長	組織改正に伴う変更(原子 力発電所の保修関係組織 の統合)
空気供給装置	空気供給装置の所要数が使用可能であ ることを確認する。	3ヶ月に1 回	放射線管理 課長	
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確 認する。	3ヶ月に1 回	放射線管理 課長	
二酸化炭素濃度 計	二酸化炭素濃度計が使用可能であるこ とを確認する。	3ヶ月に1 回	放射線管理 課長	
緊急時対策所内 可搬型エリアモ ニタ	機能の確認を行う。 緊急時対策所内可搬型エリアモニタが 動作可能であることを確認する。	1年に1回 3ヶ月に1 回	放射線管理 課長 放射線管理 課長	
緊急時対策所外 可搬型エリアモ ニタ	機能の確認を行う。 緊急時対策所外可搬型エリアモニタが 動作可能であることを確認する。	1年に1回 3ヶ月に1 回	放射線管理 課長 放射線管理 課長	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
(3) 要求される措置				
モード1、2、3および4	A. 動作可能な緊急時対策 所内可搬型エリアモ ニタまたは緊急時対 策所外可搬型エリア モニタが所要数を満 足していない場合	A.1 放射線管理課長は、当該設備を 動作可能な状態に復旧する措置 を開始する。 および A.2 放射線管理課長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し原子炉主任技術者の確 認を得て実施する措置を開始す る。	速やかに	組織改正に伴う変更(原子 力発電所の保修関係組織 の統合)
モード1、2、3および4	B. 動作可能な緊急時対策 所内可搬型エリアが1系 統未済である場合	B.1 <u>原子炉</u> 保修課長は、当該設備を 動作可能な状態に復旧する。 または B.2 <u>原子炉</u> 保修課長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し原子炉主任技術者の確 認を得て実施する。	速やかに	
モード1、2、3および4	C. 使用可能な空気が供給装 置が所要数を満足し ていない場合	C.1 放射線管理課長は、当該設備を 使用可能な状態に復旧する。 または C.2 放射線管理課長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し原子炉主任技術者の確 認を得て実施する。	10日	
モード1、2、3および4	D. 使用可能な酸素濃度計 または二酸化炭素濃 度計が所要数を満足 していない場合	D.1 放射線管理課長は、当該設備を 使用可能な状態に復旧する。 または D.2 放射線管理課長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し原子炉主任技術者の確 認を得て実施する。	10日	
モード1、2、3および4	E. 条件B、CまたはDの 措置を完了時間内に 達成できない場合	E.1 当直課長は、モード3にする。 および E.2 当直課長は、モード5にする。	12時間	
モード1、2、3および4	A. 動作可能な緊急時対策 所内可搬型エリアモ ニタまたは緊急時対 策所外可搬型エリア モニタが所要数を満 足していない場合	A.1 放射線管理課長は、当該設備を 動作可能な状態に復旧する措置 を開始する。 および A.2 放射線管理課長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し原子炉主任技術者の確 認を得て実施する措置を開始す る。	速やかに	
モード1、2、3および4	B. 動作可能な緊急時対策 所内可搬型エリアが1系 統未済である場合	B.1 <u>機械</u> 保修課長は、当該設備を 動作可能な状態に復旧する。 または B.2 <u>機械</u> 保修課長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し原子炉主任技術者の確 認を得て実施する。	10日	
モード1、2、3および4	C. 使用可能な空気が供給装 置が所要数を満足し ていない場合	C.1 放射線管理課長は、当該設備を 使用可能な状態に復旧する。 または C.2 放射線管理課長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し原子炉主任技術者の確 認を得て実施する。	10日	
モード1、2、3および4	D. 使用可能な酸素濃度計 または二酸化炭素濃 度計が所要数を満足 していない場合	D.1 放射線管理課長は、当該設備を 使用可能な状態に復旧する。 または D.2 放射線管理課長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し原子炉主任技術者の確 認を得て実施する。	10日	
モード1、2、3および4	E. 条件B、CまたはDの 措置を完了時間内に 達成できない場合	E.1 当直課長は、モード3にする。 および E.2 当直課長は、モード5にする。	12時間	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
(3) 要求される措置（続き）				(3) 要求される措置（続き）				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5、 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な緊急時対策 所内可搬型エリアモータまたは緊急時対策所外可搬型エリアモータが所要数を満足していない場合	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに	A. 動作可能な緊急時対策 所内可搬型エリアモータまたは緊急時対策所外可搬型エリアモータが所要数を満足していない場合	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	A.2 放射線管理課長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）
		A.2 放射線管理課長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに					
	B. 動作可能な緊急時対策 所空気浄化系が1系統未満である場合	B.1 原子炉保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに	B. 動作可能な緊急時対策 所空気浄化系が1系統未満である場合	B.1 機械保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	B.2 機械保修課長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	
		B.2 原子炉保修課長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに					
C. 使用可能な空気供給装置が所要数を満足していない場合	C.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに	C. 使用可能な空気供給装置が所要数を満足していない場合	C.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	C.2 放射線管理課長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに		
		C.2 放射線管理課長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。				速やかに		
D. 使用可能な酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	D.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに	D. 使用可能な酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	D.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	D.2 放射線管理課長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに		
		D.2 放射線管理課長は、代替措置 <sup>※3</sup> を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。				速やかに		

※3：代替品の補充等。

※3：代替品の補充等。



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

表 90-20-20 通信連絡を行うために必要な設備

機能	設備	所蔵数・運用モード 系統数 <sup>※1</sup>	要件	措置	完了時間 <sup>※2</sup>	項目	確認事項	担当者
遠隔操作 格納炉	衛星電話 (固定)	6台	A 動作可能な衛星電話 (固定・可搬・携帯) 1、2、3および4	電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。	10日 <sup>※3</sup>	衛星電話 (固定)	1ヶ月に1回	電気保修課長
	衛星電話 (携帯)	9台	B 結合原子炉防犯システム (SPDS) が動作不能である場合	電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。 ※が動作不能である場合は、原子炉主任技術者の確認を経て実施する。	10日	衛星電話 (携帯)	1ヶ月に1回	電気保修課長
	衛星電話 (可搬)	1台	C 動作可能なSPDSが動作不能である場合	電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。 ※が動作不能である場合は、原子炉主任技術者の確認を経て実施する。	10日	衛星電話 (可搬)	1ヶ月に1回	電気保修課長
	トランシーバー	29台	D 結合原子炉防犯システム (SPDS) が動作不能である場合	電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。 ※が動作不能である場合は、原子炉主任技術者の確認を経て実施する。	10日	トランシーバー	1ヶ月に1回	電気保修課長
	携行型通信装置	22台	E 各種A、B、C、Dの完了時間内には、完了時間内には成り立たない場合	電気保修課長は、モード3にする。 完了時間内には成り立たない場合	12時間 56時間	携行型通信装置	1ヶ月に1回	電気保修課長
	安全ハラメータ表示システム (SPDS)	1系列 <sup>※4</sup>				安全ハラメータ表示システム (SPDS)		
	安全ハラメータ伝送システム	1系列 <sup>※4</sup>				安全ハラメータ伝送システム		
	SPDS表示装置	2台				SPDS表示装置		
	緊急時衛星通信システム	2台				緊急時衛星通信システム		
	結合原子炉TV監視システム	1系列 <sup>※4</sup>				結合原子炉TV監視システム		
	防災ネットワークシステム	1系列 <sup>※4</sup>				防災ネットワークシステム		
	IP電話					IP電話		
	IP-FAX					IP-FAX		

変更後

表 90-20-20 通信連絡を行うために必要な設備

機能	設備	所蔵数・運用モード 系統数 <sup>※1</sup>	要件	措置	完了時間 <sup>※2</sup>	項目	確認事項	担当者
遠隔操作 格納炉	衛星電話 (固定)	6台	A 動作可能な衛星電話 (固定・可搬・携帯) 1、2、3および4	電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。	10日 <sup>※3</sup>	衛星電話 (固定)	1ヶ月に1回	電気保修課長
	衛星電話 (携帯)	9台	B 結合原子炉防犯システム (SPDS) が動作不能である場合	電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。 ※が動作不能である場合は、原子炉主任技術者の確認を経て実施する。	10日	衛星電話 (携帯)	1ヶ月に1回	電気保修課長
	衛星電話 (可搬)	1台	C 動作可能なSPDSが動作不能である場合	電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。 ※が動作不能である場合は、原子炉主任技術者の確認を経て実施する。	10日	衛星電話 (可搬)	1ヶ月に1回	電気保修課長
	トランシーバー	29台	D 結合原子炉防犯システム (SPDS) が動作不能である場合	電気保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。 ※が動作不能である場合は、原子炉主任技術者の確認を経て実施する。	10日	トランシーバー	1ヶ月に1回	電気保修課長
	携行型通信装置	22台	E 各種A、B、C、Dの完了時間内には、完了時間内には成り立たない場合	電気保修課長は、モード3にする。 完了時間内には成り立たない場合	12時間 56時間	携行型通信装置	1ヶ月に1回	電気保修課長
	安全ハラメータ表示システム (SPDS)	1系列 <sup>※4</sup>				安全ハラメータ表示システム (SPDS)		
	安全ハラメータ伝送システム	1系列 <sup>※4</sup>				安全ハラメータ伝送システム		
	SPDS表示装置	2台				SPDS表示装置		
	緊急時衛星通信システム	2台				緊急時衛星通信システム		
	結合原子炉TV監視システム	1系列 <sup>※4</sup>				結合原子炉TV監視システム		
	防災ネットワークシステム	1系列 <sup>※4</sup>				防災ネットワークシステム		
	IP電話					IP電話		
	IP-FAX					IP-FAX		

記載の適正化 (線種の変更)

組織改正に伴う変更 (原子力発電所の保修関係組織の統合)

理由

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

9-0-20-1 通信連絡（続き）

項目	設備	所数、 接続数	運用モード	異常発生 時	所要数を満足できない場合の措置 <sup>※</sup>	完了時間	項目	確認事項	運用 期間
通報 連絡	警報電話（固定） 警報電話（携帯） 警報電話（可搬） トランシーバー	6台 9台 1台 29台	運用モード 15および 16および機 用を兼用し トットに燃料 棒を貯蔵し ている期間	異常発生時	A. 動作可能な電源 装置、トランシーバ ー、携帯電話機等 を、T.V.監視シ ステム、I.P.電 話およびI.P.電 話の通話機能を 確保する。 B. 緊急時、T.V.監視シ ステム、I.P.電 話の通話機能を 確保する。 C. 緊急時、T.V.監視シ ステム、I.P.電 話の通話機能を 確保する。	1ヶ月に1 回	警報電話（可搬） トランシーバー （可搬） 携帯電話機等 （可搬） T.V.監視シ ステム、I.P.電 話およびI.P.電 話の通話機能を 確保する。	1ヶ月に1 回	電気修繕員
空冷非常用発電機									
燃料貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー					「9-0-15-1 空冷非常用発電機からの給電」において運転上の制限を定める。 「9-0-15-7 燃料貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリー」による燃料供給設備において運転上の制限を定める。				
電源室（緊急時対策用）					「9-0-19-1 代替電源設備からの給電」において運転上の制限を定める。				

※1：3号炉および4号炉の合計所要数、系統数。  
 ※2：安全ハメラータ表示システム（SPDS）および安全ハメラータ伝送システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることという。統合原子力炉ネットワークに接続する遠隔監視設備については、テレビジョンシステム、I.P.電話、I.P-FAXのいずれかにより遠隔可能であることをい  
 ※3：本表に明示しない項目の条件が適用される。  
 ※4：緊急時監視設備の遠隔監視による遠隔監視を確保することとを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時、他の事業者等が所管する設備の点検および試験に伴う停止を  
 ※5：「9-0-15-1 空冷非常用発電機からの給電」において運転上の制限を定める。  
 ※6：「9-0-15-7 燃料貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリー」による燃料供給設備において運転上の制限を定める。  
 ※7：安全ハメラータ表示システム（SPDS）および安全ハメラータ伝送システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることという。統合原子力炉ネットワークに接続する遠隔監視設備については、テレビジョンシステム、I.P.電話、I.P-FAXのいずれかにより遠隔可能であることをい  
 ※8：本表に明示しない項目の条件が適用される。  
 ※9：緊急時監視設備の遠隔監視による遠隔監視を確保することとを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時、他の事業者等が所管する設備の点検および試験に伴う停止を  
 ※10：「9-0-19-1 代替電源設備からの給電」において運転上の制限を定める。  
 ※11：「9-0-19-1 代替電源設備からの給電」において運転上の制限を定める。

変更後

9-0-20-1 通信連絡（続き）

項目	設備	所数、 接続数	運用モード	異常発生 時	所要数を満足できない場合の措置 <sup>※</sup>	完了時間	項目	確認事項	運用 期間
通報 連絡	警報電話（固定） 警報電話（携帯） 警報電話（可搬） トランシーバー	6台 9台 1台 29台	運用モード 15および 16および機 用を兼用し トットに燃料 棒を貯蔵し ている期間	異常発生時	A. 動作可能な電源 装置、トランシーバ ー、携帯電話機等 を、T.V.監視シ ステム、I.P.電 話およびI.P.電 話の通話機能を 確保する。 B. 緊急時、T.V.監視シ ステム、I.P.電 話の通話機能を 確保する。 C. 緊急時、T.V.監視シ ステム、I.P.電 話の通話機能を 確保する。	1ヶ月に1 回	警報電話（可搬） トランシーバー （可搬） 携帯電話機等 （可搬） T.V.監視シ ステム、I.P.電 話およびI.P.電 話の通話機能を 確保する。	1ヶ月に1 回	電気修繕員
空冷非常用発電機					「9-0-15-1 空冷非常用発電機からの給電」において運転上の制限を定める。 「9-0-15-7 燃料貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリー」による燃料供給設備において運転上の制限を定める。				
燃料貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー					「9-0-15-1 空冷非常用発電機からの給電」において運転上の制限を定める。 「9-0-15-7 燃料貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリー」による燃料供給設備において運転上の制限を定める。				
電源室（緊急時対策用）					「9-0-19-1 代替電源設備からの給電」において運転上の制限を定める。				

※1：3号炉および4号炉の合計所要数、系統数。  
 ※2：安全ハメラータ表示システム（SPDS）および安全ハメラータ伝送システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることという。統合原子力炉ネットワークに接続する遠隔監視設備については、テレビジョンシステム、I.P.電話、I.P-FAXのいずれかにより遠隔可能であることをい  
 ※3：本表に明示しない項目の条件が適用される。  
 ※4：緊急時監視設備の遠隔監視による遠隔監視を確保することとを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時、他の事業者等が所管する設備の点検および試験に伴う停止を  
 ※5：「9-0-15-1 空冷非常用発電機からの給電」において運転上の制限を定める。  
 ※6：「9-0-15-7 燃料貯蔵タンクまたは重油タンク、タンクローリー」による燃料供給設備において運転上の制限を定める。  
 ※7：安全ハメラータ表示システム（SPDS）および安全ハメラータ伝送システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることという。統合原子力炉ネットワークに接続する遠隔監視設備については、テレビジョンシステム、I.P.電話、I.P-FAXのいずれかにより遠隔可能であることをい  
 ※8：本表に明示しない項目の条件が適用される。  
 ※9：緊急時監視設備の遠隔監視による遠隔監視を確保することとを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時、他の事業者等が所管する設備の点検および試験に伴う停止を  
 ※10：「9-0-19-1 代替電源設備からの給電」において運転上の制限を定める。  
 ※11：「9-0-19-1 代替電源設備からの給電」において運転上の制限を定める。

理由

記載の適正化（線種の変更）  
 組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
表 90-21 その他の設備 90-21-1 アクセスルートの確保 (中略)				表 90-21 その他の設備 90-21-1 アクセスルートの確保 (中略)				組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)
(2) 確認事項				(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
ブルドーザ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン保修課長	ブルドーザ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	機械保修課長	
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード 1、2、3 および 4	A. 所要数を満足していない場合	A.1 <u>タービン</u> 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または A.2 <u>タービン</u> 保修課長は、代替措置 <sup>※2</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日	モード 1、2、3 および 4	A. 所要数を満足していない場合	A.1 <u>機械</u> 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または A.2 <u>機械</u> 保修課長は、代替措置 <sup>※2</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日	
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1当直課長は、モード3にする。 および B.2当直課長は、モード5にする。	12時間		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1当直課長は、モード3にする。 および B.2当直課長は、モード5にする。	12時間	
モード 5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 所要数を満足していない場合	A.1 <u>タービン</u> 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 <u>タービン</u> 保修課長は、代替措置 <sup>※2</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	モード 5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 所要数を満足していない場合	A.1 <u>機械</u> 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 <u>機械</u> 保修課長は、代替措置 <sup>※2</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1当直課長は、モード3にする。 および B.2当直課長は、モード5にする。	56時間		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1当直課長は、モード3にする。 および B.2当直課長は、モード5にする。	56時間	

※2：代替品の補充等。

※2：代替品の補充等。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第105条の2 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>*1</sup>または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下、「廃棄物庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) 脱塩塔使用済樹脂は、発電室長が使用済樹脂貯蔵タンクに保管する。また、脱塩塔使用済樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱ひ、(5)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(3) 原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等については、機械工事グループ課長が、また、原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去した鉄筋コンクリートの雑固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(4) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、<u>計装</u>保修課長および<u>原子炉</u>保修課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(5) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備<sup>*2</sup>で焼却する。</p> <p>ロ. 焼却灰を固型化する場合は、発電室長が固化装置で固型化する。</p> <p>ハ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表138-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、<u>計装</u>保修課長および<u>原子炉</u>保修課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵および保管状況を確認するために、1日に1回、水位を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵および保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 原子燃料課長、<u>計装</u>保修課長および<u>原子炉</u>保修課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各課(室)長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第105条の2 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>*1</sup>または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下、「廃棄物庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) 脱塩塔使用済樹脂は、発電室長が使用済樹脂貯蔵タンクに保管する。また、脱塩塔使用済樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱ひ、(5)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(3) 原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等については、機械工事グループ課長が、また、原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去した鉄筋コンクリートの雑固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(4) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、<u>電気</u>保修課長および<u>機械</u>保修課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(5) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備<sup>*2</sup>で焼却する。</p> <p>ロ. 焼却灰を固型化する場合は、発電室長が固化装置で固型化する。</p> <p>ハ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表138-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、<u>電気</u>保修課長および<u>機械</u>保修課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵および保管状況を確認するために、1日に1回、水位を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵および保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 原子燃料課長、<u>電気</u>保修課長および<u>機械</u>保修課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各課(室)長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬</p>	<p>理由</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車面への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車面の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車面を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに關し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課(室)長が管理区域内で第111条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※2：3、4号炉原子炉補助建屋内（1号炉、2号炉、3号炉および4号炉）。</p>	<p>前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車面への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車面の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車面を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに關し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課(室)長が管理区域内で第111条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※2：3、4号炉原子炉補助建屋内（1号炉、2号炉、3号炉および4号炉）。</p>	<p>変更なし</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由								
<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第107条 発電室および原子炉修繕課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表107-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表107-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、表107-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4. 表107-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第111条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、表107-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第107条 発電室および機械修繕課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表107-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表107-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、表107-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4. 表107-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第111条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、表107-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)</p>								
<p>表107-1</p> <table border="1" data-bbox="829 87 1037 716"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (1、2、3、4号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素131</td> <td>1.0×10<sup>15</sup> Bq/年 2.5×10<sup>10</sup> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 (1、2、3、4号炉合算)	放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 <sup>15</sup> Bq/年 2.5×10 <sup>10</sup> Bq/年	<p>表107-1</p> <table border="1" data-bbox="829 716 1037 1456"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (1、2、3、4号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素131</td> <td>1.0×10<sup>15</sup> Bq/年 2.5×10<sup>10</sup> Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 (1、2、3、4号炉合算)	放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 <sup>15</sup> Bq/年 2.5×10 <sup>10</sup> Bq/年	
項目	放出管理目標値 (1、2、3、4号炉合算)									
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 <sup>15</sup> Bq/年 2.5×10 <sup>10</sup> Bq/年									
項目	放出管理目標値 (1、2、3、4号炉合算)									
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 <sup>15</sup> Bq/年 2.5×10 <sup>10</sup> Bq/年									

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
表 107-2				
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	放出操作担当課（室）長
放射性 気体 廃棄物	排気筒	希ガス濃度 よう素131濃度 粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	排気筒 モニタ 試料放射能 測定装置	発電室長
	雑固体焼却 設備焼却炉 排気口	粒子状物質濃度 （主要ガンマ線 放出核種）	試料放射能 測定装置	
	原子炉格納 容器漏えい 率検査（A 種）排気	粒子状物質濃度 （主要ガンマ線 放出核種）	試料放射能 測定装置	機械保修課長
表 107-3				
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	放出操作担当課（室）長
その他作業等に伴う換気	排気筒等	希ガス濃度	排気筒 モニタ	作業の所管課（室）長
		粒子状物質濃度 （主要ガンマ線 放出核種）	試料放射能 測定装置	
※1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。				

組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																								
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第108条 放射線管理課長および計装保修課長は、表108に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表108</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水 モニタ</td> <td>計装保修課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置 排気筒モニタ</td> <td>放射線管理課長 計装保修課長</td> <td>2台※1 2台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号、2号、3号および4号炉共用 ※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水 モニタ	計装保修課長	1台	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	放射線管理課長 計装保修課長	2台※1 2台	<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第108条 放射線管理課長および電気保修課長は、表108に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表108</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水 モニタ</td> <td>電気保修課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置 排気筒モニタ</td> <td>放射線管理課長 電気保修課長</td> <td>2台※1 2台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号、2号、3号および4号炉共用 ※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水 モニタ	電気保修課長	1台	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	放射線管理課長 電気保修課長	2台※1 2台	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>
分類	計測器種類	担当課長	数量																							
放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水 モニタ	計装保修課長	1台																							
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	放射線管理課長 計装保修課長	2台※1 2台																							
分類	計測器種類	担当課長	数量																							
放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水 モニタ	電気保修課長	1台																							
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	放射線管理課長 電気保修課長	2台※1 2台																							



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由																																		
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第 120 条 放射線管理課長および計装保修課長は、表 120 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表 120 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>		<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第 120 条 放射線管理課長および電気保修課長は、表 120 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表 120 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>		<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>																																		
<p>表 120</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1 台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>線量当量率測定用 サーベイメータ</td> <td></td> <td>5 台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器<sup>※1</sup></td> <td>汚染密度測定用 サーベイメータ</td> <td></td> <td>4 台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td></td> <td>3 台<sup>※2※3</sup></td> </tr> <tr> <td>積算線量計</td> <td></td> <td>1 式<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト モニタリングステーション</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5 台<sup>※2</sup> 1 台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器<sup>※1</sup></td> <td>エリアモニタ</td> <td>電気保修課長</td> <td>1 8 台<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置 積算線量計</td> <td>環境モニタリングセンター所長</td> <td>1 台<sup>※5</sup> 1 式</td> </tr> </tbody> </table>					分類	計測器種類	担当	数量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1 台 <sup>※2</sup>	線量当量率測定用 サーベイメータ		5 台 <sup>※2</sup>	放射線管理用計測器 <sup>※1</sup>	汚染密度測定用 サーベイメータ		4 台 <sup>※2</sup>	退出モニタ	放射線管理課長	1 台	試料放射能測定装置		3 台 <sup>※2※3</sup>	積算線量計		1 式 <sup>※2</sup>	モニタリングポスト モニタリングステーション	放射線管理課長	5 台 <sup>※2</sup> 1 台 <sup>※2</sup>	放射線監視用計測器 <sup>※1</sup>	エリアモニタ	電気保修課長	1 8 台 <sup>※4</sup>	試料放射能測定装置 積算線量計	環境モニタリングセンター所長	1 台 <sup>※5</sup> 1 式
分類	計測器種類	担当	数量																																			
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1 台 <sup>※2</sup>																																			
	線量当量率測定用 サーベイメータ		5 台 <sup>※2</sup>																																			
放射線管理用計測器 <sup>※1</sup>	汚染密度測定用 サーベイメータ		4 台 <sup>※2</sup>																																			
	退出モニタ	放射線管理課長	1 台																																			
	試料放射能測定装置		3 台 <sup>※2※3</sup>																																			
	積算線量計		1 式 <sup>※2</sup>																																			
	モニタリングポスト モニタリングステーション	放射線管理課長	5 台 <sup>※2</sup> 1 台 <sup>※2</sup>																																			
放射線監視用計測器 <sup>※1</sup>	エリアモニタ	電気保修課長	1 8 台 <sup>※4</sup>																																			
	試料放射能測定装置 積算線量計	環境モニタリングセンター所長	1 台 <sup>※5</sup> 1 式																																			
<p>※ 1：重大事故等対処設備は「90-18-1 監視測定設備」において管理する。</p> <p>※ 2：1号、2号、3号および4号炉共用</p> <p>※ 3：1台は表108の試料放射能測定装置と共用</p> <p>※ 4：管理区域外測定用の2台を含む。</p> <p>※ 5：美浜発電所、高浜発電所と共用</p>																																						

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

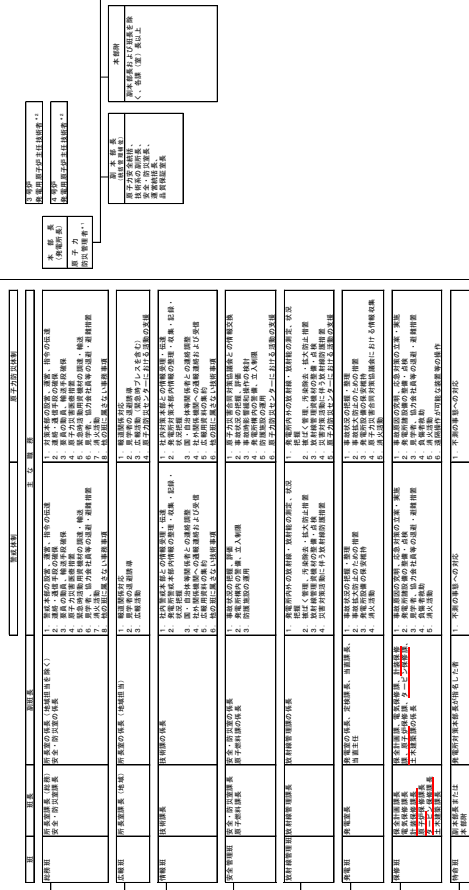
変更前

（原子力防災組織）

第 1 2 6 条 安全・防災室長は、原子力災害の発生または拡大を防止するため、図 1 2 6 に示す原子力防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。

（中略）

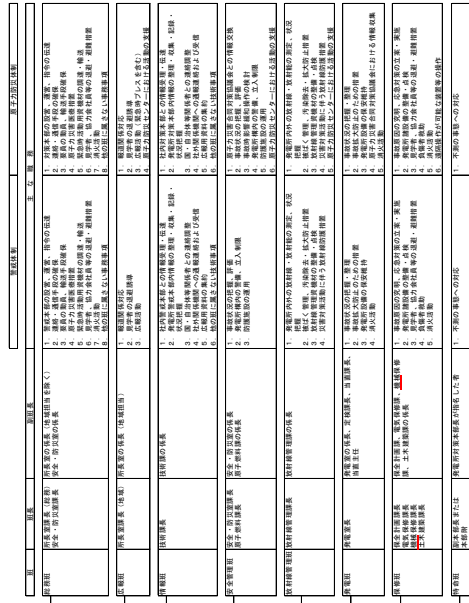
第 1 2 6 図 原子力防災組織図



理由

（原子力防災組織）  
第 1 2 6 条 安全・防災室長は、原子力災害の発生または拡大を防止するため、図 1 2 6 に示す原子力防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。

第 1 2 6 図 原子力防災組織図



組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）

- 1. 原子力防災室長は、組織図に示す特定業務が廃止された場合または併用された場合、以下の対応を行う。  
 ・併用となった対応業務は、原子力防災室長が兼任する。  
 ・廃止となった対応業務は、原子力防災室長の業務に併用される。
- 2. 原子力発電所保修関係業務を執行する組織が業務の組織となる場合、あらかじめ当該組織の業務を併用して行く。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(関係法令および本規定の遵守)</p> <p>第143条 第144条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令および本規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、コンプライアンス意識の向上のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2. 社長は、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) コンプライアンスを確実にするための方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、原子力部門CSR推進委員会を設置し、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>(1) コンプライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第145条（保安に関する組織）の組織にその活動を実施させる。</p> <p>(2) (1)に定めた計画の実施状況を評価する。</p> <p>(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。</p> <p>(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。</p> <p>4. 第145条（保安に関する組織）の組織は、第3項の計画に基づき、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>(関係法令および本規定の遵守)</p> <p>第143条 第144条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令および本規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、コンプライアンス意識の向上のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2. 社長は、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) コンプライアンスを確実にするための方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、原子力部門コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>(1) コンプライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第145条（保安に関する組織）の組織にその活動を実施させる。</p> <p>(2) (1)に定めた計画の実施状況を評価する。</p> <p>(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。</p> <p>(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。</p> <p>4. 第145条（保安に関する組織）の組織は、第3項の計画に基づき、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>コンプライアンス意識の向上のための活動に係る会議名称の変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(品質マネジメントシステム計画) 第 144 条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(中略)</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第 144 条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(中略)</p>	
<p>図 144-1 品質マネジメントシステム体系図</p>	<p>図 144-1 品質マネジメントシステム体系図</p>	<p>(注 1) 本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関連を、項目ごとに整理した上で PDCA に分類して示している。業務の詳細は各社内標準にて定める。</p> <p>(注 2) 原子力事業本部各部門統括とは、原子力企画部門統括、原子力安全・技術部門統括、原子力発子燃料部門統括、原子力技術部門統括（原子力技術）、原子力安全・技術部門統括（土木建築）、原子力発電部門統括、原子力燃料部門統括のいずれかを指す。</p> <p>(中略)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由			
表 1 4 4 - 2（続き）				表 1 4 4 - 2（続き）							
本品質 マネジメント システム 計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項	本品質 マネジメント システム 計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
		1次 文書	2次文書					1次 文書	2次文書		
6. 1	廃止措置管理		廃止措置管理 通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第149条、第150条、 第156条、第159条 から第161条	6. 1	廃止措置管理		原子力事業本部 原子力発電部門	第149条、第150条、 第156条、第159条 から第161条	
7. 1						7. 1					
7. 2						7. 2					
7. 5			運転管理通達		第152条から第155 条、第157条、第158 条、第162条から第1 65条、第192条、第1 92条の4、第192条 の5、第209条	7. 5					
7. 6						7. 6					
8. 2. 4						8. 2. 4					
	燃料管理		原子燃料管理 通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第166条から第169 条、第209条		燃料管理		原子力事業本部 原子力発電部門	第166条から第169 条、第209条	
	放射性廃棄物管理		放射性廃棄物 管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第170条から第176 条、第209条		放射性廃棄物管理		原子力事業本部 原子力発電部門	第170条から第176 条、第209条	
	放射線管理		放射線管理通 達	原子力事業本部 原子力発電部門	第177条から第191 条、第196条、第204 条、第209条		放射線管理		原子力事業本部 原子力発電部門	第177条から第191 条、第196条、第204 条、第209条	
	施設管理		施設管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第192条から第192 条の5		施設管理		原子力事業本部 原子力発電部門	第192条から第192 条の5	
	非常時の措置		非常時の措置 通達	原子力事業本部 原子力安全部門	第158条、第194条、 第195条、第197条 から第203条、第20 5条		非常時の措置		原子力事業本部 原子力安全・技 術部門	第158条、第194条、 第195条、第197条 から第203条、第20 5条	
	その他		原子燃料サイ クル通達	原子力事業本部 原子燃料部門	第166条から第169 条、第172条の2		その他		原子力事業本部 原子燃料部門	第166条から第169 条、第172条の2	
原子力発電の安全に係る品質保証規程											

組織改正に伴う変更(原子  
力安全部門と原子力技術  
部門の統合)

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
表 1 4 4 - 2（続き）				表 1 4 4 - 2（続き）				
本品質 マネジメン システム 計画関連条項	項目	社内標準名		項目	社内標準名	所管箇所	本規定関連条項	
		1次 文書	2次文書					
6. 1 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	その他	原子力技術業務 要綱	原子力技術業務 要綱	その他	原子力技術業務 要綱	原子力事業本部 原子力安全・技 術部門		組織改正に伴う変更(原子 力安全部門と原子力技術 部門の統合)
7. 2. 3 8. 2. 1	組織の 外部の 者との 情報の 伝達等 組織の 外部の 者の意 見	外部コミュニケ ーション通達	外部コミュニケ ーション通達		原子力発電の安全に係る品質保証規程	原子力事業本部 原子力発電部門		
7. 3	設計開 発	設計・開発通達	設計・開発通達		原子力発電の安全に係る品質保証規程	原子力事業本部 原子力発電部門	第 1 9 2 条	
7. 4 7. 5. 5	調達 調達物 品の管 理	原子力部門にお ける文書・記録 管理通達	原子力部門にお ける文書・記録 管理通達		原子力発電の安全に係る品質保証規程	原子力事業本部 原子力企画部門		
7. 6	監視測 定のた めの設 備の管 理	監視機器・測定 機器管理通達	監視機器・測定 機器管理通達		原子力発電の安全に係る品質保証規程	調達本部 原子力事業本部 原子力発電部門		

(以下略)

(以下略)

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する組織) 第 1 4 5 条 発電所の保安に関する組織は、図 1 4 5 のとおりとする。</p> <p>図 1 4 5</p> <p>【本店】</p>	<p>(保安に関する組織) 第 1 4 5 条 発電所の保安に関する組織は、図 1 4 5 のとおりとする。</p> <p>図 1 4 5</p> <p>【本店】</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>図 1 4 5（続き）</p> <p>【発電所】</p> <p>(※ 1)</p> <p>発電所長</p> <p>原子力発電 安全運営委員会 発電所レビュー</p> <p>廃止措置主任者</p> <p>品質保証室長 安全・防災室長 所長室長</p> <p>技術課長 原子燃料課長 放射線管理課長 発電室長 保安計画課長 電気保修課長 計装保修課長 原子炉保修課長 タービン保修課長 土木建築課長 電気工事グループ課長 機械工事グループ課長 土木建築工事グループ課長</p> <p>当直課長<sup>※2</sup></p> <p>※ 2 : 1, 2 号炉担当および 3, 4 号炉担当</p>	<p>図 1 4 5（続き）</p> <p>【発電所】</p> <p>(※ 1)</p> <p>発電所長</p> <p>原子力発電 安全運営委員会 発電所レビュー</p> <p>廃止措置主任者</p> <p>品質保証室長 安全・防災室長 所長室長</p> <p>技術課長 原子燃料課長 放射線管理課長 発電室長 保安計画課長 電気保修課長 機械保修課長 土木建築課長 電気工事グループ課長 機械工事グループ課長 土木建築工事グループ課長</p> <p>当直課長<sup>※2</sup></p> <p>※ 2 : 1, 2 号炉担当および 3, 4 号炉担当</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第146条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第1項(5)から(10)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第143条第3項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第1項(5)から(10)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全部門統括は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務を統括する。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、原子力発電の品質保証活動、原子力発電施設の設計・保全および廃止措置ならびに原子力発電所の運転保守、放射線管理および放射性廃棄物管理に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、原子力発電施設の設計・保全（原子力技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(9) 原子力技術部門統括（土木建築）は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(10) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル（原子燃料サイクル室長所管業務を除く。）およびその品質保証活動に関する業務を統括する。</p> <p>(11) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(13) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(15) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(16) 第1項(6)から(10)、(14)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に係る業務を含む。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第146条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第1項(5)から(9)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第143条第3項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第1項(5)から(9)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設の設計・保全（原子力安全・技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(7) 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力発電部門統括は、原子力発電および原子燃料サイクルの品質保証活動、原子力発電施設の設計・保全および廃止措置ならびに原子力発電所の運転保守、放射線管理および放射性廃棄物管理に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル（原子燃料サイクル室長所管業務を除く。）に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(12) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(14) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(15) 第1項(6)から(9)、(13)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に係る業務を含む。</p>	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子燃料部門の原子燃料サイクルに関する品質保証業務を原子力発電部門へ移管）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子燃料部門の原子燃料サイクルに関する品質保証業務を原子力発電部門へ移管）</p> <p>組織改正に伴う変更（番号の繰り上がり）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(17) 各職位は、第 1 4 4 条 8. 2. 4 項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(18) 第 1 項(5)から(15)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(19) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室課長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括および教育・訓練の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料課長は、原子燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター所長所管業務を除く。）、被ばく管理、化学管理および廃止措置工事<sup>**1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>(12) 発電室長は原子炉施設の運転に関する業務を行う。</p> <p>(13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において「当直課長」とは、特に定めのない限り 1 号炉および 2 号炉を担当する当直課長をいう。</p> <p>(14) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、定期事業者検査に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理および廃止措置工事<sup>**1</sup>の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理および廃止措置工事<sup>**1</sup>（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(17) 計装保修課長は、原子炉施設の計装設備に係る保守、修理および廃止措置工事<sup>**1</sup>（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 原子炉保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備を除く。）に係る保守、修理お</p>	<p>(16) 各職位は、第 1 4 4 条 8. 2. 4 項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(17) 第 1 項(5)から(14)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下、「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長および運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室課長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括および教育・訓練の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料課長は、原子燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター所長所管業務を除く。）、被ばく管理、化学管理および廃止措置工事<sup>**1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>(12) 発電室長は原子炉施設の運転に関する業務を行う。</p> <p>(13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において「当直課長」とは、特に定めのない限り 1 号炉および 2 号炉を担当する当直課長をいう。</p> <p>(14) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、定期事業者検査に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理および廃止措置工事<sup>**1</sup>の総括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および廃止措置工事<sup>**1</sup>（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(17) 機械保修課長は、原子炉施設の機械設備に係る保守、修理および廃止措置工事<sup>**1</sup>（機械</p>	<p>組織改正に伴う変更（番号の繰り上がり）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>よび廃止措置工事<sup>※1</sup>（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p><u>(19) タービン保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備）に係る保守、修理および廃止措置工事<sup>※1</sup>（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</u></p> <p>(20) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事<sup>※1</sup>（機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(21) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および廃止措置工事<sup>※1</sup>のうち、所長が指定したものに<sup>※1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>(22) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事<sup>※1</sup>のうち、所長が指定したものに<sup>※1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>(23) 土木建築工事グループ課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事<sup>※1</sup>のうち、所長が指定したものに<sup>※1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>(24) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(26) 第2項(5)、(6)、(10)から(13)および(15)から(23)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(27) 各職位は、第144条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(28) 各課（室）長は、課（室）員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課（室）員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>※1：廃止措置工事とは、第160条に定める、原子炉等規制法第43条の3の3第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画（以下、「廃止措置計画」という。）に基づき実施する工事という。</p>	<p>工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事<sup>※1</sup>（機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(19) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および廃止措置工事<sup>※1</sup>のうち、所長が指定したものに<sup>※1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>(20) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事<sup>※1</sup>のうち、所長が指定したものに<sup>※1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>(21) 土木建築工事グループ課長は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および廃止措置工事<sup>※1</sup>のうち、所長が指定したものに<sup>※1</sup>に関する業務を行う。</p> <p>(22) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(23) 第2項(3)から(22)に定める各職位（以下、「各課（室）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う（火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(24) 第2項(5)、(6)、(10)から(13)および(15)から(21)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転および保守、設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>(25) 各職位は、第144条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(26) 各課（室）長は、課（室）員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課（室）員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>※1：廃止措置工事とは、第160条に定める、原子炉等規制法第43条の3の3第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画（以下、「廃止措置計画」という。）に基づき実施する工事という。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p> <p>組織改正に伴う変更（番号の繰り上がり）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(原子力発電安全委員会) 第147条 本店に原子力発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。 2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更 (2) 廃止措置計画の変更 (3) 原子炉施設保安規定の変更 (4) 本店所管の社内標準の制定および改正 (5) その他委員会で定めた事項 3. 原子力安全部門統括を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。 4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の廃止措置主任者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子力発電安全委員会) 第147条 本店に原子力発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。 2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更 (2) 廃止措置計画の変更 (3) 原子炉施設保安規定の変更 (4) 本店所管の社内標準の制定および改正 (5) その他委員会で定めた事項 3. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。 4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の廃止措置主任者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(原子力発電安全運営委員会)</p> <p>第148条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。                  2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。                  ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 廃止措置管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 運転員の構成人員に関する事項                  (b) 当直の引継方法に関する事項                  (c) 廃止措置計画に関する事項                  (d) 安全貯蔵措置に関する事項                  (e) 巡視に関する事項                  (f) 警報発生時の措置に関する事項                  (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項                  (h) 定期的を実施するサーベイランスに関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項                  (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項                  (3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項                  (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項                  (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項                  (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項                  (4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項                  (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項                  (c) 保全区域に関する事項                  (d) 周辺監視区域に関する事項                  (e) 線量の評価に関する事項                  (f) 除染に関する事項                  (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項                  (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項                  (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項                  (5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正                  (6) 改造の実施に関する事項                  (7) 保安教育実施計画の策定（第206条）に関する事項                  (8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。</p>	<p>(原子力発電安全運営委員会)</p> <p>第148条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。                  2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。                  ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 廃止措置管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 運転員の構成人員に関する事項                  (b) 当直の引継方法に関する事項                  (c) 廃止措置計画に関する事項                  (d) 安全貯蔵措置に関する事項                  (e) 巡視に関する事項                  (f) 警報発生時の措置に関する事項                  (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項                  (h) 定期的を実施するサーベイランスに関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項                  (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項                  (3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項                  (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項                  (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項                  (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項                  (4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項                  (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項                  (c) 保全区域に関する事項                  (d) 周辺監視区域に関する事項                  (e) 線量の評価に関する事項                  (f) 除染に関する事項                  (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項                  (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項                  (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項                  (5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正                  (6) 改造の実施に関する事項                  (7) 保安教育実施計画の策定（第206条）に関する事項                  (8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。</p>	<p>変更なし</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>4. 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第 1 4 6 条第 2 項(3)、(5)、(7)、同項(9)から(12)および(15)から(23)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>4. 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第 1 4 6 条第 2 項(3)、(5)、(7)、同項(9)から(12)および(15)から(21)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>組織改正に伴う変更(番号の繰り上がり)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第170条の2 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>※1</sup>または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下、「廃棄物庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) イオン交換器廃樹脂および除染に伴い発生する廃樹脂(以下、「イオン交換器廃樹脂等」という。)は、発電室長が廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、イオン交換器廃樹脂等のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱い、(5)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。貯蔵したイオン交換器廃樹脂等を廃樹脂処理装置で処理する場合は、発電室長が処理し、処理済樹脂は(5)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。なお、固型化処理する場合は、(1)に基づき処理する。</p> <p>(3) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、<u>放射線管理課長</u>が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(4) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、<u>計装</u>保修課長および<u>原子炉</u>保修課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(5) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備<sup>※2</sup>で焼却する。</p> <p>ロ. 焼却灰を固型化する場合は、発電室長が固化装置で固型化する。</p> <p>ハ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表208-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、<u>計装</u>保修課長および<u>原子炉</u>保修課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵および保管状況を確認するために、1日に1回、廃樹脂タンクの水位および廃樹脂貯蔵タンクの圧力を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵および保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクにおける廃液の保管状況を確認するため</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第170条の2 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>※1</sup>または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下、「廃棄物庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) イオン交換器廃樹脂および除染に伴い発生する廃樹脂(以下、「イオン交換器廃樹脂等」という。)は、発電室長が廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、イオン交換器廃樹脂等のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱い、(5)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。貯蔵したイオン交換器廃樹脂等を廃樹脂処理装置で処理する場合は、発電室長が処理し、処理済樹脂は(5)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。なお、固型化処理する場合は、(1)に基づき処理する。</p> <p>(3) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、<u>機械</u>保修課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(4) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、<u>電気</u>保修課長および<u>機械</u>保修課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(5) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備<sup>※2</sup>で焼却する。</p> <p>ロ. 焼却灰を固型化する場合は、発電室長が固化装置で固型化する。</p> <p>ハ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表208-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、<u>電気</u>保修課長および<u>機械</u>保修課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵および保管状況を確認するために、1日に1回、廃樹脂タンクの水位および廃樹脂貯蔵タンクの圧力を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵および保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクにおける廃液の保管状況を確認するため</p>	<p>組織改正に伴う変更(原子力発電所の保修関係組織の統合)</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>に、1日に1回、濃縮廃液タンクの水位を確認する。 また、放射線管理課長は、当該濃縮廃液タンクにおける廃液の保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(4) 原子燃料課長、計装係課長および原子炉保修課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立ち入り制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第178条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内で第178条第1項（1）に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p>	<p>に、1日に1回、濃縮廃液タンクの水位を確認する。 また、放射線管理課長は、当該濃縮廃液タンクにおける廃液の保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(4) 原子燃料課長、電氣保修課長および機械保修課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立ち入り制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第178条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内で第178条第1項（1）に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>1 1. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第178条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※2：1、2号炉廃棄物処理建屋内（1号炉および2号炉）、3、4号炉原子炉補助建屋内（1号炉、2号炉、3号炉および4号炉）。</p>	<p>1 1. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第178条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※2：1、2号炉廃棄物処理建屋内（1号炉および2号炉）、3、4号炉原子炉補助建屋内（1号炉、2号炉、3号炉および4号炉）。</p>	<p>変更なし</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																								
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第 175 条 放射線管理課長および計装保修課長は、表 175 に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表 175</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水 モニタ</td> <td>計装保修課長</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置 排気筒モニタ</td> <td>放射線管理課長 計装保修課長</td> <td>2 台※1 2 台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号、2号、3号および4号炉共用 ※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水 モニタ	計装保修課長	1 台	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	放射線管理課長 計装保修課長	2 台※1 2 台	<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第 175 条 放射線管理課長および電気保修課長は、表 175 に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表 175</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水 モニタ</td> <td>電気保修課長</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置 排気筒モニタ</td> <td>放射線管理課長 電気保修課長</td> <td>2 台※1 2 台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号、2号、3号および4号炉共用 ※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水 モニタ	電気保修課長	1 台	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	放射線管理課長 電気保修課長	2 台※1 2 台	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>
分類	計測器種類	担当課長	数量																							
放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水 モニタ	計装保修課長	1 台																							
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	放射線管理課長 計装保修課長	2 台※1 2 台																							
分類	計測器種類	担当課長	数量																							
放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水 モニタ	電気保修課長	1 台																							
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	放射線管理課長 電気保修課長	2 台※1 2 台																							

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第187条 放射線管理課長および計装保課長は、表187に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表187に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>		<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第187条 放射線管理課長および電気保課長は、表187に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表187に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>		<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>
表187		表187		
分類	計測器種類	担当	数量	
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1台 <sup>※1</sup>	
	線量当量率測定用 サーベイメータ		5台 <sup>※1</sup>	
放射線管理用計測器	汚染密度測定用 サーベイメータ	放射線管理課長	4台 <sup>※1</sup>	
	退出モニタ 試料放射能測定装置 積算線量計		3台 3台 <sup>※1</sup> <sup>※2</sup> 1式 <sup>※1</sup>	
放射線監視用計測器	モニタリングポスト モニタリングステーション	放射線管理課長	5台 <sup>※1</sup> 1台 <sup>※1</sup>	
	エリアモニタ	計装保課長	5台	
環境放射能計測器	試料放射能測定装置 積算線量計	環境モニタリングセンター所長	1台 <sup>※3</sup> 1式	

※1：1号、2号、3号および4号炉共用  
 ※2：1台は表175の試料放射能測定装置と共用  
 ※3：美浜発電所、高浜発電所と共用

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(原子力防災組織)</p> <p>第 194 条 安全・防災室長は、原子力災害の発生または拡大を防止するため、図 194 に示す原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p> <p>第 194 図 原子力防災組織図</p>	<p>(原子力防災組織)</p> <p>第 194 条 安全・防災室長は、原子力災害の発生または拡大を防止するため、図 194 に示す原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p> <p>第 194 図 原子力防災組織図</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>
<p>変更前</p> <p>1. 原子力防災室長は、緊急時の対応に当り、所長に報告し、所長の指示に従って、原子力災害の発生または拡大を防止するため、原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p>	<p>変更後</p> <p>1. 原子力防災室長は、緊急時の対応に当り、所長に報告し、所長の指示に従って、原子力災害の発生または拡大を防止するため、原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p>	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
	<p>附 則（ 年 月 日 第 号 ）            （施行期日）            第 1 条 この通達は、 年 月 日から施行する。            2. 本通達施行の際、発電所の保修関係組織の統合に伴い変更する規定については、原子力規制委員会の認可を受けた日、または3号炉の第18回保安サイクルにおける核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日のいずれか遅い日より起算し、30日を超えない範囲で適用する。</p>	<p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。記番号は改正日に設定する。</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、30日を超えない範囲で施行する。</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害 および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の3および第18条の3の2関連)</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害 および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の3および第18条の3の2関連)</p>	<p>変更なし</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>1. 火災</p> <p>(中略)</p> <p>1. 5 手順書の整備</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 消火活動</p> <p>各課（室）長は、火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。</p> <p>b. 消火設備故障時の対応</p> <p>当直課長（1、2号炉担当含む）は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室および必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>c. 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(a) 当直課長（1、2号炉担当含む）は、火災感知器が作動した場合、火災区域または火災区画からの退避警報、自動消火設備の動作状況の確認を実施する。</p> <p>(b) 当直課長（1、2号炉担当含む）は、自動消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>d. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(a) 消火要員は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。</p> <p>(b) 当直課長（1、2号炉担当含む）は、消火が困難な場合、職員の退避確認後に固定式消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>e. 原子炉格納容器内における火災発生時の対応</p> <p>(a) 当直課長は、局所火災と判断し、かつ、原子炉格納容器内への進入が可能であると判断した場合、消火器、消火栓による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、広範囲な火災または原子炉格納容器内へ進入できないと判断した場合、プラントを停止するとともに、原子炉格納容器スプレイ設備を使用した消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> <p>f. 単一故障も想定した中央制御盤内における火災発生時の対応（中央制御室の1つの区画の安全機能が全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。）</p> <p>(a) 当直課長は、中央制御盤内の高感度煙感知器が作動し、火災の発生場所が特定できる場合は、常駐する運転員による消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。火災の発生場所が特定できない場合は、エアロゾル消火</p>	<p>1. 火災</p> <p>(中略)</p> <p>1. 5 手順書の整備</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 消火活動</p> <p>各課（室）長は、火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。</p> <p>b. 消火設備故障時の対応</p> <p>当直課長（1、2号炉担当含む）は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室および必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>c. 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(a) 当直課長（1、2号炉担当含む）は、火災感知器が作動した場合、火災区域または火災区画からの退避警報、自動消火設備の動作状況の確認を実施する。</p> <p>(b) 当直課長（1、2号炉担当含む）は、自動消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>d. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(a) 消火要員は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。</p> <p>(b) 当直課長（1、2号炉担当含む）は、消火が困難な場合、職員の退避確認後に固定式消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>e. 原子炉格納容器内における火災発生時の対応</p> <p>(a) 当直課長は、局所火災と判断し、かつ、原子炉格納容器内への進入が可能であると判断した場合、消火器、消火栓による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、広範囲な火災または原子炉格納容器内へ進入できないと判断した場合、プラントを停止するとともに、原子炉格納容器スプレイ設備を使用した消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> <p>f. 単一故障も想定した中央制御盤内における火災発生時の対応（中央制御室の1つの区画の安全機能が全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。）</p> <p>(a) 当直課長は、中央制御盤内の高感度煙感知器が作動し、火災の発生場所が特定できる場合は、常駐する運転員による消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。火災の発生場所が特定できない場合は、エアロゾル消火</p>	<p>変更なし</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>設備による消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排気するため、換気空調設備の換気モードの切替えを行う。</p> <p>g. 水素濃度検知器が設置される火災区域または火災区画における水素濃度上昇時の対応 当直課長は、換気空調設備の運転状態の確認および換気空調設備の切替えを実施する。</p> <p>h. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動 消火要員は、火災発生時の煙の充満によりポンプ室の消火活動に支障がある場合は、煙を排気できる可搬式の排風機を準備し、起動する。</p> <p>i. 屋外消火配管の凍結防止対策の対応 当直課長（1、2号炉担当含む）は、外気温度が約0℃まで低下した場合、屋外消火栓を微開し通水する。</p> <p>j. 消火用水の供給優先の対応 当直課長（1、2号炉担当含む）およびタービン<del>保</del>修課長は、消火用水供給系において、火災発生時に所内用水系と共用しない運用を行うことにより、消火用水を確保する。具体的には、水源である淡水タンクおよび消火水バックアップタンクには、最大放水量（260m<sup>3</sup>）に対して十分な容量（2,000m<sup>3</sup>以上）を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離等の運用により、消火を優先する。</p> <p>k. 防火帯の維持・管理 安全・防災室長は、防火帯の維持・管理を実施する。</p> <p>l. 外部火災によるばい煙発生時の対応 当直課長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、外気取入口に設置している平面型フィルタ、外気取入ダンパの閉止および換気空調系の停止または中央制御室の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p> <p>m. 外部火災による有毒ガス発生時の対応 当直課長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または中央制御室の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> <p>n. 外部火災によるモニタリングポストが影響を受けた場合 放射線管理課長は、モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合は、代替設備を防火帯の内側に設置する。</p> <p>o. 油計量タンクの運用 タービン<del>保</del>修課長は、油計量タンクの油量制限を実施する。</p> <p style="text-align: right;">（中略）</p>	<p>設備による消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排気するため、換気空調設備の換気モードの切替えを行う。</p> <p>g. 水素濃度検知器が設置される火災区域または火災区画における水素濃度上昇時の対応 当直課長は、換気空調設備の運転状態の確認および換気空調設備の切替えを実施する。</p> <p>h. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動 消火要員は、火災発生時の煙の充満によりポンプ室の消火活動に支障がある場合は、煙を排気できる可搬式の排風機を準備し、起動する。</p> <p>i. 屋外消火配管の凍結防止対策の対応 当直課長（1、2号炉担当含む）は、外気温度が約0℃まで低下した場合、屋外消火栓を微開し通水する。</p> <p>j. 消火用水の供給優先の対応 当直課長（1、2号炉担当含む）および<del>機</del>械<del>保</del>修課長は、消火用水供給系において、火災発生時に所内用水系と共用しない運用を行うことにより、消火用水を確保する。具体的には、水源である淡水タンクおよび消火水バックアップタンクには、最大放水量（260m<sup>3</sup>）に対して十分な容量（2,000m<sup>3</sup>以上）を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離等の運用により、消火を優先する。</p> <p>k. 防火帯の維持・管理 安全・防災室長は、防火帯の維持・管理を実施する。</p> <p>l. 外部火災によるばい煙発生時の対応 当直課長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、外気取入口に設置している平面型フィルタ、外気取入ダンパの閉止および換気空調系の停止または中央制御室の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p> <p>m. 外部火災による有毒ガス発生時の対応 当直課長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または中央制御室の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> <p>n. 外部火災によるモニタリングポストが影響を受けた場合 放射線管理課長は、モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合は、代替設備を防火帯の内側に設置する。</p> <p>o. 油計量タンクの運用 <del>機</del>械<del>保</del>修課長は、油計量タンクの油量制限を実施する。</p> <p style="text-align: right;">（中略）</p>	<p>理由</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>2 内部溢水</p> <p>(中略)</p> <p>2. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 溢水発生時の措置に関する手順</p> <p>当直課長は、配管の想定破損による溢水、スプリングラークからの放水による溢水、地震による溢水およびその他の溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>b. 消火放水時における注意喚起</p> <p>安全・防災室長は、機能喪失高さが低い防護すべき設備が消火水の放水による溢水により機能喪失することのないよう、消火放水時の注意事項を現場に表示する。</p> <p>c. 運転時間実績管理</p> <p>安全・防災室長は、運転実績(高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%またはプラント運転期間の1%より小さい)により、低エネルギー配管としていない系統についての運転時間実績管理を行う。</p> <p>d. 水密扉の閉止状態の管理</p> <p>当直課長は、中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。また、各課(室)長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>e. タンクの水位管理</p> <p>安全・防災室長は、防護すべき設備が設置される建屋へ溢水が流入し伝播することを防ぐため、必要なタンクの水位制限を行う。</p> <p>f. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順</p> <p>各課(室)長は、原子炉施設に溢水が発生した場合、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>g. 施設管理、点検</p> <p>(a) 各課(室)長は、火災時に消火水を放水した場合、消火水により防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(b) 各課(室)長は、防護すべき設備が没水または被水した場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(c) 各課(室)長は、防護すべき設備が蒸気環境に曝された場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき</p>	<p>2 内部溢水</p> <p>(中略)</p> <p>2. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 溢水発生時の措置に関する手順</p> <p>当直課長は、配管の想定破損による溢水、スプリングラークからの放水による溢水、地震による溢水およびその他の溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>b. 消火放水時における注意喚起</p> <p>安全・防災室長は、機能喪失高さが低い防護すべき設備が消火水の放水による溢水により機能喪失することのないよう、消火放水時の注意事項を現場に表示する。</p> <p>c. 運転時間実績管理</p> <p>安全・防災室長は、運転実績(高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%またはプラント運転期間の1%より小さい)により、低エネルギー配管としていない系統についての運転時間実績管理を行う。</p> <p>d. 水密扉の閉止状態の管理</p> <p>当直課長は、中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。また、各課(室)長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>e. タンクの水位管理</p> <p>安全・防災室長は、防護すべき設備が設置される建屋へ溢水が流入し伝播することを防ぐため、必要なタンクの水位制限を行う。</p> <p>f. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順</p> <p>各課(室)長は、原子炉施設に溢水が発生した場合、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>g. 施設管理、点検</p> <p>(a) 各課(室)長は、火災時に消火水を放水した場合、消火水により防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(b) 各課(室)長は、防護すべき設備が没水または被水した場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(c) 各課(室)長は、防護すべき設備が蒸気環境に曝された場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、施設管理計画に基づき</p>	<p>変更なし</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(d) 電気保修課長、計装保修課長およびタービン保修課長は、海水ポンプエリア内およびエリア外の溢水を受けて、海水ポンプエリア内の防護すべき設備が機能喪失しないように海水防止蓋について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(e) タービン保修課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p> <p>(f) 土木建築課長は、立坑・排水トンネルの排水機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理・点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(g) 各課（室）長は、浸水防護設備および防護すべき設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>h. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順</p> <p>(a) 安全・防災室長は、各種対策設備の追加および資機材の持込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>(b) 安全・防災室長は、消火活動の結果を踏まえ、放水後の放水量の溢水評価に係る妥当性について検証を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>3 火山影響等、降雪および地滑り※1発生時 (中略)</p> <p>3. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力技術部門統括（原子力技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>(中略)</p> <p>4 地震 (中略)</p> <p>4. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見等の収集、反映</p>	<p>適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(d) 電気保修課長および機械保修課長は、海水ポンプエリア内およびエリア外の溢水を受けて、海水ポンプエリア内の防護すべき設備が機能喪失しないように海水ポンプエリア浸水防止蓋について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(e) 機械保修課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p> <p>(f) 土木建築課長は、立坑・排水トンネルの排水機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理・点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(g) 各課（室）長は、浸水防護設備および防護すべき設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>h. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順</p> <p>(a) 安全・防災室長は、各種対策設備の追加および資機材の持込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>(b) 安全・防災室長は、消火活動の結果を踏まえ、放水後の放水量の溢水評価に係る妥当性について検証を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>3 火山影響等、降雪および地滑り※1発生時 (中略)</p> <p>3. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>(中略)</p> <p>4 地震 (中略)</p> <p>4. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見等の収集、反映</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>原子炉技術部門統括（原子炉技術）および原子炉技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>b. 波及的影響防止</p> <p>原子炉技術部門統括（原子炉技術）は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。</p> <p>c. 地震観測および影響確認</p> <p>(a) 原子炉技術部門統括（土木建築）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じ、地震観測網の拡充を計画する。</p> <p>(b) 原子炉技術部門統括（原子炉技術）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(中略)</p> <p>5 津波</p> <p>5. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子炉技術部門統括（原子炉技術）および原子炉技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子炉技術部門統括（原子炉技術）および原子炉技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>(中略)</p> <p>6 竜巻</p> <p>6. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 飛来物管理の手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、飛来時の運動エネルギー、貫通力が設計飛来物である鋼製材<sup>*1</sup>よりも大きなものについて、設置場所等に応じて固縛、建屋内収納または撤去により飛来物とならない管理を実施する。</p>	<p>原子炉安全・技術部門統括（原子炉安全・技術）および原子炉安全・技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>b. 波及的影響防止</p> <p>原子炉安全・技術部門統括（原子炉安全・技術）は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。</p> <p>c. 地震観測および影響確認</p> <p>(a) 原子炉安全・技術部門統括（土木建築）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じ、地震観測網の拡充を計画する。</p> <p>(b) 原子炉安全・技術部門統括（原子炉安全・技術）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(中略)</p> <p>5 津波</p> <p>5. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子炉安全・技術部門統括（原子炉安全・技術）および原子炉安全・技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子炉安全・技術部門統括（原子炉安全・技術）および原子炉安全・技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>(中略)</p> <p>6 竜巻</p> <p>6. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 飛来物管理の手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、飛来時の運動エネルギー、貫通力が設計飛来物である鋼製材<sup>*1</sup>よりも大きなものについて、設置場所等に応じて固縛、建屋内収納または撤去により飛来物とならない管理を実施する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子炉安全部門と原子炉技術部門の統合）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由												
<p>(b) 各課（室）長は、屋外の重大事故等対処設備について、位置的分散を図ることで、重大事故等対処設備の機能を損なわないよう管理する。また、重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備に悪影響を与えないよう管理を実施する。</p> <p>(c) 安全・防災室長は、車両に関する入構管理を行う。</p> <p>※1：設計飛来物である鋼製材の寸法等は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="424 1424 592 2018"> <tr> <td>飛来物の種類</td> <td>鋼製材</td> </tr> <tr> <td>寸法 (m)</td> <td>長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>135</td> </tr> </table> <p>b. 竜巻の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(a) 安全・防災室長は、車両に関して停車している場所に応じて退避または固縛することにより飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、ディーゼル発電機室の水密扉の閉止状態を確認するとともに、換気空調系統のダンパ等の閉止を実施する。</p> <p>(c) 原子燃料課長は、燃料取扱作業を中止する。</p> <p>(d) 安全・防災室長は、タンクローリー4台を鯨谷トンネルに退避する。</p> <p>c. 竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作等</p> <p>各課（室）長は、竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作、飛来物発生防止のために設置した設備の操作を実施する。</p> <p>d. 代替設備または予備品確保</p> <p>各課（室）長は、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備または予備品を確保する。</p> <p>e. 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課（室）長は、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>f. 竜巻により原子炉施設等が損傷した場合の処置</p> <p>(a) 当直課長は、排気筒に損傷を発見した場合、気体廃棄物が放出中であればすみやかに放出を停止する。</p> <p>(b) 原子炉保修課長は、排気筒に損傷を発見した場合、応急補修を行う。</p> <p>(c) 土木建築課長は、アニュラス区画構造物に損傷を発見した場合、応急補修を行う。</p> <p>(d) 当直課長は、排気筒またはアニュラス区画構造物の補修が困難な場合、プラント停止操作を行う。</p>	飛来物の種類	鋼製材	寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2	質量 (kg)	135	<p>(b) 各課（室）長は、屋外の重大事故等対処設備について、位置的分散を図ることで、重大事故等対処設備の機能を損なわないよう管理する。また、重大事故等対処設備が設計基準事故対処設備に悪影響を与えないよう管理を実施する。</p> <p>(c) 安全・防災室長は、車両に関する入構管理を行う。</p> <p>※1：設計飛来物である鋼製材の寸法等は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="424 528 592 1122"> <tr> <td>飛来物の種類</td> <td>鋼製材</td> </tr> <tr> <td>寸法 (m)</td> <td>長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>135</td> </tr> </table> <p>b. 竜巻の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(a) 安全・防災室長は、車両に関して停車している場所に応じて退避または固縛することにより飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、ディーゼル発電機室の水密扉の閉止状態を確認するとともに、換気空調系統のダンパ等の閉止を実施する。</p> <p>(c) 原子燃料課長は、燃料取扱作業を中止する。</p> <p>(d) 安全・防災室長は、タンクローリー4台を鯨谷トンネルに退避する。</p> <p>c. 竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作等</p> <p>各課（室）長は、竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作、飛来物発生防止のために設置した設備の操作を実施する。</p> <p>d. 代替設備または予備品確保</p> <p>各課（室）長は、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備または予備品を確保する。</p> <p>e. 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課（室）長は、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>f. 竜巻により原子炉施設等が損傷した場合の処置</p> <p>(a) 当直課長は、排気筒に損傷を発見した場合、気体廃棄物が放出中であればすみやかに放出を停止する。</p> <p>(b) 機械保修課長は、排気筒に損傷を発見した場合、応急補修を行う。</p> <p>(c) 土木建築課長は、アニュラス区画構造物に損傷を発見した場合、応急補修を行う。</p> <p>(d) 当直課長は、排気筒またはアニュラス区画構造物の補修が困難な場合、プラント停止操作を行う。</p>	飛来物の種類	鋼製材	寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2	質量 (kg)	135	<p>組織改正に伴う変更（原子力発電所の保修関係組織の統合）</p>
飛来物の種類	鋼製材													
寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2													
質量 (kg)	135													
飛来物の種類	鋼製材													
寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2													
質量 (kg)	135													

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(e) 各課（室）長は、建屋外において竜巻による火災の発生を確認した場合、消火用水等による消火活動を行う。</p> <p>g. 施設管理、点検</p> <p>各課（室）長は、竜巻飛来物防護対策設備の要求機能を維持するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力技術部門統括（原子力技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(e) 各課（室）長は、建屋外において竜巻による火災の発生を確認した場合、消火用水等による消火活動を行う。</p> <p>g. 施設管理、点検</p> <p>各課（室）長は、竜巻飛来物防護対策設備の要求機能を維持するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表－1から表－19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 原子力安全・技術部門統括は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「安全管理通達」に定め、原子力事業本部長の承認を得る。</p> <p>ア 原子炉主任技術者は、原子力防災組織において、独立性が確保できる組織に配置し、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実、かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>イ 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部の本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>ウ 原子炉主任技術者は、休日、時間外（夜間）に重大事故等が発生した場合、緊急時対策本部要員からの情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を受け、保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>エ 非常召集可能圏内に原子炉主任技術者を原子炉毎に各1名（計2名）配置する。</p> <p>オ 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>(3) 安全・防災室長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各課（室）長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 3項および表－1から表－19に示す「重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1. 1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(5) 原子力安全・技術部門統括は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における本店が行う支</p>	<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表－1から表－19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「安全管理通達」に定め、原子力事業本部長の承認を得る。</p> <p>ア 原子炉主任技術者は、原子力防災組織において、独立性が確保できる組織に配置し、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実、かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>イ 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部の本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>ウ 原子炉主任技術者は、休日、時間外（夜間）に重大事故等が発生した場合、緊急時対策本部要員からの情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を受け、保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>エ 非常召集可能圏内に原子炉主任技術者を原子炉毎に各1名（計2名）配置する。</p> <p>オ 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>(3) 安全・防災室長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各課（室）長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 3項および表－1から表－19に示す「重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1. 1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(5) 原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生</p>	<p>理由</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>に関する活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 (1) 体制の整備</p> <p>イ 原子力安全部門統括は、以下に示す本店対策本部の役割分担および責任者などを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、発電所における原子力防災体制の発令報告を受けた場合、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災体制を発令する。</p> <p>(イ) 社長は、原子力防災体制を発令した場合、速やかに本店対策本部（原子力施設事態即応センターを含む。）を中之島および若狭に設置する。また、社長は、原子力災害対策活動を実施するため本店対策本部長としてその職務を行い、社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。</p> <p>また、原子力緊急事態宣言が発出された場合またはそのおそれがある場合は、本店対策本部長である社長は原則として、中之島から若狭へ移動し、災害対策活動の指揮を執る。社長が移動する場合は、定められた代行者が本店対策本部の指揮を執る。なお、移動中の社長への連絡については、携帯電話等を使用する。</p> <p>本店対策本部（中之島）においては、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制により発電所対策本部の支援を行い、本店対策本部（若狭）は、原子力部門による発電所対策本部への技術的支援を行う。</p> <p>本店対策本部（若狭）には、社内外情報の収集、連絡、記録、事故状況の把握、評価の支援、アクションマネジメントの支援、事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明、除去に関する支援および復旧対策に関する支援等を行う原子力設備班を設置し、本店対策本部（中之島）は、設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立等を行う設備班、本店対策本部の設置、運営、本部要員の召集ならびに資機材および食料の調達運搬等を行う総務班、自治体および報道対応を行う広報班を設置し、発電所対策本部の災害対策活動の支援を行う。</p> <p>(ウ) 本店対策本部総務班長は、あらかじめ選定している支援拠点の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な本店緊急時対策要員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。</p> <p>(イ) 本店対策本部原子力設備班長は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子力安全部門統括は、原子力設備班を統括する。</p>	<p>時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 (1) 体制の整備</p> <p>イ 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下に示す本店対策本部の役割分担および責任者などを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、発電所における原子力防災体制の発令報告を受けた場合、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災体制を発令する。</p> <p>(イ) 社長は、原子力防災体制を発令した場合、速やかに本店対策本部（原子力施設事態即応センターを含む。）を中之島および若狭に設置する。また、社長は、原子力災害対策活動を実施するため本店対策本部長としてその職務を行い、社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。</p> <p>また、原子力緊急事態宣言が発出された場合またはそのおそれがある場合は、本店対策本部長である社長は原則として、中之島から若狭へ移動し、災害対策活動の指揮を執る。社長が移動する場合は、定められた代行者が本店対策本部の指揮を執る。なお、移動中の社長への連絡については、携帯電話等を使用する。</p> <p>本店対策本部（中之島）においては、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制により発電所対策本部の支援を行い、本店対策本部（若狭）は、原子力部門による発電所対策本部への技術的支援を行う。</p> <p>本店対策本部（若狭）には、社内外情報の収集、連絡、記録、事故状況の把握、評価の支援、アクションマネジメントの支援、事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明、除去に関する支援および復旧対策に関する支援等を行う原子力設備班を設置し、本店対策本部（中之島）は、設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立等を行う設備班、本店対策本部の設置、運営、本部要員の召集ならびに資機材および食料の調達運搬等を行う総務班、自治体および報道対応を行う広報班を設置し、発電所対策本部の災害対策活動の支援を行う。</p> <p>(ウ) 本店対策本部総務班長は、あらかじめ選定している支援拠点の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な本店緊急時対策要員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。</p> <p>(イ) 本店対策本部原子力設備班長は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子力設備班を統括する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>ウ 原子力安全部門統括は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近しい状態が継続する場合等、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を確立する。</p> <p>また、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減および放射性物質を含まない汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な協力活動体制を継続して構築する。 (中略)</p> <p>(3) 資機材の配備</p> <p>ア 各課(室)長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルート確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を所定の保管場所に配備する。</p> <p>イ 原子力企画部門統括、原子力安全部門統括、<u>原子力発電部門統括</u>、<u>原子力技術部門統括</u>（<u>原子力技術</u>）および<u>原子力技術部門統括</u>（<u>土木建築</u>）は、支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 2 アクセスルートの確保、復旧作業および支援に係る事項 (中略)</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>安全・防災室長および原子力安全部門統括は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを社内標準に定める。</p> <p>ア 安全・防災室長および原子力安全部門統括は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応設備、予備品および燃料等を維持できるように、重大事故等対応設備、予備品および燃料等を確保する。</p> <p>また、プラントメーカー、建設会社、協力会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。事故発生後、当社原子力防災組織が発足し協力が体制が整い次第、プラントメーカーおよび建設会社からは設備の設計根拠および機器の詳細な情報、事故収束手段および復旧対策等の提供、協力会社からは、事象進展予測および放射線影響予測等の評価結果の情報提供、事故収束および復旧対策活動に必要な支援に係る要員の派遣ならびに燃料供給会社からは燃料の供給および迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。</p> <p>イ 原子力安全部門統括は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられること</p>	<p>ウ 原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近しい状態が継続する場合等、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を確立する。</p> <p>また、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減および放射性物質を含まない汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な協力活動体制を継続して構築する。 (中略)</p> <p>(3) 資機材の配備</p> <p>ア 各課(室)長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を所定の保管場所に配備する。</p> <p>イ 原子力企画部門統括、原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）、<u>原子力安全・技術部門統括</u>（<u>土木建築</u>）および<u>原子力発電部門統括</u>は、支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 2 アクセスルートの確保、復旧作業および支援に係る事項 (中略)</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを社内標準に定める。</p> <p>ア 安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるように、重大事故等対応設備、予備品および燃料等を確保する。</p> <p>また、プラントメーカー、建設会社、協力会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。事故発生後、当社原子力防災組織が発足し協力が体制が整い次第、プラントメーカーおよび建設会社からは設備の設計根拠および機器の詳細な情報、事故収束手段および復旧対策等の提供、協力会社からは、事象進展予測および放射線影響予測等の評価結果の情報提供、事故収束および復旧対策活動に必要な支援に係る要員の派遣ならびに燃料供給会社からは燃料の供給および迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。</p> <p>イ 原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられること</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>



大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>定する。</p> <p>さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品および燃料等について支援を受けることによって、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材が継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力安全部門統括は、1. 1項および1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>ができるように支援計画を策定する。</p> <p>さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品および燃料等について支援を受けることによって、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材が継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、1. 1項および1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊（以下、「大規模損壊」という。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 原子力安全部門統括は、本店が行う支援に関する活動を行う活動として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全・防災室長および原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を確保し、対応できることを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるよう教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ウ 支援体制の確立</p> <p>(7) 本店対策本部体制の確立</p> <p>社長は、原子炉施設において大規模損壊が発生した場合の支援を実施するため、本店対策本部を設置する。</p> <p>また、原子力災害と非常災害（一般災害）の複合災害発生時には、状況に応じて両者を統合した原子力緊急時対策・非常災害対策統合本部（以下、「統合本部」という。）を設置する。</p> <p>統合本部の本部長は原子力緊急時対策本部長とし、必要に応じて、原子力災害を除く災害対策の指揮を本部長が指名するものに代行させる。</p> <p>(1) 外部支援体制の確立</p> <p>原子力安全部門統括は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ応援要</p>	<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊（以下、「大規模損壊」という。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、本店が行う支援に関する活動を行う活動として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を確保し、対応できることを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるよう教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ウ 支援体制の確立</p> <p>(7) 本店対策本部体制の確立</p> <p>社長は、原子炉施設において大規模損壊が発生した場合の支援を実施するため、本店対策本部を設置する。</p> <p>また、原子力災害と非常災害（一般災害）の複合災害発生時には、状況に応じて両者を統合した原子力緊急時対策・非常災害対策統合本部（以下、「統合本部」という。）を設置する。</p> <p>統合本部の本部長は原子力緊急時対策本部長とし、必要に応じて、原子力災害を除く災害対策の指揮を本部長が指名するものに代行させる。</p> <p>(1) 外部支援体制の確立</p> <p>原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、他の原子力事業者および原子力</p>	

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>請し、技術的な支援が受けられる体制を確立する。</p> <p>また、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る支援要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカーカオおよび建設会社による技術的支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 3 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、2. 1 項および2. 2 項の活動の実施結果を取りまとめ、1 年に1 回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、(1)の評価結果を取りまとめ、1 年に1 回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力安全部門統括は、2. 1 項の実施内容を踏まえ、1 年に1 回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>緊急事態支援組織へ応援要請し、技術的な支援が受けられる体制を確立する。</p> <p>また、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る支援要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカーカオおよび建設会社による技術的支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 3 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、2. 1 項および2. 2 項の活動の実施結果を取りまとめ、1 年に1 回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、(1)の評価結果を取りまとめ、1 年に1 回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、2. 1 項の実施内容を踏まえ、1 年に1 回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>